

岸和田市 公共施設等総合管理計画



平成 28 年 2 月

(令和 4 年 3 月改定)

(令和 8 年 3 月改定)

目次

第一部 計画全体について（共通事項）	1
第Ⅰ章 はじめに.....	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
4. 対象範囲	3
5. 計画の見直しの主な視点（令和7年度改定）	4
6. 第1期計画期間の振り返り	5
第Ⅱ章 市域の状況.....	6
1. 位置、地形及び日常生活圏域	6
2. 本市の将来像と将来都市構造図	7
3. 将来像を実現するための都市活動・交通に関する課題と基本方針	8
第Ⅲ章 公共施設等を取り巻く状況	9
1. 人口・ニーズの現状と課題	9
（1）人口の現状と今後の見通し	9
（2）公共施設に対する市民のニーズ	17
2. 財政の現状と課題	39
（1）歳入・歳出決算額の推移と今後の財政収支の見通し	39
（2）財政構造の現状と課題	42
（3）地方債残高の推移	43
（4）基金の推移	43
3. 計画の推進にあたって	45
第二部 建築物系公共施設編	46
第Ⅰ章 「機能と量」に関する現状と維持管理に係る基本方針	46
1. 公共施設等の現状	46
（1）施設の保有量・保有機能	46
（2）施設別・機能別稼働率	51
（3）施設類型ごとの人口カバー率	56

(4) 施設の老朽化状況.....	59
(5) さまざまな観点から分析する公共施設等の現状と課題.....	63
2. 管理運営・施設保全に係る費用.....	65
(1) 建築物系公共施設の管理運営費の現状.....	65
(2) 施設の保全に係る費用.....	67
(3) 施設の保全に投入することができる財源の規模（水準）.....	71
(4) 削減目標.....	71
3. 維持管理に係る基本方針.....	75
(1) 基本方針.....	75
第Ⅱ章 施設類型ごとの現状と今後の方針.....	84
1. 幼稚園.....	84
2. 保育所等.....	86
3. 認定こども園.....	88
4. 小学校.....	89
5. チビッコホーム.....	91
6. 中学校.....	93
7. 高等学校.....	95
8. 教育センター.....	96
9. 公民館等.....	97
10. 図書館.....	99
11. 自然資料館.....	100
12. 体育館.....	101
13. プール.....	103
14. 運動広場.....	105
15. ホール・会館.....	107
16. 高齢者関連施設.....	108
17. 保健福祉施設.....	109
18. 公営住宅.....	111
19. 観光施設.....	113
20. 産業振興施設.....	114

2 1. 農業関連施設	115
2 2. 男女共同参画センター	116
2 3. 消費生活センター	117
2 4. 駐車場	118
2 5. 自転車等駐車場（駐輪場）	119
2 6. 本庁舎	121
2 7. 市民センター	122
2 8. 支所・サービスセンター	123
2 9. 消防庁舎	124
3 0. その他の公用施設等	126
3 1. 競輪場	128
3 2. 病院	129
第Ⅲ章 計画の推進（建築物系公共施設）	130
1. 庁内体制の整備	130
2. 市民との連携の推進	130
3. 民間事業者との連携推進	131
4. 広域連携の推進	131
5. 取り組みスケジュール	132
第三部 インフラ・プラント系施設編	133
第Ⅰ章 施設の現状と維持管理に係る基本方針	133
1. インフラ・プラント系施設の現状	133
（1）施設の保有量	133
（2）老朽化の状況	134
2. 維持管理・更新等に係る費用	135
3. 維持管理に係る基本方針と展望	144
第Ⅱ章 施設類型ごとの現状と今後の方針	145
1. 道路・橋梁	145
2. 河川	148
3. 公園	150
4. 農林業用施設（ため池、林道等）	152

5. 消防水利施設.....	155
6. 下水道.....	157
7. し尿処理施設.....	161
第Ⅲ章 計画の推進（インフラ・プラント系施設）.....	162
1. 庁内体制の整備.....	162
2. 民間事業者との連携の推進.....	162
3. 多様な連携の推進.....	162
4. 取り組みスケジュール.....	162

第一部 計画全体について（共通事項）

第Ⅰ章 はじめに

1. 計画策定の背景と目的

本市では、高度経済成長期の人口増加や行政需要の増大に伴い、多くの施設が建設されました。しかし、これらの多くが40年以上経過しており、今後は施設の保全に係る多額の経費が必要になることが見込まれています。

また今後は、人口減少とともに、少子高齢化がさらに進行することにより、大幅な税収の増加が見込めない中で、保全費用の確保が困難な状況になることが予想されており、老朽化した施設の更新や維持管理の継続が課題となっています。さらに、社会情勢の変化は、市民ニーズの多様化をもたらしており、これらのニーズに対応したサービスの提供ができなくなることも考えられます。このような公共施設等を取り巻く社会情勢の変化に対応するためには、施設の現状や課題を調査・分析し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

全国的にも公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、国においては、インフラの老朽化が急速に進展することへの対応として、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画が策定されました。そして、平成26年4月には、総務省が地方公共団体に対し、全ての公共施設を対象とした公共施設等総合管理計画を策定するよう要請しました。

本市では、この要請に先立ち、市独自の取り組みとして、庁舎や独立採算制をとる施設等を除いた市民が利用する公共施設を対象として、平成25年4月に「岸和田市公共施設のあり方に関する基本方針」を定めました。このため、本市では、平成28年2月に、国からの要請に基づき、庁舎や独立採算制をとる施設、インフラ・プラント系施設等を含めた、全ての公共施設等の基本的な方向性を示す「岸和田市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定すると同時に、庁舎や独立採算制をとる施設等を除いた主に市民が利用する公共施設を対象とした「岸和田市公共施設最適化計画」も合わせて策定しました。

本計画では、公共施設等全体を対象として、大きく「建築物系公共施設」と「インフラ・プラント系施設」に区分し、それぞれの施設の基本的な方向性を示します。

建築物系公共施設は代替性・補完性があり、建築物の構造を変え、必要な規模を変えることや、別の場所への機能の移転及び集約、廃止等が可能であることから、社会経済情勢の変化に対応して、必要な行政サービスをどの場所で、どの規模で提供するのかといった適正配置が検討の大きな柱となります。一方で、インフラ施設にはこうした機能の代替性がほとんどなく、長寿命化対策等による効率的な維持管理が基本となります。このため、両施設の性格と基本的な対応が異なることから、2つの区分に分け、それぞれの施設について、分析等を行い、基本的な方向性を示すこととしました。

2. 計画の位置づけ

本市では、岸和田市自治基本条例第 24 条第 1 項の規定に基づき、市の最上位計画として、すべてのまちづくり活動の根拠となる「将来ビジョン・きしわだ」（第 5 次総合計画。以下、総合計画という。）を定め、まちづくりの基本的な方向性を明示しています。

改定後の本計画は、令和 5 年度から令和 16 年度の 12 年間の計画期間とする総合計画の下位に位置する計画であり、本市の公共施設等の基本的な方向性を示すものです。

また、令和 5 年度から令和 16 年度の 12 年間の計画期間とする、土地利用やインフラ施設を中心としたまちづくりの方針を定めた「新・岸和田」づくり」（岸和田市都市計画マスタープラン。以下、都市計画マスタープランという。）や、将来にわたって質の高い市民サービスを提供し、市民生活を安定的に支え続けるため、行政の経営資源の最適化を図り、機能的で効率的な行政運営体制を構築することを定性目標としている「岸和田市新行財政改革プラン」（令和 5 年 3 月策定。以下、行革プランという。）等の関連計画との整合を図ります。

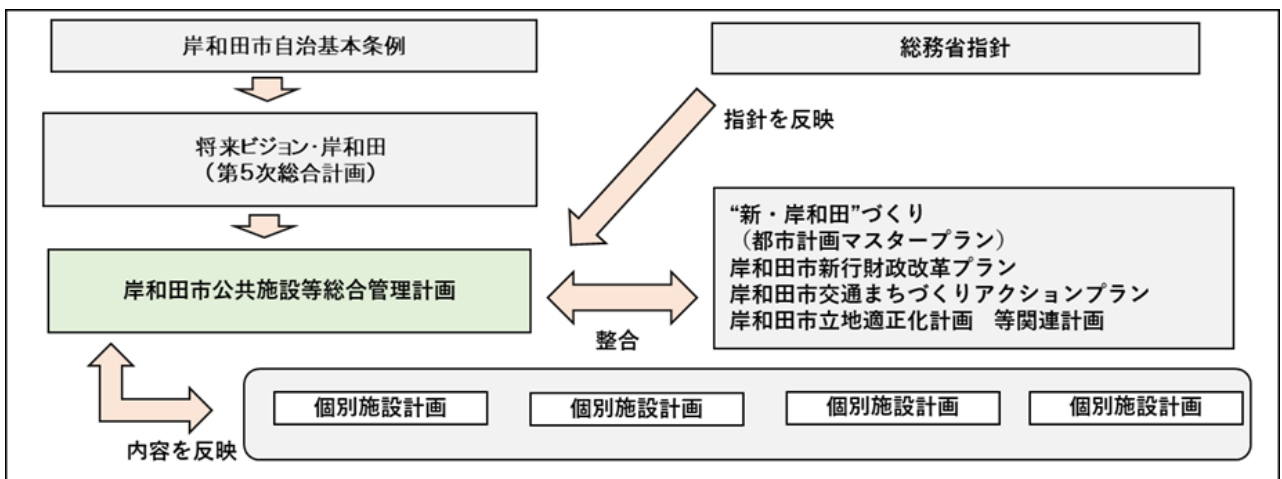


図 1-1 本計画の位置づけ

3. 計画期間

本計画においては、本市の現状や、将来にわたる見通しを客観的に把握、分析し、長期的な視点で公共施設の見直しを図ることが重要です。本市が保有する建築物系の多くは昭和 40 年頃から昭和 50 年頃までに建設されています。耐用年数を 65 年とした場合、これらの施設が更新時期を迎えるのは、令和 12 年から令和 22 年頃と予想されます。また、インフラ系・プラント系は種類によりその整備時期や耐用年数は異なります。したがって、これらの様々な施設の更新時期までを見通した計画とするために、今後の財政（保全費用）の見込みは向こう 30 年間の算出期間とし、見直しを行うことを前提に、平成 28 年を初年とし、令和 17 年までの 20 年間の計画期間としたうえで、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間の第 1 期とし、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間の第 2 期として設定します。

はじめに

4. 対象範囲

本計画は、本市の保有するすべての公共施設等を建築物系、インフラ系、プラント系に分類し、全てを対象としています。



※1チビッコホームについて、本来の分類は福祉施設ですが、学校の余裕教室を転用し設置している、または学校敷地内に設置している実態があるため、例外として学校教育施設に分類することとしました。

※2公の施設と公用施設の違いは、前者が、住民の福祉を増進する目的をもって、市民の利用に供するために地方自治体が設ける施設であることに対し、後者は、地方自治体が業務のために設置した施設であり、性質が異なるため、分けて記載しています。

図 1-2 公共施設等総合管理計画が対象とする施設

5. 計画の見直しの主な視点（令和7年度改定）

■本計画と公共施設最適化計画等の一元化

国からの要請以前から検討を進め、策定した「岸和田市公共施設のあり方に関する基本方針」及び「岸和田市公共施設最適化計画」の内容と本計画の建築物系公共施設に関する内容が重複することから、本計画に一元化することとします。

■共通事項と建築物系公共施設編、インフラ・プラント系施設編の3部構成に改定

「建築物系公共施設」と「インフラ・プラント系施設」には性格に違いがあり、それぞれの基本的な方向性を定めるうえで、人口や施設に係る経費等の分析の観点等が異なります。また、行革プランにおいても、公共施設の性格の違いを踏まえて、建築物系公共施設のみを対象として、計画を改定することを定めています。このため、両施設の性格が違うこと、建築物系公共施設に関して行革プランとの整合を図ることを踏まえて、本計画について、建築物系公共施設とインフラ・プラント系施設に共通する事項を第一部とし、「建築物系公共施設編」を第二部、「インフラ・プラント系施設編」を第三部とした3部構成に改定することとします。

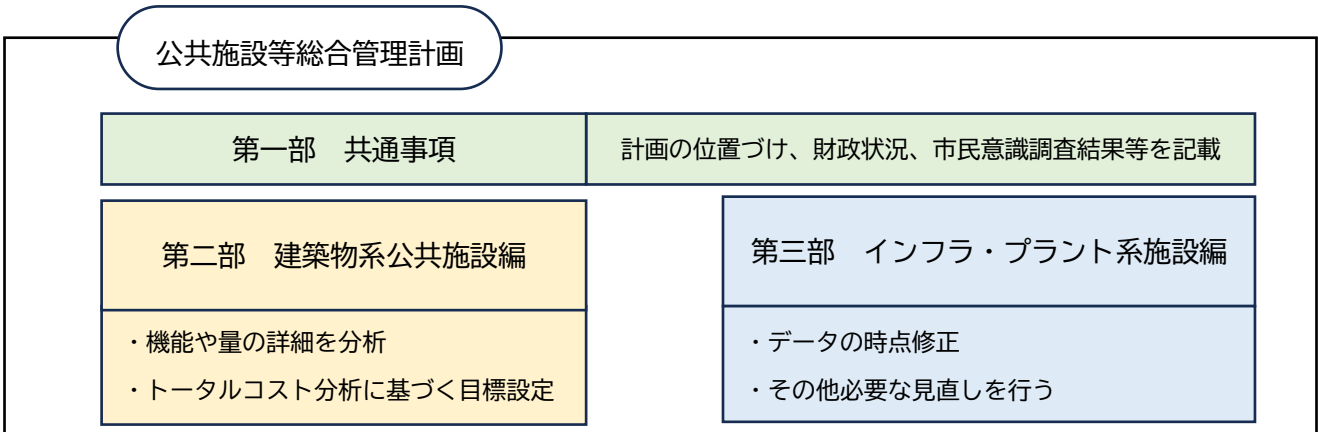


図 1-3 本計画の構成

■関連計画・行革プラン目標との整合

行革プランでは、建築物系公共施設に関して、公共施設保有量の削減目標の再設定を含む総合管理計画の改定に着手し、戦略的に公共施設の「機能」と「量」の最適化を進めることとしています。本計画では、行革プランを踏まえて、現状の建築物系公共施設の需要や保有する機能の詳細の分析内容を示すとともに、維持保全費以外の管理運営費の分析等を行い、行革プランとの整合を図ることとします。

また、本計画の改定にあたっては、各個別施設計画の内容を反映します。なお、改定後は、本計画の基本的な方向性を踏まえて、個別施設のあり方の検討や個別施設計画（再編計画・長寿命化計画）の策定、策定済の個別施設計画の必要な改定に取り組むこととします。

■総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」との整合

本計画の前回改定以降（令和4年度以降）に改定があった総務省指針を盛り込んだ改定を行います。今後も、総務省指針の改定等があった場合は、改定後の指針を踏まえて必要な改定を行うことがあります。

6. 第1期計画期間の振り返り

本市では個別施設計画等を施設ごとに策定し取り組みを進めているところですが、市役所本庁舎等の庁舎施設や、市民病院等の公営企業等施設を除いた建築物系公共施設に関して、岸和田市公共施設最適化計画で令和7年度までに延床面積の3%削減、令和17年度までに30%削減を目標に掲げています。

この目標の達成状況について確認すると、庁舎施設と公営企業等施設を除いた令和7年度末の延床面積の総量は約43万㎡となっており、計画策定当初からの10年間で約1万㎡延床面積が減少しています。しかしながら、減少率は約2.6%と当初目標としていた数値3%には届いていません。目標を達成できなかった要因として、すでに供用は廃止しているが、解体工事が未着手である施設が複数あることが挙げられます。解体工事が未了の供用廃止施設を今後解体・除却するものとして削減面積と整理した場合、減少率は3.6%となります。建築物系公共施設の延床面積の推移及び第1期計画期間の進捗については、第二部で詳細を記載し、改めて、建築物系公共施設の削減目標を再設定します。また、インフラ・プラント系施設については、施設の性質上、削減の目標は掲げておりません。

表 1-1 施設類型ごとの延床面積の推移

用途	No.	施設類型	施設数			面積（解体等未済施設面積も計上）			面積（供用廃止施設を0㎡とした場合）		
			①R7改訂時	②H27策定時	推移量①-②	①R7改訂時	②H27策定時	延床面積推移量①-②	①R7改訂時	②H27策定時	延床面積推移量①-②
幼稚園・保育所	(1)	幼稚園	21 (18)	23	-2 (-5)	12,700.00	14,100.00	-1,400.00	10,528.00	14,100.00	-3,572.00
	(2)	保育所等	11 (10)	12	-1 (-2)	9,166.71	8,829.24	337.47	8,592.02	8,829.24	-237.22
	(3)	認定こども園	2 (2)	0	2 (2)	2,773.33	0.00	2,773.33	2,773.33	0.00	2,773.33
学校教育施設	(4)	小学校	24 (24)	24	0 (0)	139,811.82	140,946.17	-1,134.35	139,811.82	140,946.17	-1,134.35
	(5)	チビッコホーム	23 (23)	23	0 (0)	3,318.52	2,157.99	1,160.53	3,318.52	2,157.99	1,160.53
	(6)	中学校	11 (11)	11	0 (0)	92,481.88	92,481.88	0.00	92,481.88	92,481.88	0.00
	(7)	高等学校	1 (1)	1	0 (0)	14,589.76	15,320.76	-731.00	14,589.76	15,320.76	-731.00
	(8)	教育センター	1 (1)	0	1 (1)	630.00	0.00	630.00	630.00	0.00	630.00
社会教育施設	(9)	公民館等	20 (18)	19	1 (-1)	21,529.77	21,412.34	117.43	20,938.73	21,412.34	-473.61
	(10)	図書館	6 (6)	6	0 (0)	4,047.40	4,047.40	0.00	4,047.40	4,047.40	0.00
	(11)	自然資料館	1 (1)	1	0 (0)	1,596.34	1,596.34	0.00	1,596.34	1,596.34	0.00
体育施設	(12)	体育館	6 (5)	7	-1 (-2)	14,860.21	15,778.19	-917.98	14,440.38	15,778.19	-1,337.81
	(13)	プール	13 (13)	13	0 (0)	4,275.78	4,275.78	0.00	4,275.78	4,275.78	0.00
	(14)	運動広場等	19 (19)	19	0 (0)	831.36	831.36	0.00	831.36	831.36	0.00
文化振興施設	(15)	ホール・会館	3 (3)	3	0 (0)	33,922.63	33,922.63	0.00	33,922.63	33,922.63	0.00
福祉施設	(16)	高齢者関連施設	2 (2)	4	-2 (-2)	6,619.64	7,527.66	-908.02	5,817.24	7,527.66	-1,710.42
	(17)	保健福祉施設	2 (2)	3	-1 (-1)	5,749.03	7,368.88	-1,619.85	5,749.03	7,368.88	-1,619.85
公営住宅	(18)	公営住宅	13 (13)	18	-5 (-5)	36,831.84	39,592.56	-2,760.72	36,831.84	39,592.56	-2,760.72
	(19)	観光施設	5 (5)	6	-1 (-1)	5,712.14	10,341.03	-4,628.89	5,712.14	10,341.03	-4,628.89
その他の公の施設	(20)	産業振興施設	0 (0)	2	-2 (-2)	0.00	2,385.04	-2,385.04	0.00	2,385.04	-2,385.04
	(21)	農業関連施設	1 (1)	1	0 (0)	348.36	348.36	0.00	348.36	348.36	0.00
	(22)	男女共同参画センター	1 (1)	1	0 (0)	957.14	648.33	308.81	957.14	648.33	308.81
	(23)	消費生活センター	1 (1)	1	0 (0)	116.64	155.62	-38.98	116.64	155.62	-38.98
	(24)	駐車場	3 (3)	3	0 (0)	10,037.97	10,037.97	0.00	10,037.97	10,037.97	0.00
	(25)	自転車等駐車場（駐輪場）	11 (11)	11	0 (0)	6,842.56	7,192.97	-350.41	6,842.56	7,192.97	-350.41
庁舎施設	(26)	本庁舎	5 (5)	5	0 (0)	16,340.66	16,340.66	0.00	16,340.66	16,340.66	0.00
	(27)	市民センター（※）	0 (0)	0	0 (0)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	(28)	支所・サービスセンター	6 (6)	6	0 (0)	956.73	956.73	0.00	956.73	956.73	0.00
	(29)	消防庁舎	9 (8)	8	1 (0)	7,016.12	6,307.36	708.76	6,866.20	6,307.36	558.84
その他の公用施設	(30)	その他の公用施設等	14 (14)	14	0 (0)	7,588.87	4,557.62	3,031.25	7,588.87	4,557.62	3,031.25
公営企業等施設	(31)	競輪場	2 (2)	2	0 (0)	27,362.64	36,760.64	-9,398.00	27,362.64	36,760.64	-9,398.00
	(32)	病院	1 (1)	1	0 (0)	34,267.08	34,267.08	0.00	34,267.08	34,267.08	0.00
合計			238 (231)	248	10 (-17)	523,282.93	540,488.59	-17,205.66	518,573.05	540,488.59	-21,915.54
全体削減率									-3.2%		
うち、削減目標対象施設面積合計（旧公共施設最適化計画対象面積）						430,707.56	442,255.23	-11,547.67	426,147.60	442,255.23	-16,107.63
削減目標対象施設削減率									-2.6%		

※市民センター面積は、公民館・図書館・サービスセンターで按分して面積計上しているため、市民センターとしての面積は計上しません。
 ※施設数のうち、①R7改訂時施設の数、解体・除却等を行っていない供用廃止済みの施設が含まれます。（転用済施設は含まれない）
 ※①R7改訂時施設の数（ ）内の数字は、R8.4.1時点での供用している施設数を記載しています。
 ※推移量①-②の施設数（ ）内の数字は、R8.4.1時点での供用廃止施設数（マイナスの場合）又は供用開始増加施設数を指します。
 ※青枠の施設は、旧公共施設最適化計画で記載している延床面積削減目標の対象施設となります。
 ※面積は公有財産台帳から引用し、前回改訂時面積と錯誤があったものについては、H27策定時・R7改訂時ともに面積の修正をしています。

約1万㎡削減
削減率2.6%

第Ⅱ章 市域の状況

1. 位置、地形及び日常生活圏域

本市は、大阪府南部の泉南地域に位置し、大阪市内から約 30 km、関西国際空港から約 10 kmの距離であり、大阪市と和歌山市のほぼ中間にあります。

また、市域面積が 72.72 km²、広ぼう※が東西約 10.4 km、南北約 17.0 kmと細長い地形となっています。（※広ぼう：「広」は東西の、「ぼう」は南北の長さの意で、市の各極端（東端、西端、南端、北端）における緯線・経線間の垂直水平距離のこと）

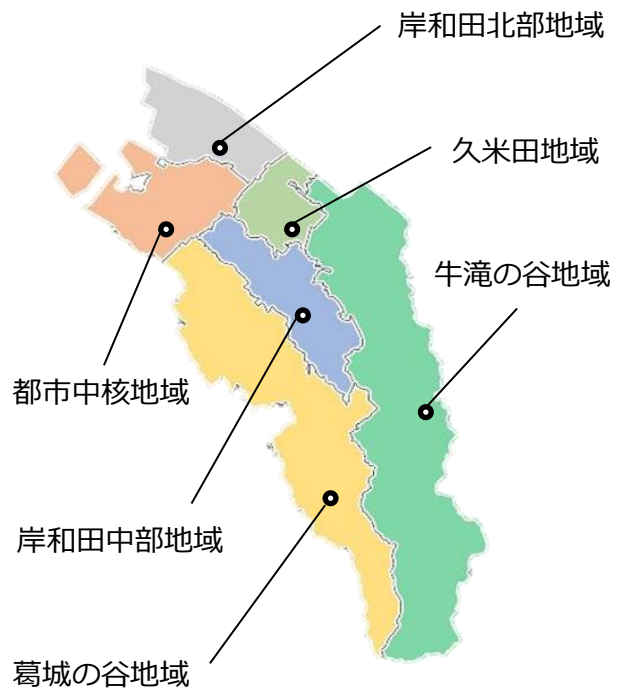
そして、大阪湾と和泉山脈に挟まれ、海から山にかけて細長いという地理的な特性から、臨海部（おおむね海岸線～大阪臨海線沿道）、平地部（おおむね大阪臨海線沿道～大阪和泉泉南線沿道）、丘陵部（おおむね大阪和泉泉南線沿道～阪和自動車道沿道）、山地部（おおむね阪和自動車道沿道～和歌山県境）の4つの地形で構成されています。

このような地形の特性や、これまでの地域の成長の過程や風土・環境などから、本市は特色のある「6つの地域」に分けることができ、それぞれを一つのまちとして捉え、商業・教育・文化などの環境が整い、日常生活が営める最も大きなコミュニティ単位として設定しています。

【岸和田市の地形区分】



【日常生活が営める最も大きなコミュニティ単位】



(引用：将来ビジョン岸和田“新・岸和田”づくりの総合計画基本構想 2023～2034)

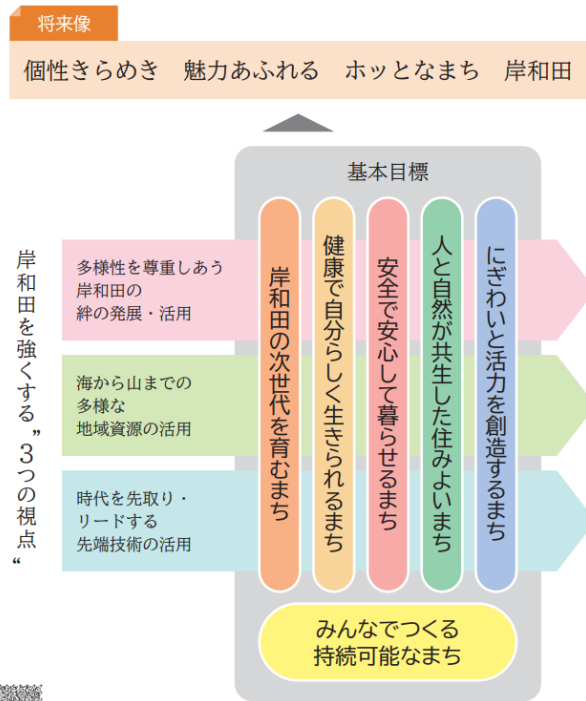
2. 本市の将来像と将来都市構造図

本計画の上位計画となる総合計画では、社会状況の変化に対応しつつ、岸和田の魅力を活用・発展させながらまちづくりを進めていくため、「笑顔にあふれ、誰もが“幸せ”を感じる都市」の実現という理念のもと、みんなでめざすまちの将来像を「個性きらめき 魅力あふれる ホットなまち岸和田」と定めています。

また、すべての分野や取り組みにおいて共通して意識・活用すべき内容を定めた「岸和田を強くする“3つの視点”」を設定しています。

本計画についても、限られた財源の中で、将来にわたって必要な整備と維持管理を両立しながら、総合計画で掲げる基本目標、特に「持続可能なまち」を達成する必要があります。都市計画マスタープランでは、総合計画を都市空間として具体化していくため、土地利用やインフラ施設を中心としたまちづくりの方針を定め、取り組みを進めています。具体的には、例えば まちの活力や市民の生活利便性を維持していくための都市構造として、「広域的な都市間連携の強化」、「山地・農地・市街地のバランスはおおむね現状を保つ」、「効果的で持続可能な交通ネットワークと都市的機能を備えた拠点形成の推進」などを掲げ、下図のとおり将来都市構造図を設定しています。

本計画でも、将来都市構造図を踏まえて、建築物系公共施設の更新、再配置等や、インフラ施設の整備を進める必要があります。



(引用：将来ビジョン・岸和田 基本構想)



(引用：“新・岸和田”づくり（都市計画マスタープラン）)

3. 将来像を実現するための都市活動・交通に関する課題と基本方針

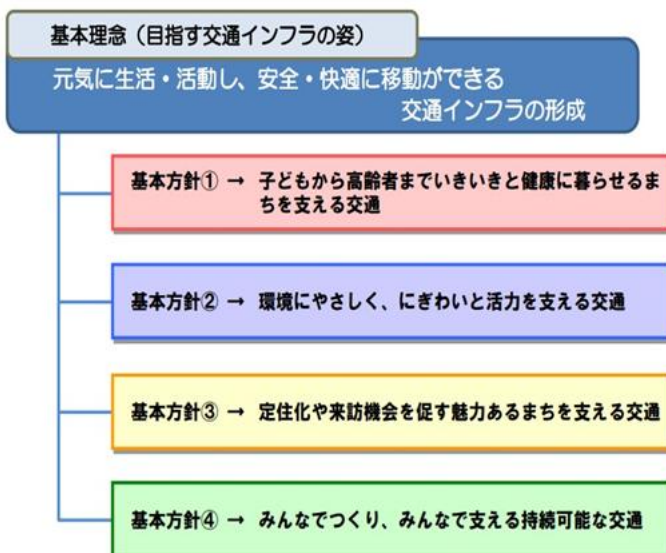
地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや、個性・活力のある地域の振興を図るうえで「移動」は欠かせない存在であり、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野において多面的な効果が挙げられます。

このため、本市では総合計画と都市計画マスタープランの策定に合わせて、将来の交通体系形成に向けた「岸和田市交通まちづくりアクションプラン」を令和5年3月に改定しました。

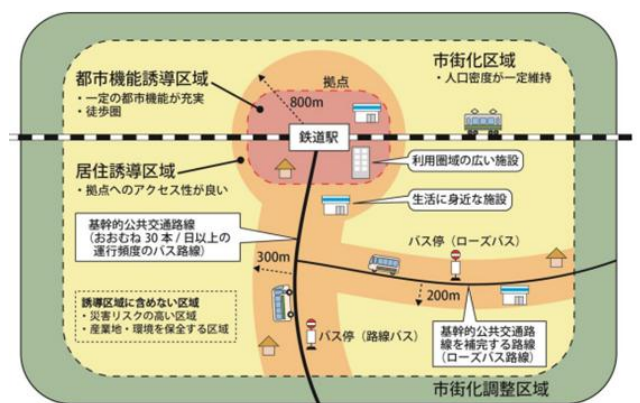
プランでは、幅広い世代の方が、日常的に外出しやすくするために、人（徒歩）を中心として、自転車、バス、鉄道、自動車等の多様な交通をベストミックスさせ、目的や状況に応じた移動手段の選択ができる持続可能な地域交通の構築を目指すこととして、目指すべき交通インフラの姿を形成していくための基本理念と基本方針を以下のとおり定めています。

本計画においても、建築物系公共施設の再配置や更新、インフラ・プラント系施設の整備等の際には、プランで掲げる目指すべき交通インフラの形成との整合性を図りながら、取り組みを進める必要があります。

また、令和7年4月に策定した「岸和田市立地適正化計画」では、人口減少・少子高齢化という都市構造の変化を踏まえ、持続可能なまちづくりを進めるために、住宅・都市機能・公共交通・防災等を一体的に捉え、「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」「誘導施設」の設定を行っています。施設の更新、集約・複合化等を検討する際は、例えば「誘導施設」に位置付けられた施設については、立地適正化計画における「都市機能誘導区域」へ設置をする等の整合性を図りながら、最適化に取り組む必要があります。



（引用：岸和田市交通まちづくりアクションプラン）



（引用：岸和田市立地適正化計画）

第三章 公共施設等を取り巻く状況

1. 人口・ニーズの現状と課題

(1) 人口の現状と今後の見通し

今後の本市全体の公共施設等の基本的な方向性を定めるうえで、長期的な人口動向を確認し、行政サービスの需要がどのように変わっていくのかを予測する必要があります。

また、建築物系公共施設の再配置や、インフラ・プラント系施設の整備等を含めた拠点の形成などのためには、地域ごとの人口動向も合わせて予測する必要があります。

■ 総人口の推移と将来推計

本市の人口は、高度経済成長期（昭和30年～昭和48年頃）に合わせて人口が急増し、平成17年にピークの201,000人となりましたが、その後は減少傾向にあり、20年後の令和27年には、昭和40年頃の人口まで減少する見込みです。

また、本市の公共施設等の多くは、人口増加に合わせて、昭和60年までに整備され、例えば、建築物系公共施設に関しては、その間に整備した建築物の床面積は、現在の公共施設の延床面積の50%を占めている状況です。

今後、昭和40年と同じ人口規模で、人口増加に合わせて整備された公共施設を引き続き、これまでと同様の施設配置や維持管理手法をもって更新・維持することは現実的ではなく、総量削減や維持管理費の抑制に取り組む必要があります。

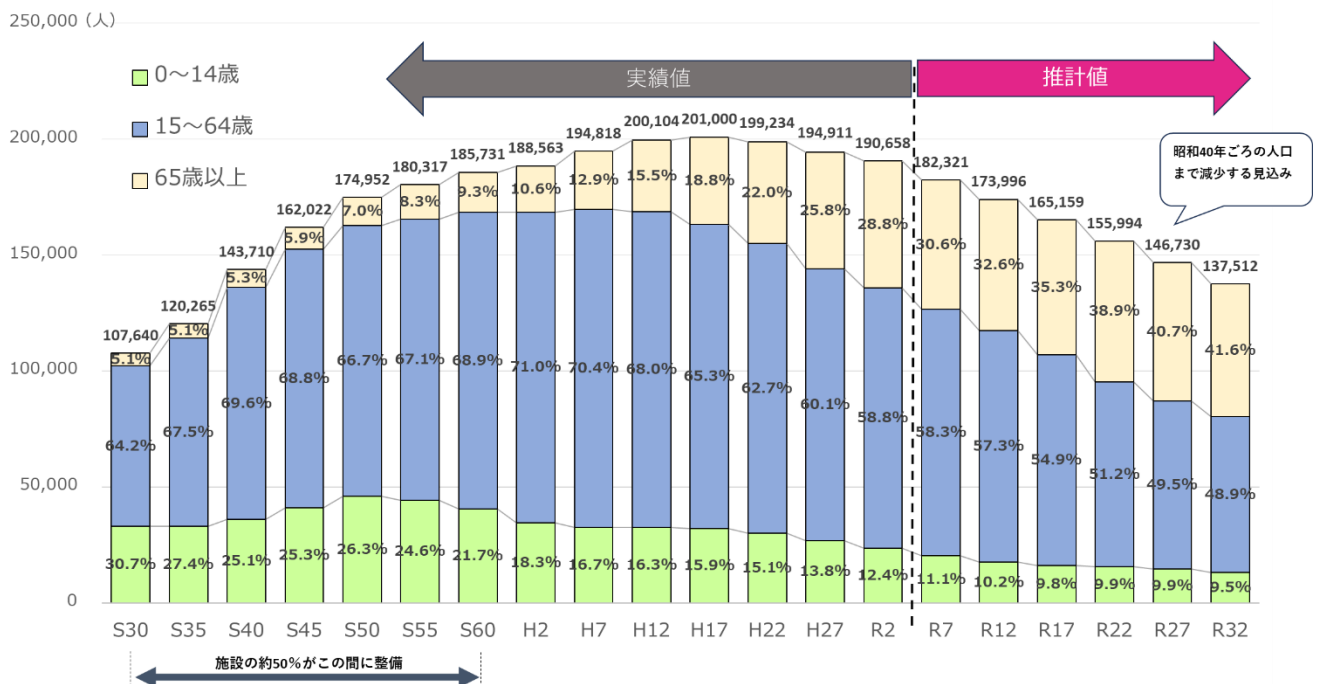


図 1-4 岸和田市の総人口推移

(参考：国勢調査・日本の地域別将来推計人口令和5年推計（国立社会保障人口問題研究所））（以下、社人研推計という。）

第一部 計画全体について（共通事項）

1

公共施設等を取り巻く状況

■ 15歳から64歳の生産年齢人口の推移と将来推計

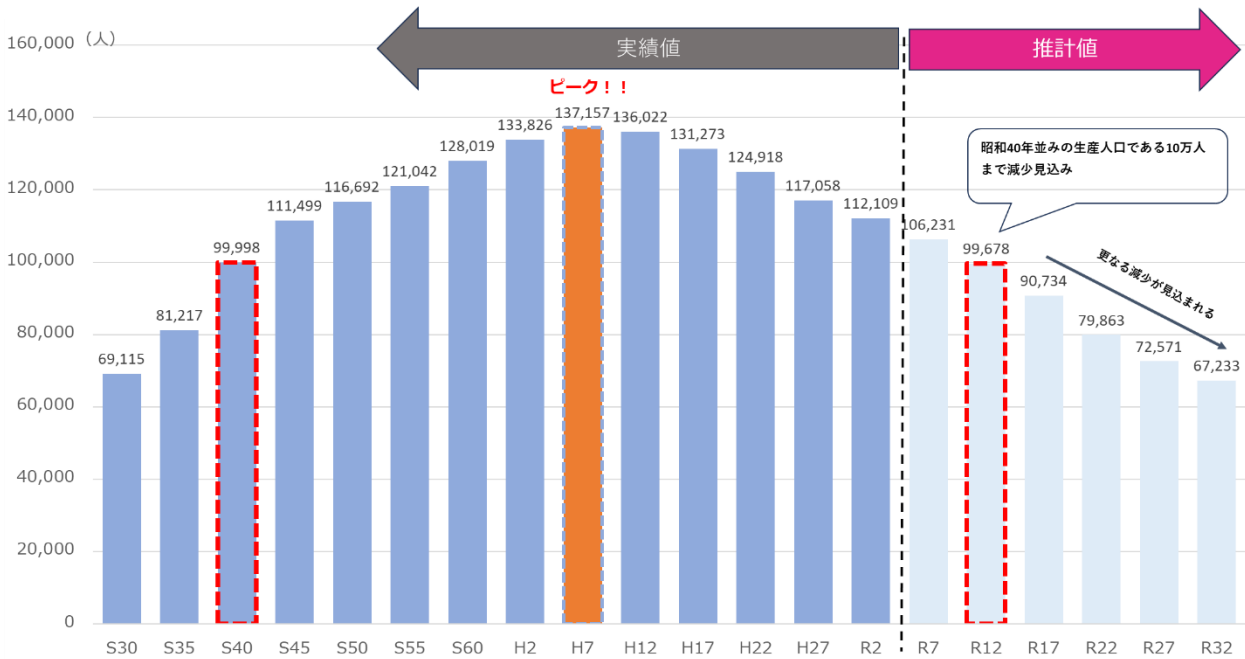


図 1-5 岸和田市の15歳から64歳の生産年齢人口推移

(参考：国勢調査・社人研推計)

公共施設等を市税収入で維持する観点から、主な納税者層である15歳から64歳の生産年齢人口に着目すると、平成7年の13.7万人をピークに令和12年には、約3.7万人減少し、昭和40年並みの生産人口である10万人まで減少する見込みであり、それ以降、更なる減少が見込まれています。

この点、高度経済成長期以降、女性や高齢者の就業率が増加していることから、国勢調査に基づく本市の労働力人口（15歳以上の就業者及び完全失業者の合算）も合わせて確認したところ、生産年齢人口と同様に、平成7年の約9.9万人をピークに、令和2年時点で、1.7万人の労働力人口が減り、昭和55年並みの労働力人口となります。

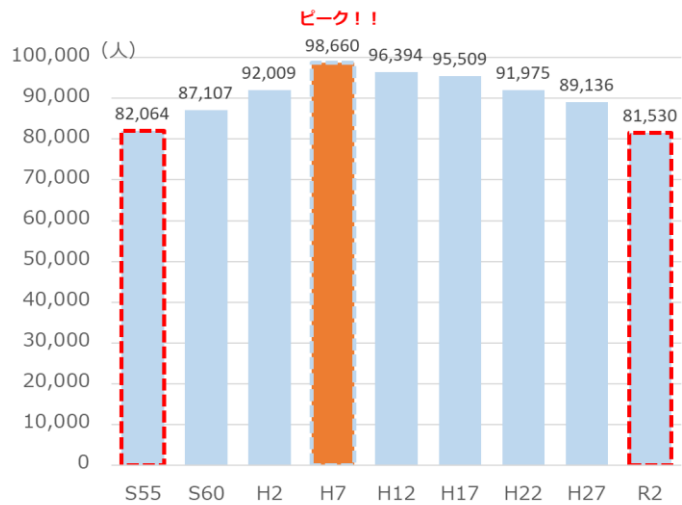


図 1-6 岸和田市の労働力人口推移

(参考：統計ダッシュボード（国勢調査）)

よって、昭和40年と同じ人口規模となる20年後には、昭和40年当時より少ない生産年齢人口の税収等により公共施設を維持していくことになることが推定され、昭和40年以降に増加した面積を引き続きこのまま維持することは現実的ではなく、生産年齢人口の減少による税収減も考慮して、総量削減と維持管理費の抑制に取り組む必要があります。

■0～14歳の年少人口の推移と将来推計

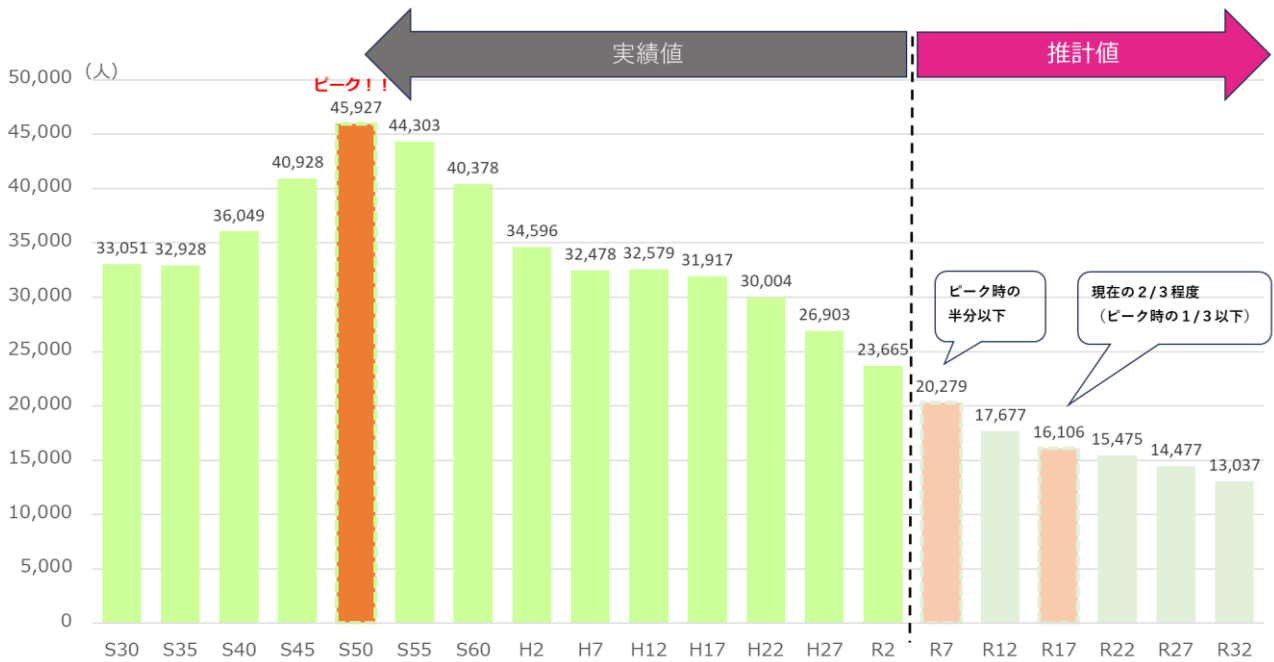


図 1-7 岸和田市の0歳から14歳の年少人口推移

(参考：国勢調査・社人研推計)

0歳から14歳の年少人口は、昭和50年にピークを迎え、現在はピークの半分以下の人口となっており、25年後の令和32年には現在の年少人口の3分の2程度の人口になる見込みです。0～14歳の市民が主に使用する、保育所、幼稚園、小中学校に関して、昭和40年以降の人口増加に合わせて、施設の整備が進められてきましたが、今後は、適正な量を検討する必要があります。一方で、女性の就業率増加に伴う1,2歳児の保育需要の高まりや、小学校の35人学級の実施等の社会情勢も変化していることから、このような社会情勢の変化を踏まえて、老朽化した施設の更新や長寿命化内容を決定する必要があります。

■65歳以上の老年人口の推移と将来推計

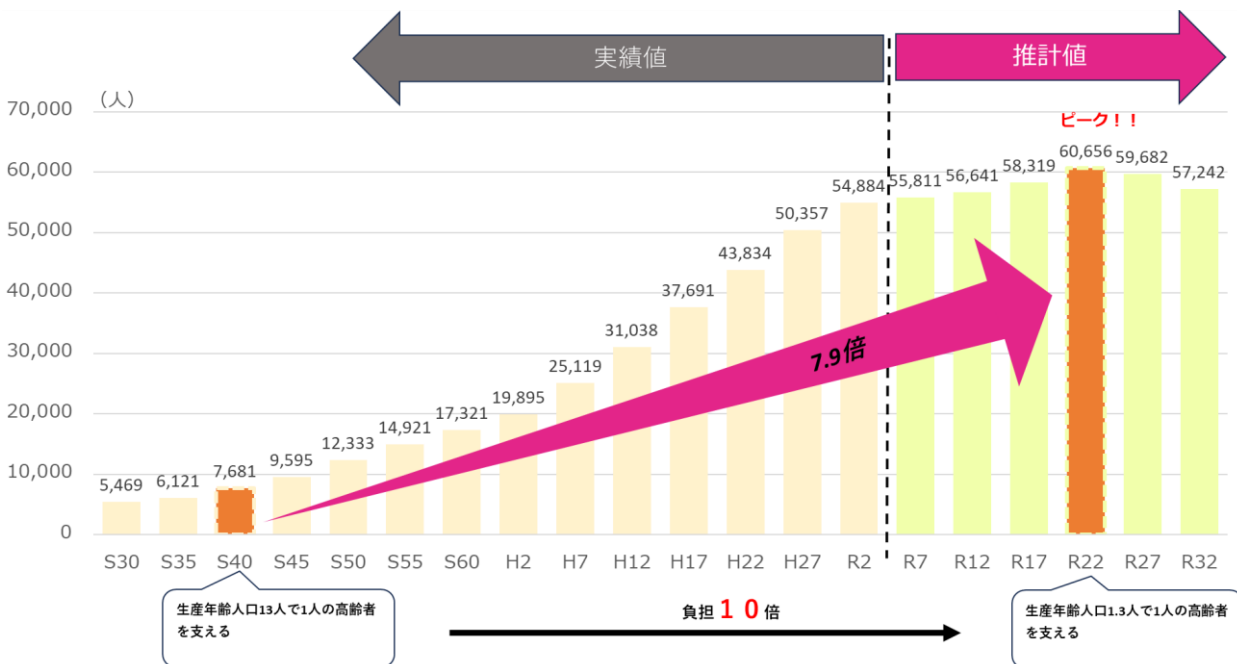


図 1-8 岸和田市の65歳以上の老年人口推移

(参考：国勢調査・社人研推計)

第一部 計画全体について（共通事項）

65歳以上人口に着目すると、15年後の令和22年には6万人を超え、昭和40年の7.9倍となり、ピークを迎えます。昭和40年には13人の生産年齢人口で1人の高齢者を支えていましたが、令和22年のピーク時には1.3人で1人の高齢者を支えなければなりません。

また、老年人口のうち、65歳以上84歳未満の人口は、今後おおむね横ばいで推移する見込みですが、85歳以上の人口については、昭和60年の千人程度から、令和22年には約15倍に増加し、総人口（155,994人）の約10%程度になる見込みとなっています。

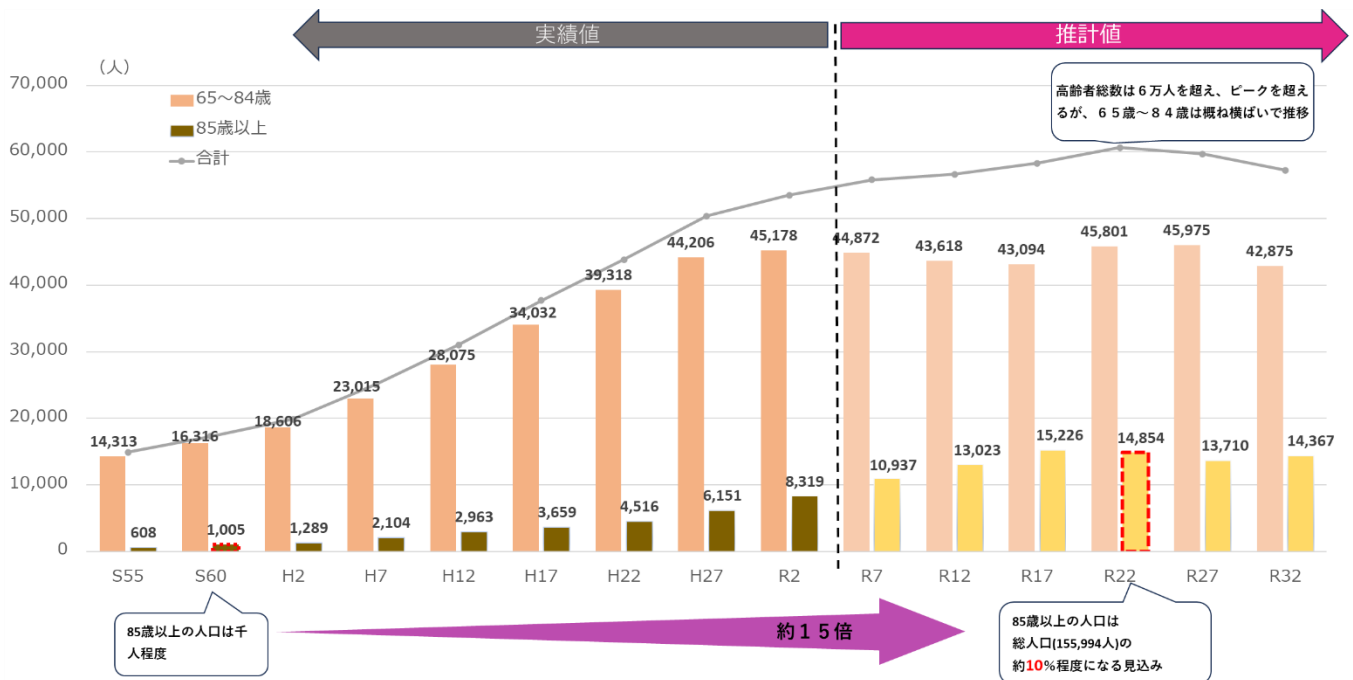


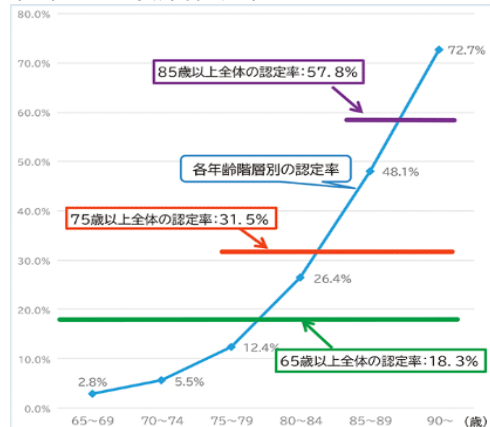
図 1-9 岸和田市の老年人口推移内訳

(参考：国勢調査・社人研推計)

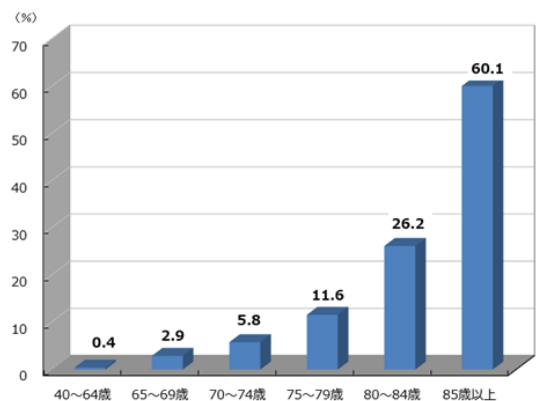
補足分析「全国の年齢別の介護や支援が必要な人の割合」

厚生労働省作成の「令和4年度版厚生労働白書」で、年齢階級別の要介護認定率を以下のグラフで表しています。本市で今後増加傾向にある、85歳以上の要介護認定率は、全国では57.8%となっています。また、公益財団法人生命保険文化センターが厚生労働省の「介護給付費等実態統計月報（2024年9月審査分）」をもとに、年代別の人口（総務省「人口推計月報」（2024年確定値））に占める要介護認定者の割合を次のグラフで表し、全国の85歳以上の60.1%が要支援・要介護認定者の割合と分析しています。

年齢階級別の要介護認定率



引用：令和4年度版厚生労働白書



引用：公益財団法人生命保険文化センターホームページ

<https://www.jili.or.jp/lifeplan/lifesecurity/1118.html>

■人口ピラミッドからみた 25～49 歳人口の減少の流れ（統計ダッシュボード人口ピラミッド）

これまで、各年代の人口推計を確認してきましたが、人口減少の流れを止めることは現実的に難しいことであるのかを、以下の人口ピラミッドから確認しました。

上が令和 7 年の推計人口ピラミッドで、下が 25 年後の令和 32 年の推計人口ピラミッドです。

R 7 年



R 32 年

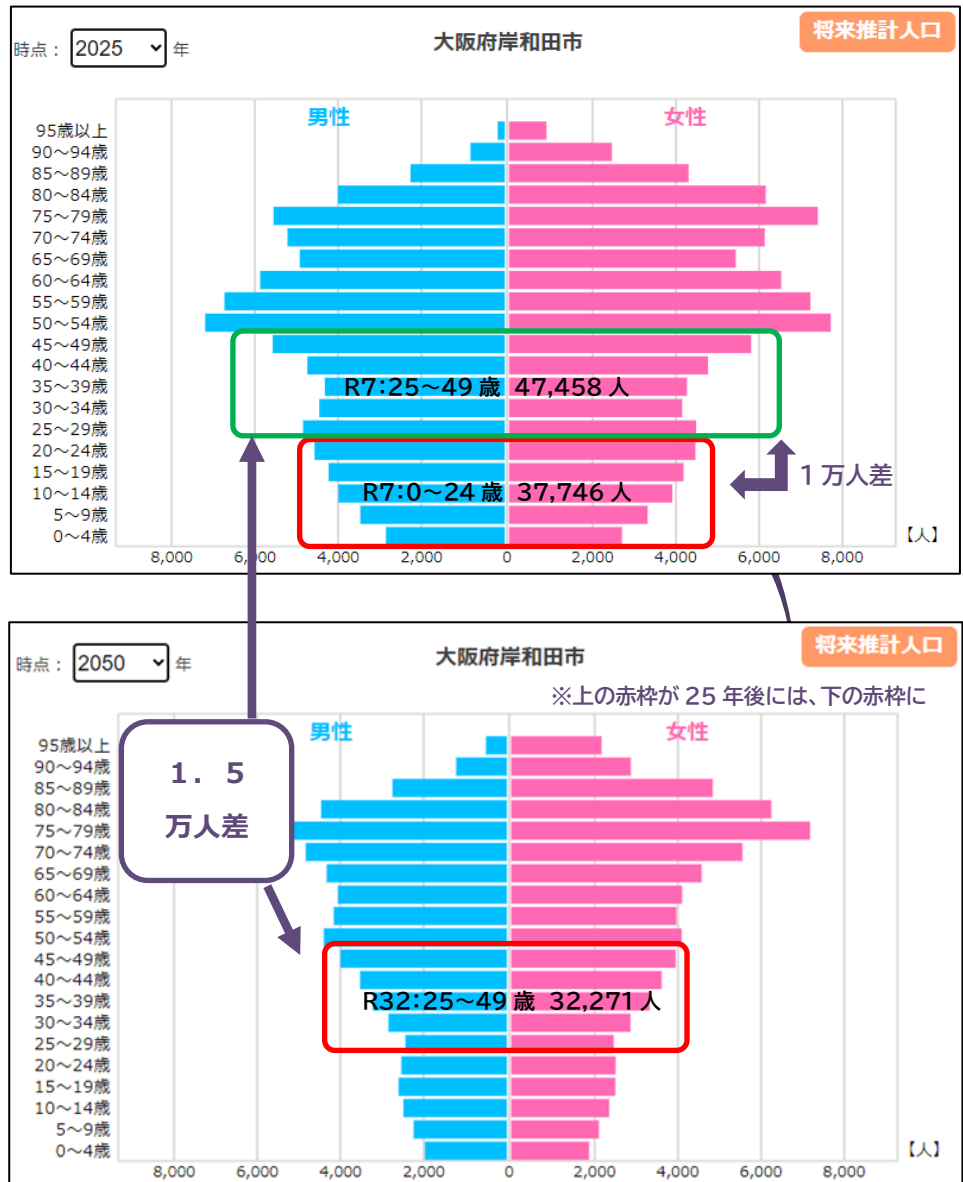


図 1-10 岸和田市の人口ピラミッド比較（R7⇔R32）（引用：統計ダッシュボード）

令和 7 年時点で、25 年区分で見ると、0～24 歳人口が 37,746 人、25～49 歳人口が 47,458 人と、約 1 万人程度、25～49 歳人口が多いことがわかります。令和 7 年時点で 0～24 歳の方々が本市に引き続き居住した場合に、25 年後には、右のピラミッドの 25 歳～49 歳の子育て世代の階層に位置することになりますが、本市は転入者よりも転出者の方が多い傾向にあるため、予測人口としては、現在より人口が五千人程度減

第一部 計画全体について（共通事項）

り、32,271 人になると見込んでいます。よって令和 7 年の 25 歳～49 歳の人口と比較すると、25 年後の 25～49 歳人口は、現在よりも約 1.5 万人少ない 32,271 人となると予測されています。

このような予測を踏まえて、例えば現在の 25～49 歳までの人口を 25 年後にも引続き維持しようとした場合、25 歳から 49 歳の世代の方々が他市から岸和田市に毎年 600 人転入することで維持できることとなります。（人口を維持するために必要な 25～49 歳の数、約 15000 人÷25 年=600 人）

しかしながら、例えば、令和 7 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳人口が 10 万人以上 30 万人未満の 184 の自治体（東京都 23 区・政令市区を除く）に関して、約 13 年前の平成 25 年 3 月 31 日時点（※）の住民基本台帳人口と比較すると、25 歳～49 歳人口が増加している団体は首都圏の 3 団体（1.6%）のみであり、その他の 181 団体（98.4%）の約 13 年間の平均減少率は、20.7%となっている実態があります。（※平成 25 年を比較対象としたのは、平成 24 年 7 月 9 日以降、住基法改正により外国人住民も住民基本台帳制度の対象となったため）。

このため、本市の人口構成の実態を踏まえると、定住促進や本市への転入促進に取り組む必要がありますが、今後、人口減少期が続くこと自体は、受け入れざるをえない状況といえます。

そして、人口減少期が続く場合は、現在本市が人口増加期に整備した公共施設等を全て、これまで通りの配置、維持管理手法で維持していくことは不可能と考えられ、施設の修繕や改修等についても十分に実施することができなくなってくることが推測されます。このため、建築物系公共施設の総量削減やインフラ・プラント系施設の長寿命化等の最適化の取り組みを進める必要があります。

なお、現状の施設の利便性を追求し、施設のもつ機能と使用内容をそのまま継続することを選択する場合、多額の維持・更新費用を要することになります。この時、将来にわたって使用する公共施設の更新費は、公平性の観点から、現役世代と将来世代の負担を平準化するために、起債し、十数年から二十年程度、毎年公債費で、支出（返済）していき負担の公正性を図ることとなります。（「起債」とは、市がインフラやハコモノを整備するときに、資金を調達するために一定期間借金をすることであり、家やマンションを買うために、銀行などから長期間お金を借りる住宅ローンと似ています。）また、建替え等を行う場合は、これまでの実績から少なくとも数十年使用することになると想定され、数十年間は管理運営に係る人件費や光熱水費、施設の保守関連委託料が発生することになります。つまり、近い将来発生する施設の更新費や大規模改修に係る費用に加えて、施設の維持管理に係る費用も、今よりも少ない数の将来世代で負担することになります。このため、現在の施設の建替え等を考える際は、現在人口より少なくなることが見込まれる現役世代の子や孫、その先の将来世代までその施設の更新費や維持費を負担させることが適当であるかを十分に検討する必要があります。

■ 6つの地域別の人口推移と将来推計

日常生活が営める最も大きなコミュニティ単位である6つの地域別の人口の予測推移を、国土技術政策総合研究所作成「将来人口・世帯予測ツールV3（R2国調対応版）」により確認すると、都市中核地域と久米田地域の人口減少は比較的穏やかですが、岸和田北部地域、葛城の谷地域、牛滝の谷地域は人口減少傾向が比較的顕著にみられます。

また、高齢化の進行を地域別に分析すると、葛城の谷地域と岸和田北部地域、岸和田中部地域が比較的顕著に進むことが予想されます。公共施設の機能と量を適正に保つためには、地域ごとの人口動向の特徴を捉え、再配置の検討を行う必要があります。

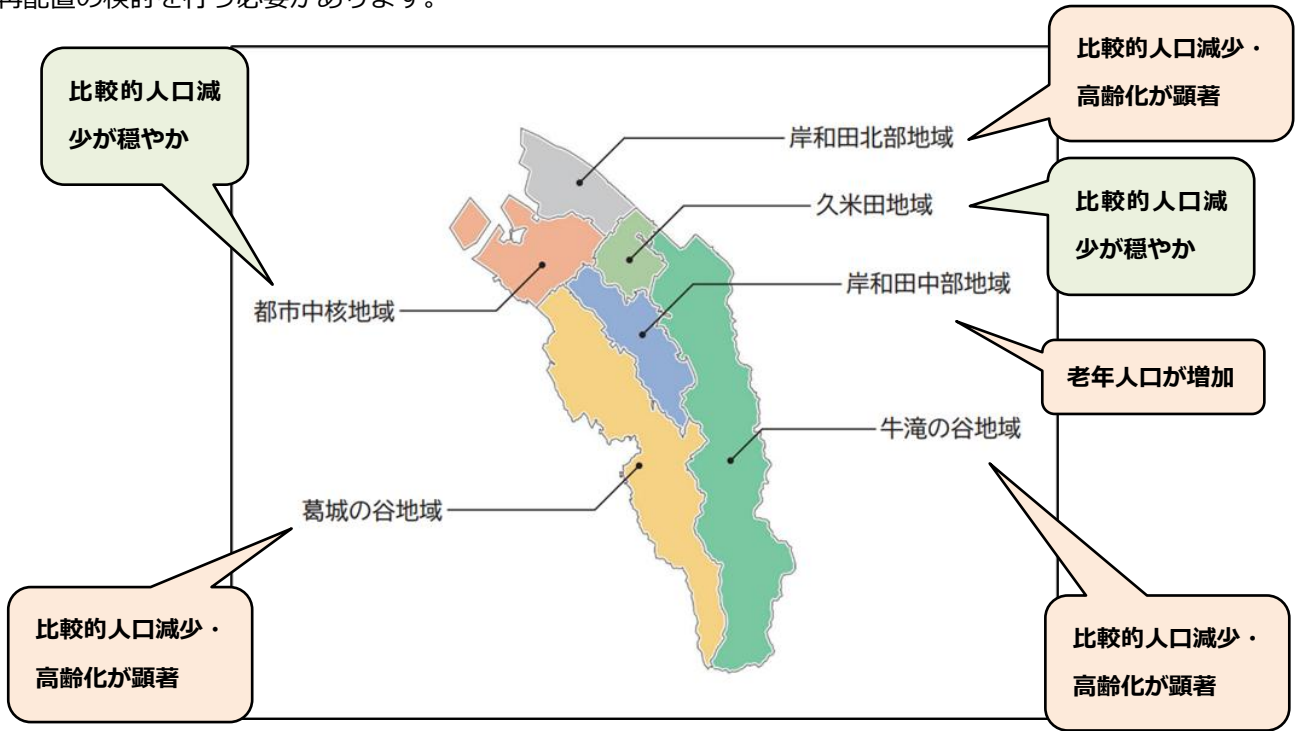


図 1-11 6つの地域ごとの人口推移

地域	R2	R32	R2を起点とした30年後の人口率
都市中核地域	47,984	36,106	75.2%
岸和田北部地域	36,041	24,778	68.7%
葛城の谷地域	33,082	22,975	69.4%
久米田地域	27,376	20,739	75.8%
岸和田中部地域	21,651	15,685	72.4%
牛滝の谷地域	24,524	17,229	70.3%
合計	190,658	137,512	72.1%

表 1-2 圏域別人口の予測

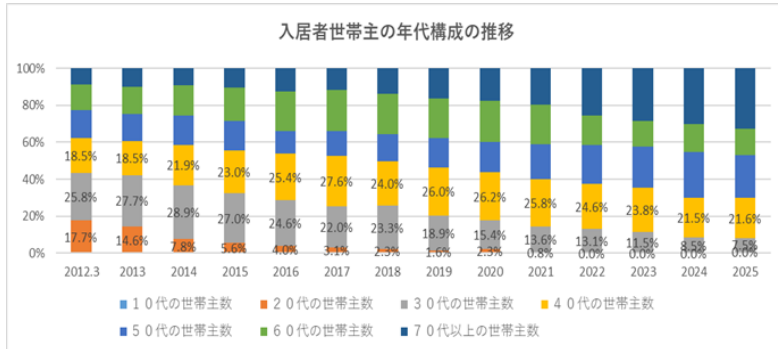
地域	R2	R32	R2を起点とした30年後の老年人口割合の増加
都市中核地域	27.4%	40.8%	13.4%
岸和田北部地域	30.4%	42.2%	11.8%
葛城の谷地域	28.9%	45.5%	16.5%
久米田地域	25.8%	38.3%	12.5%
岸和田中部地域	24.7%	43.2%	18.5%
牛滝の谷地域	30.1%	40.0%	9.9%
合計	28.1%	41.6%	13.6%

表 1-3 圏域別高齢化の予測

(参考：国土技術政策総合研究所作成「将来人口・世帯予測ツールV3(R2国調対応版)」)

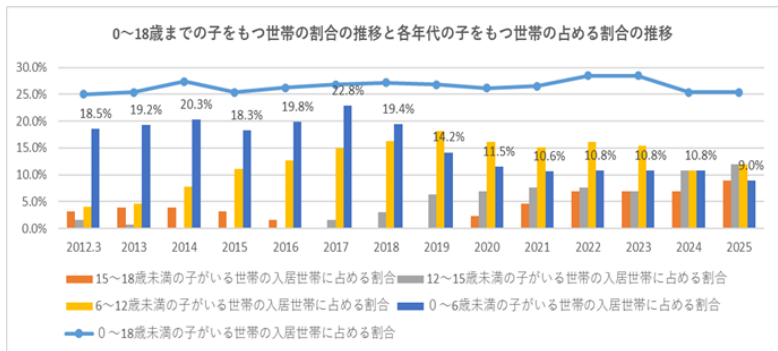
補足分析「住宅開発が人口に与える影響分析のためのサンプル調査結果」

市内の住宅開発を事例として、世帯主の年齢構成、子をもつ世帯の割合、子の年齢の推移等を調査し、住宅開発が人口にどのような影響を与えるのかをサンプル調査しました。あくまで事例調査であり、全てのマンションや戸建て等の開発がこのような傾向になるというものではありませんが、今後、マンションや戸建ての開発が与える人口増加を想定し、公共施設の整備を検討する可能性もあるため、確認を行い、「事例」として紹介するものです。



左図は、世帯主年代の割合推移を表すものです。(前提の戸数・世帯数、居住者数は概ね横ばい推移)。

2012年（平成24年）時点では、20代から40代の子育て世代が6割を超えていますが、2025年（令和7年）時点では3割まで低下しています。

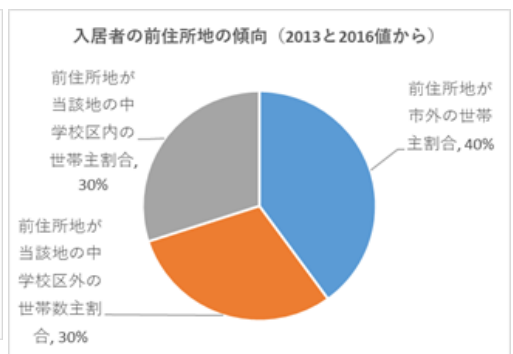
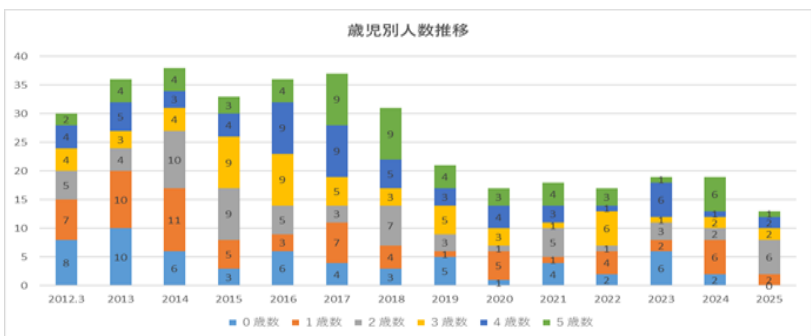


また、0~18歳までの子供をもつ世帯は概ね横ばいですが、年齢構成が変化しています。具体的には、開発に比較的近い時期は、0~6歳未満の世帯が、全体の20%前後を占めますが、一時的なものであり、その割合は低下します。6~12歳（小学生）も、開発から

十数年の中で、一度ピークを迎え、減少する傾向です。12~15歳（中学生）は開発後、十数年経過後にピークを迎えることになっています。

1歳区分の具体的な人数は、下図のとおりであり、居住者数二百数十人から三百数十人程度に対し、0~5歳の歳児別人数は概ね10名未満でした。

なお、世帯主の前住所地が市外であった割合は、本事例では40%に留まり、60%が市内移動であり、この値は、立地や開発の内容、割合は変わると推測されますが、本事例に限れば、人口増インパクトは、総居住者数の4割程度となっています。



（２）公共施設に対する市民のニーズ

本計画の改定にあたり、建築物系公共施設に対する市民の意識やニーズを把握するため、「岸和田市の公共施設に関する市民アンケート調査」（以下、「施設アンケート」という。）を実施しました。具体的には、市民の移動手段や施設の利用状況の調査、限られた財源の中、公共施設をどのように維持・運営していくかの重要な参考となるようなアンケート内容となっています。結果を分析することで行政サービスの向上につなげることを目的としています。また、インフラ・プラント系施設に関する市民のニーズについては、本市が平成 17 年から毎年行っている「市民意識調査」より確認することとします。

【施設アンケートの実施内容】

項目	概要
調査対象	岸和田市在住の 16 歳以上の市民 2,000 人（無作為抽出）
配布	郵送による
回答方法	郵送、インターネットによる
調査期間	令和 7 年 8 月 8 日（金） 発送 令和 7 年 9 月 16 日（火） 投函締切
回収数及び回収率	・有効回答数：507 件（内、郵送回答 358 件、Web 回答 149 件） ・回収率：25.4%
施設アンケートの誤差率	標準誤差：±4.4% 本調査は標本調査のため、統計上の誤差（標本誤差）が生じます。誤差率は、アンケートの集計結果が真の値からどの程度離れているかを表す指標です。アンケートでは、誤差率が±5%におさまるように設定されることが一般的です。
その他	・児童生徒が利用する学校・保育所・幼稚園・チビッコホームは、調査の対象外としています。 ・全市民にかかる業務を担う庁舎系施設（市役所、サービスセンター等）は調査の対象外としています。 ・複数回答の設問は、合計が 100%にならないものがあります。

第一部 計画全体について（共通事項）

【回答者の属性】

回答者の性別は53.8%と女性の方がやや多く、年代では70代以上が24.1%と最も多くなっています。

世帯構成は、世帯全員が18歳以上の「親と子の世帯」の回答者が38.5%と最も多く、次いで「夫婦のみ」の世帯が25.5%となっています。回答者の職業は会社員が多く、また、お住まい別（小学校区）では、おおむね校区人口の割合と同様の割合で回答が得られました。

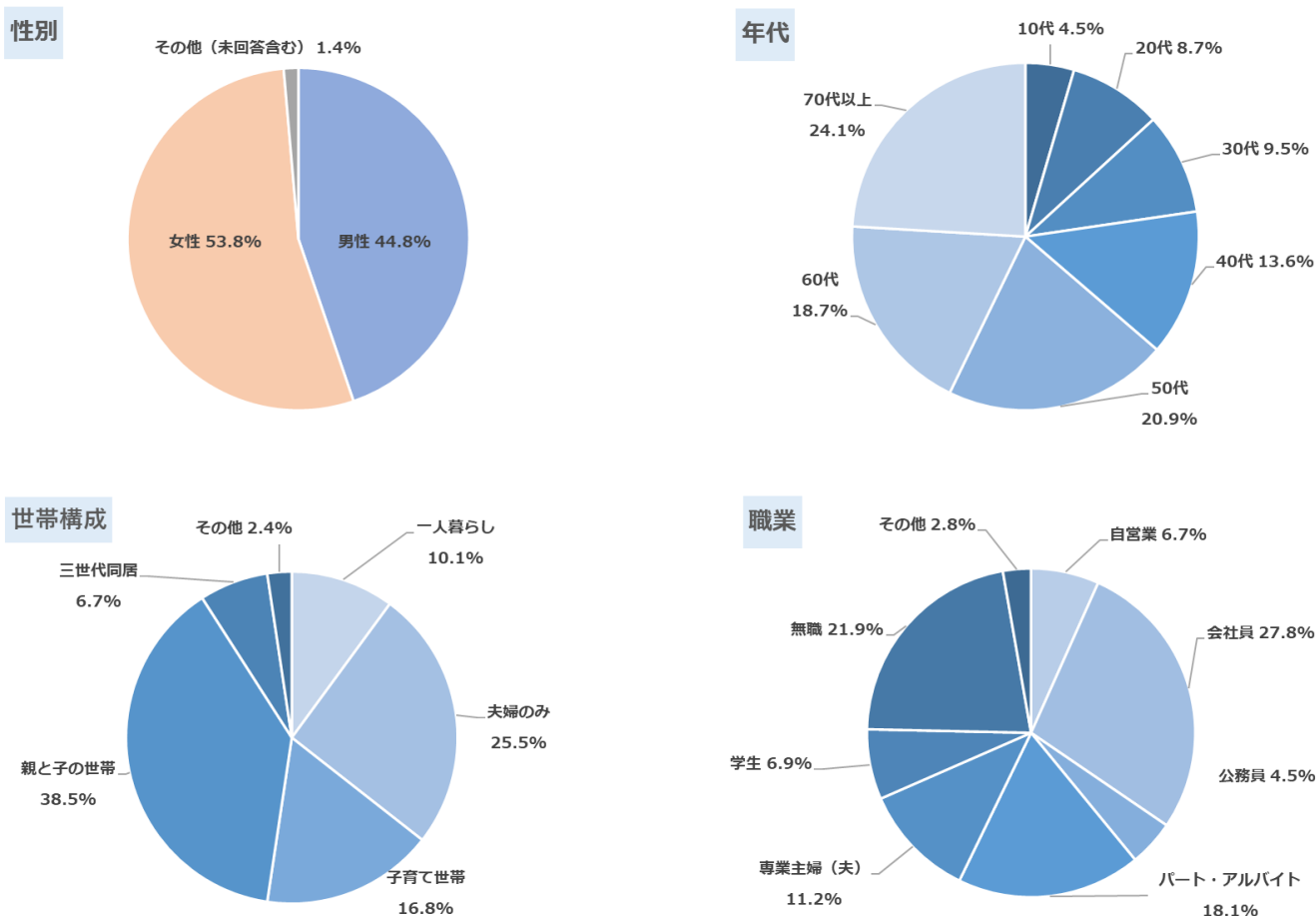


図 1-12 回答者属性内訳

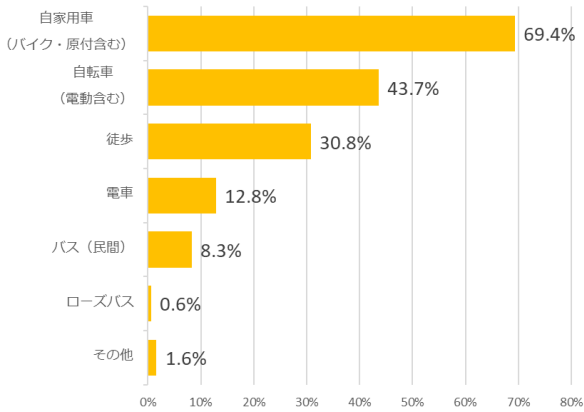
回答者の校区	構成比	回答者の校区	構成比	回答者の校区	構成比
中央	1.4%	東葛城	0.8%	八木南	6.4%
城内	7.4%	春木	5.2%	光明	4.2%
浜	2.4%	大芝	4.4%	常盤	5.6%
朝陽	7.0%	大宮	4.4%	山直北	6.2%
東光	6.2%	城北	4.0%	城東	3.2%
旭	5.4%	新条	3.2%	山直南	2.8%
太田	4.2%	八木北	4.2%	山滝	1.0%
天神山	1.6%	八木	5.2%	その他（不明含む）	1.8%
修斉	2.2%				

表 1-4 回答者の校区

【集計結果】

移動について

問. あなたが市内を移動する場合、よく利用する交通手段はどれですか。（3つまで回答）

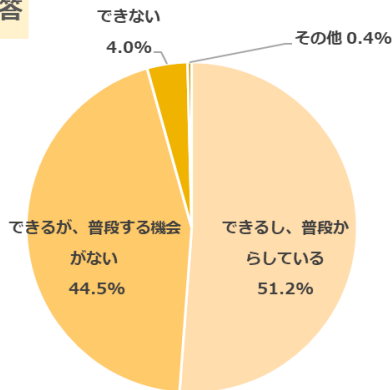


市民の“市内の”移動手段は、自家用車が 69.4%と最も多く、バスの利用率が低くなっています。特に市が運営するローズバスについては、回答者の 0.6%しか利用していないという結果となりました。公共交通機関を利用して移動する割合より、自転車や徒歩で移動する割合の方が高くなっています。

図 1-13 市民の市内の移動手段

問. 15分程度続けて歩けますか。

全世代回答



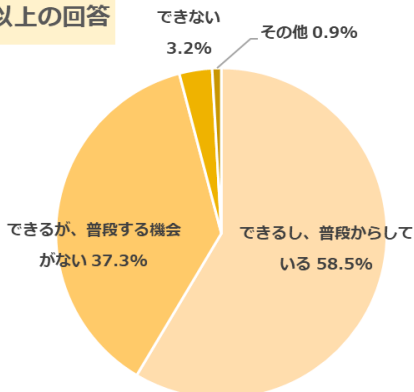
95%の市民が、15分程度休まず徒歩で移動できるということが確認できました。普段から15分程度続けて歩く市民も半数を超えています。

また、60代以上の回答者に限定し分析をしたところ、こちらも約95%の回答者ができると回答しており、中でも普段から15分程度歩く習慣のある60代以上の回答者は58.5%となっており、全世代の回答より多くなりました。

一方、60代未満の回答者においても約90%ができると回答しているものの、普段する機会がない人ほうが多いという結果になりました。

図 1-14 全世代15分継続歩行

60代以上の回答



60代未満の回答

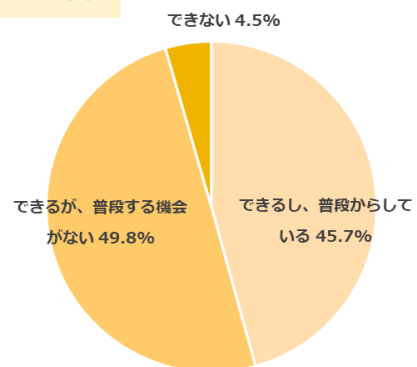


図 1-15 60代区分15分継続歩行

第一部 計画全体について（共通事項）

問. 休まずに歩ける距離を教えてください。

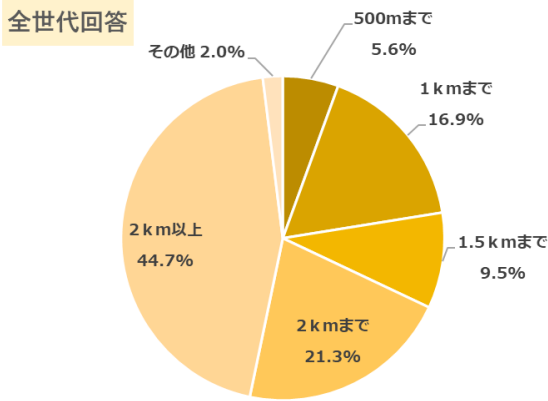


図 1-16 市民の歩行可能距離

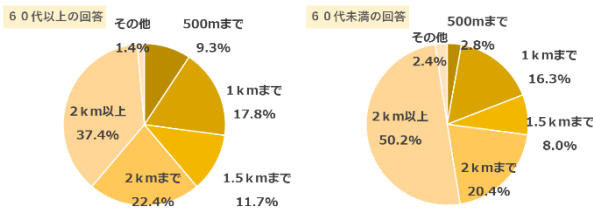


図 1-17 60代区分の歩行可能距離

一般的に徒歩の移動距離は1分あたり80メートルとされているため、市民の95%が可能と回答した15分程度の歩行は距離に置き換えると、1.2km程度の歩行と考えられますが、人によって歩行速度は異なるため、休まずに歩ける距離も質問しました。結果、2km以上歩ける人から1kmまで歩ける人の割合は全体の92.4%であり、15分程度歩ける割合と類似した結果となりました。休まずに歩ける距離では、2km以上とした回答者が44.7%と最も多く、次いで2kmまでが21.3%と多くなり、66%（約3人に2人）は2kmまでであれば休まずに歩けることとなります。また、年代別でも60代以上の回答者の約59.8%が、2kmまでであれば、休まずに歩けるということになり、全世代と比較するとやや割合は低下しますが、標準誤差を考慮しても半数以上の高齢者が2kmまでであれば休まずに歩けるという結果でした。

問. 休まずに自転車を運転できる距離を教えてください。

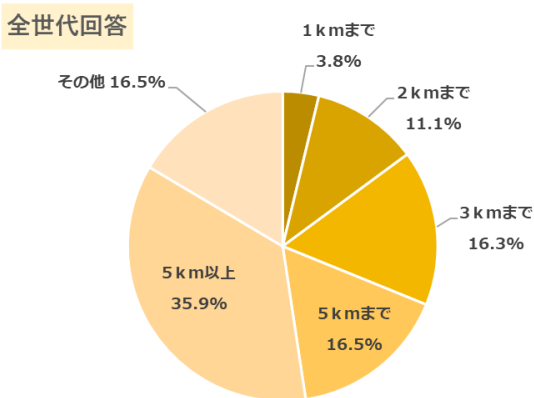


図 1-18 市民の自転車走行可能距離

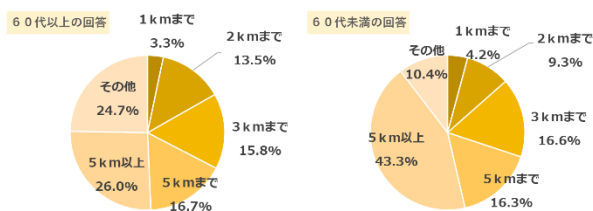


図 1-19 60代区分の自転車走行可能距離

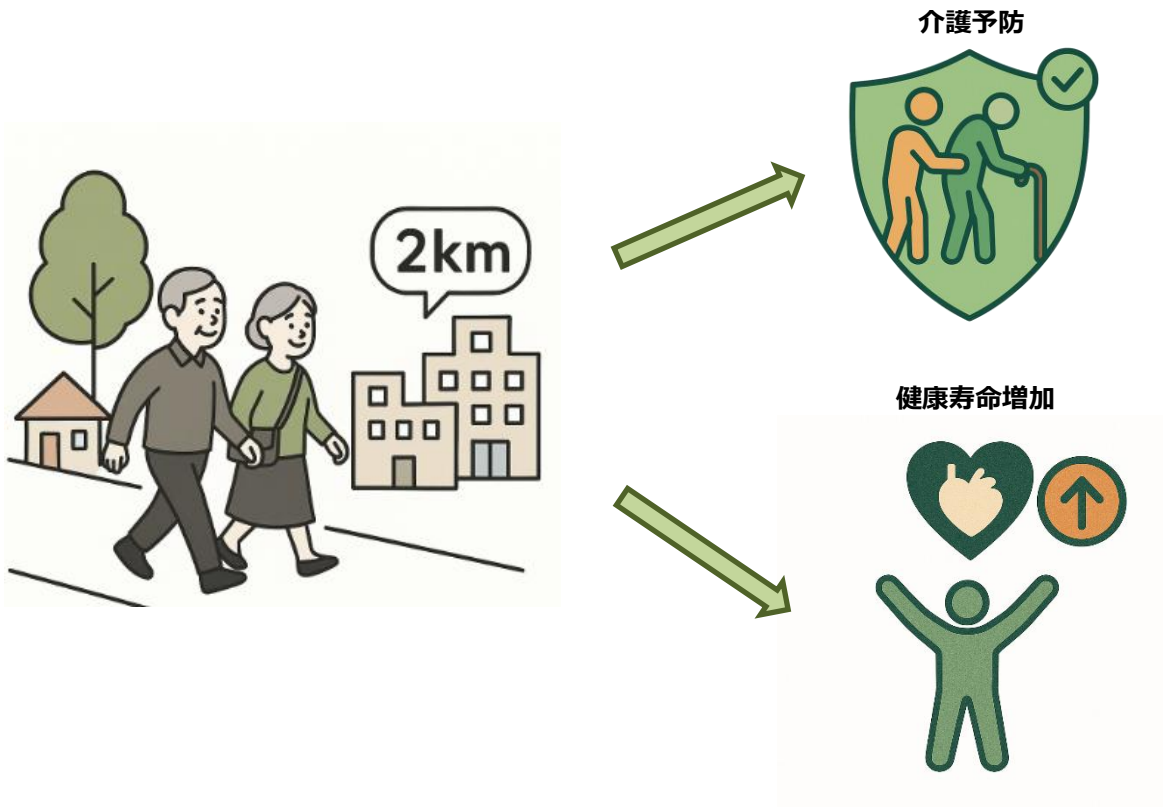
休まずに自転車を運転できる距離では、5km以上とした回答者が、35.9%と最も多く、5kmまで、3kmまで休まずに自転車で運転できる人を含めると、68.7%（約3人に2人）は、3kmまでであれば、自転車で移動可能と回答しており、2kmまでとすると、79.8%と約8割の人が2kmまでであれば自転車で休まずに運転できていることがわかります。なお、60代以上の24.7%が乗ることができない等を含めた「その他」と回答しており、年代別で差がある結果となりました。

補足分析「日常の移動を“健康づくり”に変える～2km徒歩圏の意義～」

厚生労働省「健康日本 21」では、日常生活における身体活動の目標として、65歳以上の男性で1日7,000歩、女性で6,000歩の歩行が推奨されています。7,000歩は概ね5km程度に相当し、健康維持のためには一定の移動距離を日常的に確保することが望ましいとされています。こうした指標から考えると、自宅から公共施設までの2km程度の距離は、無理のない運動量として適切な範囲に収まります。

また、徒歩移動には下肢の筋力維持やバランス能力の向上、認知症予防など、高齢者にとって重要な効果が多数確認されています。買い物や通院、公共施設利用などの日常的な外出を徒歩で行うことは、特別な運動時間を設けなくても自然に活動量を増やせる点で有効です。

地域施設を徒歩・自転車圏内に確保することは、利便性の向上に加えて、住民が自発的に健康づくりへ参加できる環境づくりにもつながる可能性があります。2km程度の距離を歩くことが、日々の健康を支え、将来的な介護予防にも寄与することが期待されます。



第一部 計画全体について（共通事項）

施設の機能やあり方について

問. あなたの岸和田市の下記の公共施設の「主な」利用内容は何ですか？（複数回答可）

- ・社会教育施設（公民館、図書館、自然資料館、男女共同参画センター、大沢山荘）
- ・体育施設（体育館・市民プール・運動広場・青少年広場・テニスコート）
- ・文化振興施設（南海浪切ホール、マドカホール、自泉会館）
- ・福祉施設（保健センター、小児初期救急広域センター、福祉総合センター・ふれあいセンター朝陽・浜老人集会所）
- ・観光施設（だんじり会館、岸和田城、五風荘・まちづくりの館・観光交流センター）

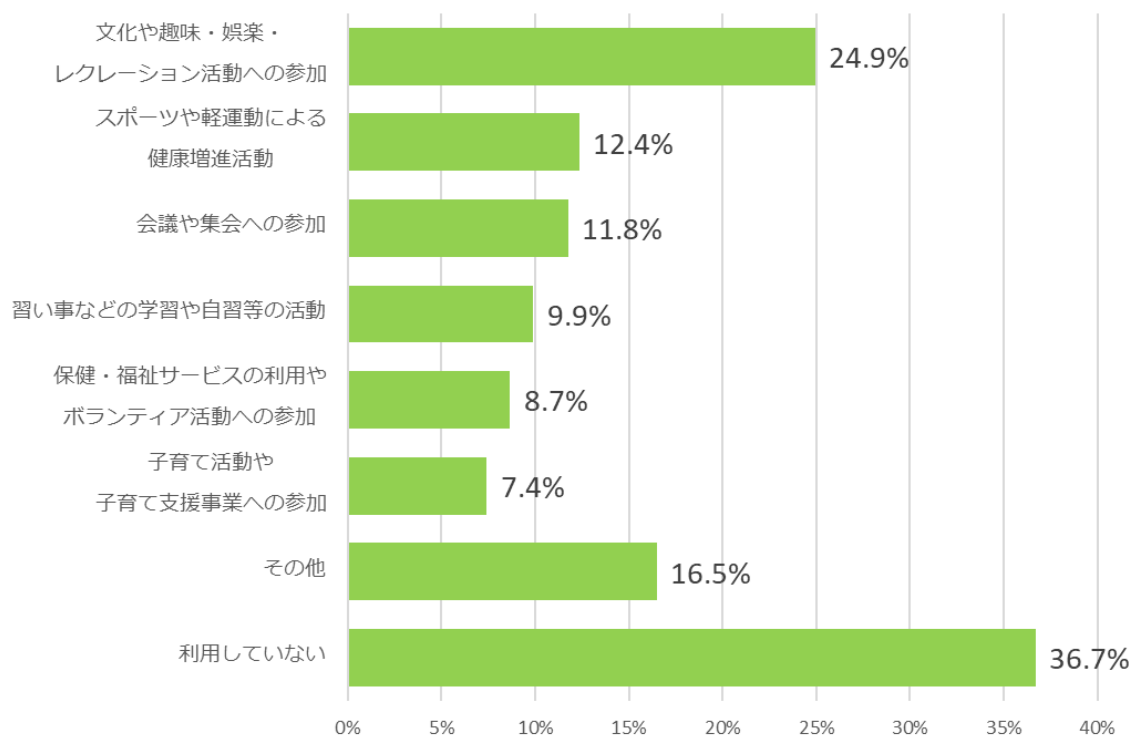


図 1-20 公共施設の主な利用内容

36.7%の回答者が公共施設を利用していないという結果となり、今後の公共施設の量について検討していく必要があります。また、文化・娯楽・レクリエーション活動やスポーツ・軽運動活動を利用目的とする人の割合がやや高く、反対に保健や福祉サービスの利用やボランティア活動への参加、子育て活動を目的とした施設の利用は7~8%と低い数値にとどまっています。

「その他」と回答した人では、「本を借りる」という内容が多数見られました。また、年代別の利用内容の傾向は以下のとおりです。

第一部 計画全体について（共通事項）

年代	傾向
10代	習い事などの学習や自習等の活動が約20%を占め、利用していないという回答を除くと、最も多い結果となりました。
20代	その他とした回答者が約40%でしたが、具体的な内容がないものも多くありました。
30代	文化や趣味・娯楽・レクリエーション活動への参加と子育て活動や子育て支援事業への参加がそれぞれ、20%を超えており、利用しないという回答より多くなりました。
40代	その他とした回答者が多く、本を借りる・犬の散歩等の回答がありました。
50代	利用していないという回答が目立ちましたが、それ以外では文化や趣味・娯楽・レクリエーション活動への参加が20%を超えており、多い傾向にありました。
60代	文化や趣味・娯楽・レクリエーション活動への参加が約20%を占め、利用していないという回答を除くと、最も多い結果となりました。
70代以上	利用していないという回答が目立ちましたが、それ以外では文化や趣味・娯楽・レクリエーション活動への参加と保健・福祉サービスの利用やボランティア活動への参加が多くなっています。

表 1-6 年代ごとの公共施設の主な利用内容

第一部 計画全体について（共通事項）

問. あなたの生活の中で、公共施設に求める機能のうち必要だと思う機能と不要だと思う機能をそれぞれを3つまで回答してください。

市民が求める公共施設の機能は、「診療（病院等）」が約46%と最も多く、次いで「図書閲覧貸出」が約33%、「駐輪・駐車」が約28%となっています。一方、不要だと思う機能では、「わからない」が約52%と最も多くなっていますが、とりわけ「和室」や「調理」の割合が多くなっています。

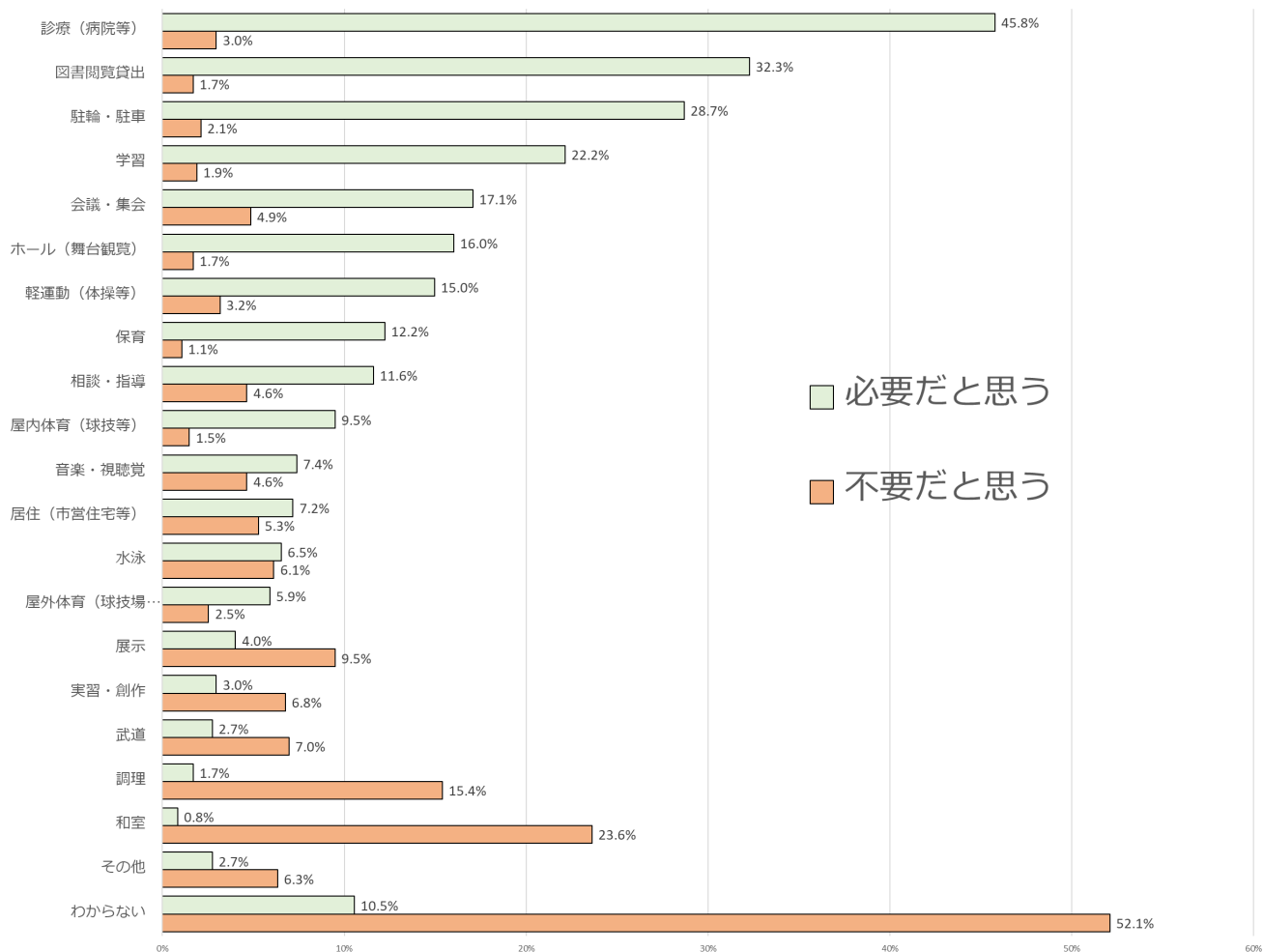


図 1-21 公共施設に求める機能

第一部 計画全体について（共通事項）

また、各年代別で比較的多かった回答は以下のとおりです。（「わからない」を除く多いものから順に記載しています。）

年代	必要だと思う機能	不要だと思う機能
10代	保育・屋外体育（球技場等）	展示・和室・武道
20代	診療（病院等）・学習・図書閲覧貸出 駐輪駐車・保育	和室・展示・調理・相談指導
30代	診療（病院等）・図書閲覧貸出・保育 駐輪駐車	和室・音楽視聴覚・相談指導・調理 実習創作
40代	診療（病院等）・図書閲覧貸出・駐輪駐車 学習	和室・調理・武道
50代	駐輪駐車・診療（病院等）・図書閲覧貸出 会議集会	和室・調理・展示
60代	診療（病院等）・図書閲覧貸出・会議集会 ホール	和室・調理
70代以上	診療（病院等）・図書閲覧貸出・軽運動（体操等）・学習・会議集会	和室・調理・展示

ほぼ全世代で和室と調理の需要が低い

表 1-7 年代ごとの公共施設に求める機能

第一部 計画全体について（共通事項）

問. 本計画では、地域のニーズや利用状況を鑑み、集約化や複合化等、施設の再配置により公共施設の適正化を図るとしてあります。集約化や複合化を行う場合、異なる目的をもった利用者や、所属する組織や年代が異なる利用者が同じ敷地、建物を利用することになります。その際のメリット、課題について、あなたが最も近いと思うものを教えてください。

集約化のメリットについては、延床面積や管理運営費の削減と、幅広い年齢層や多様な人が施設を利用することで、地域コミュニティの充実・活性化に繋がると考える人が多くなっています。

一方課題については、アクセスが不便になることへの懸念を感じている人が約45%となり、複合化・集約化の際には、アクセス性を考慮し検討することが求められます。また、この点について、前述のアンケートの徒歩や自転車での移動可能距離を考慮することも必要になります。

集約化・複合化のメリット	
機能集約や複合化により、延床面積・管理運営費が削減できる	29.1%
幅広い年齢層や多様な人と関わり合いがもて、生活に活力が生まれ健康増進に繋がる	16.1%
多世代が利用することで、子どもの見守り効果から防犯・非行防止に繋がる	14.3%
地域単位で集約を行う場合、地域コミュニティ内の幅広い年齢層や多様な人が利用することで、地域コミュニティの活動の充実、活性化に繋がる	28.2%
メリットはない	9.7%
その他	2.6%
合計	

集約化・複合化の課題	
多世代、様々な組織に属する人が一つの施設を利用することで、不審者など防犯上のリスクが高まり、防犯対策コストが増加する	13.6%
特定の利用者にとってはアクセスが不便になる可能性がある	44.5%
異なる目的を持つ利用者が同じ施設を共有することで、利用方法をめぐるトラブル等が発生する確率が上昇し、それを解消するための運営コストが増加する	15.5%
複数の機能を組み合わせることで利用頻度が上がり、利用者が利用しにくくなるとともに、施設が早期に劣化するリスクが増す	9.5%
課題はない	13.0%
その他	3.9%

表 1-8 集約化・複合化のメリットと課題

施設類型ごとの利用頻度・今後の在り方について

問. あなたは過去 1 年間に、公共施設をどのくらい利用しましたか。また、「年に数回程度」または「利用していない」を選択した場合は、その理由をおしえてください。

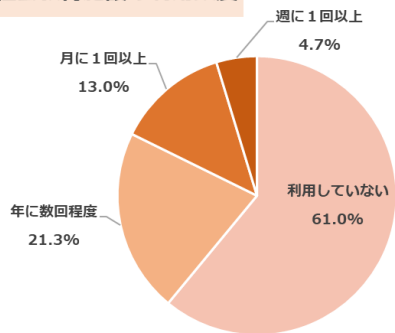
施設類型の内容

- ・社会教育施設（公民館、図書館、自然資料館、男女共同参画センター、大沢山荘）
- ・体育施設（体育館・市民プール・運動広場・青少年広場・テニスコート）
- ・文化振興施設（南海浪切ホール、マドカホール、自泉会館）
- ・福祉施設（保健センター、小児初期救急広域センター、福祉総合センター・ふれあいセンター朝陽・浜老人集会所）
- ・観光施設（だんじり会館、岸和田城、五風荘・まちづくりの館・観光交流センター）

施設類型ごとの利用頻度は、どの施設類型においても、利用していないが 6 割を超えており、施設の稼働率の低さが伺えます。利用していない理由は、「利用する機会・必要性がない」がどの施設類型においても圧倒的に多く、市民に必要な機能の把握や市民のニーズに合った施設の量を検討する必要があります。なお、週 1 回以上や月 1 回以上の定期利用者は社会教育施設のみ 17.7%で他の施設は 1 割を下回っています。

※以下から P29 まで、施設分類ごとのアンケート結果の表示

社会教育施設の利用頻度



社会教育施設の利用していない理由

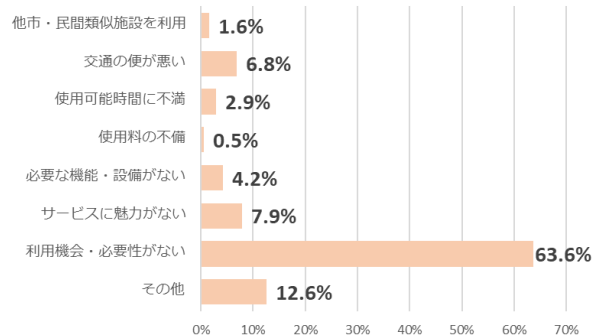


図 1-22 社会教育施設の利用頻度と利用していない理由

年代	社会教育施設の年代別利用状況
10代	約 95%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
20代	約 87%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
30代	約 76%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
40代	約 79%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
50代	約 89%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
60代	約 79%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
70代以上	約 80%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択

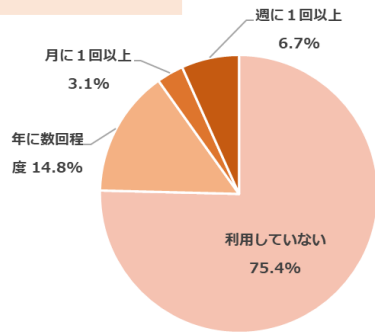
表 1-9 社会教育施設の年代別利用状況

第一部 計画全体について（共通事項）

公共施設等を取り巻く状況

1

体育施設の利用頻度



体育施設の利用していない理由

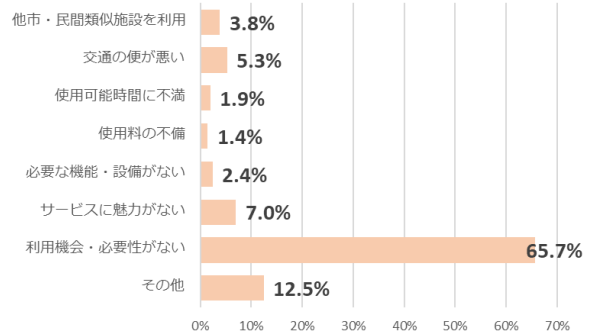
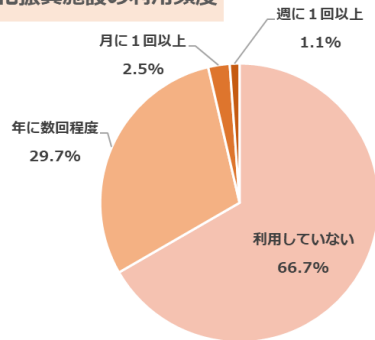


図 1-23 体育施設の利用頻度と利用していない理由

年代	体育施設の年代別利用状況
10代	約90%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
20代	約100%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
30代	約91%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
40代	約90%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
50代	約93%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
60代	約89%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
70代以上	約84%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択

表 1-10 体育施設の年代別利用状況

文化振興施設の利用頻度



文化振興施設の利用していない理由

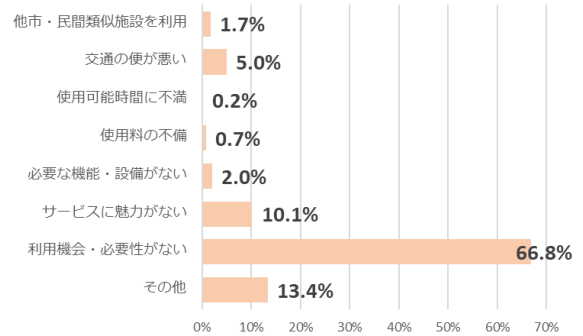


図 1-24 文化振興施設の利用頻度と利用していない理由

年代	文化振興施設の年代別利用状況
10代	約90%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
20代	約100%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
30代	約98%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
40代	約98%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
50代	約95%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
60代	約98%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
70代以上	約95%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択

表 1-11 文化振興施設の年代別利用状況

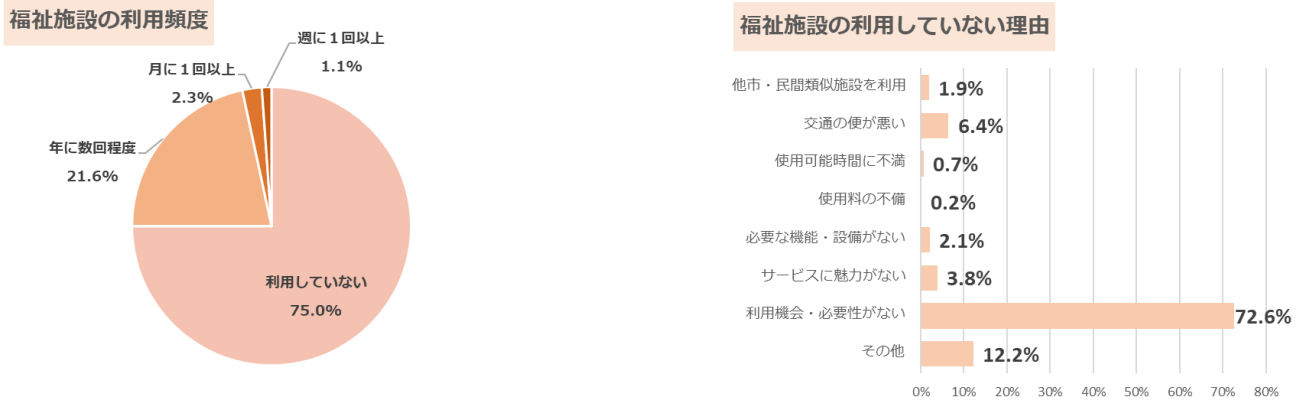


図 1-25 福祉施設の利用頻度と利用していない理由

年代	福祉施設の年代別利用状況
10代	約 100%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
20代	約 97%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
30代	約 96%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
40代	約 100%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
50代	約 98%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
60代	約 95%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
70代以上	約 94%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択

表 1-12 福祉施設の年代別利用状況

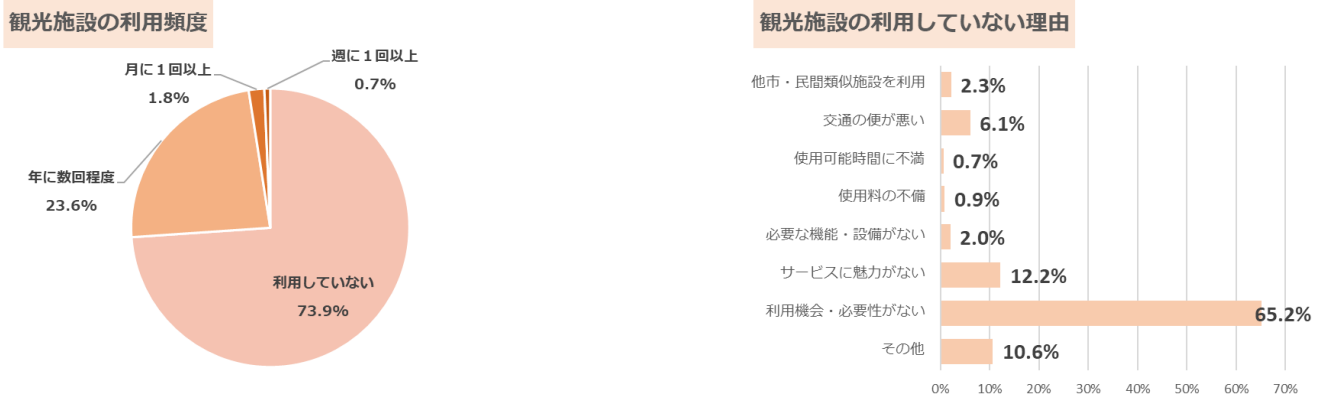


図 1-26 観光施設の利用頻度と利用していない理由

年代	観光施設の年代別利用状況
10代	約 90%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
20代	約 95%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
30代	約 98%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
40代	約 98%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
50代	約 100%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
60代	約 99%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択
70代以上	約 96%の回答者が「年に数回程度」もしくは「利用していない」を選択

表 1-13 観光施設の年代別利用状況

第一部 計画全体について（共通事項）

市の公共施設に対する方針等について

問. 本市では建築物系の施設については、集約・複合化等により、床面積の総量を削減し、少子高齢化が進む中でも、必要性の高い公共サービスを将来にわたり維持していこうとしています。このことに対するあなたの考えに近いものを教えてください。

人口減少と高齢化社会が進む中、施設の総量を縮小していくという市の方針に対しては、約 75%の人がおおむね賛成という意見をいただきました。

施設の面積は縮小しても、新たなニーズに対応する、可能な限りサービスの質を落とさない等の工夫する必要があります。集約化・複合化によるアクセス性の低下や必要な機能ができるだけ失われることがないように、今後も市民の意見をふまえ、住み続けたいまちを目指す取り組みを進める必要があります。

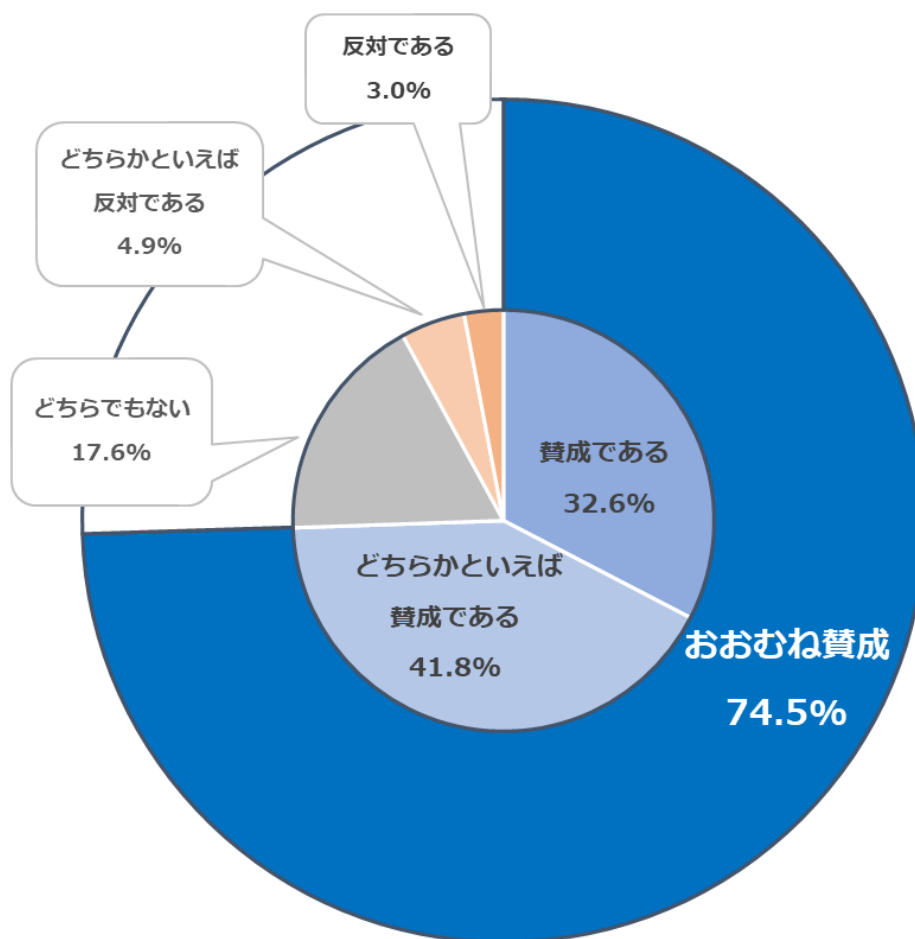


図 1-27 岸和田市の公共施設に対する方針への賛否

問. 施設分類ごとの今後の方針について、あなたの考えに近いものを教えてください。

社会教育施設

社会教育施設について、大きな傾向は削減・集約を志向する回答の方が多く結果となりました。ただし、「施設の予算以外を削減し、現状の施設は変えず、維持すべき」の方針が全体の23.6%を占めており、最も多い結果となりました。「現状でも質・量が不足しているため、施設を増やすべき」とした回答者は全体では8.9%にとどまっていますが、世代別の回答に着目すると、10代の回答者の中では、最も支持されており、30代以降が支持する現状維持の方針と異なった意見となりました。なお、社会教育施設は具体的には、公民館、図書館、自然資料館等があります。

社会教育施設の今後の方針

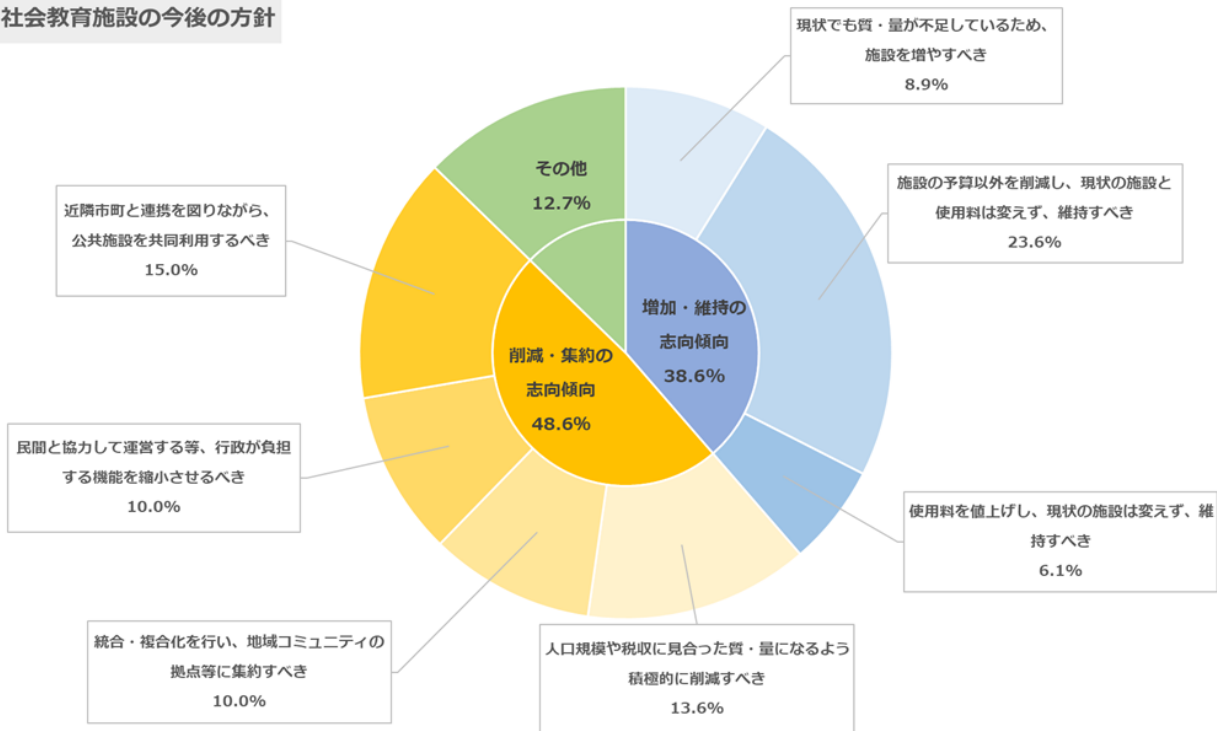


図 1-27 社会教育施設の今後の方針

年代	年代別「社会教育施設の今後の方針」で最も支持された方針
10代	・現状でも質・量が不足しているため、施設を増やすべき
20代	・近隣市町と連携を図りながら、公共施設を共同利用すべき
30代	・施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき
40代	・施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき
50代	・施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき
60代	・施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき
70代以上	・施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき

表 1-14 年代別社会教育施設の最も支持された方針

第一部 計画全体について（共通事項）

体育施設

体育施設についても、大きな傾向は削減・集約を志向する回答の方が多く結果となりました。なお、「民間と協力して運営する等、行政が負担する機能を縮小させるべき」の方針が比較的多く16.4%となっています。しかしながら、支持する方針にバラつきが見られ、「施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき」と「近隣市町と連携を図りながら、公共施設を共同利用すべき」15%となっています。

世代別の回答を見ると、体育施設においても10代の回答者は「現状でも質・量が不足しているため、施設を増やすべき」を最も支持しており、また30代40代でも体育施設は不足しているという認識が多くなっています。

体育施設においては、現在多くの施設が指定管理者により運営されているところですが、民間のノウハウを活かすことで、更なるサービスの向上と費用の削減が期待されています。

体育施設の今後の方針

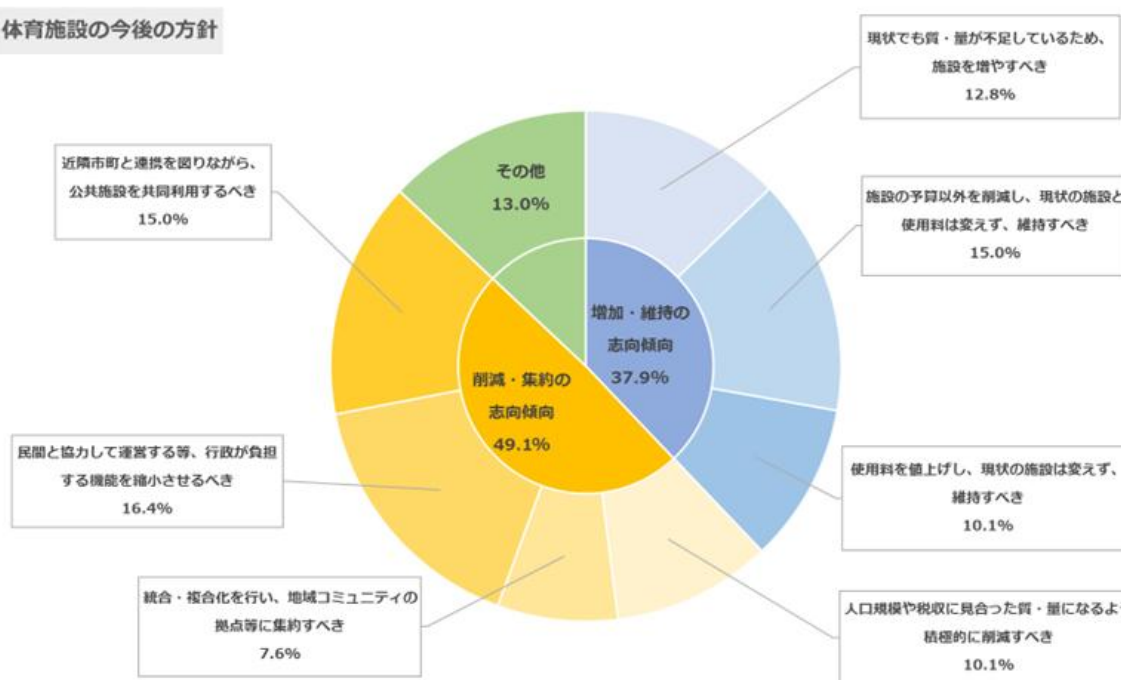


図 1-28 体育施設の今後の方針

年代	年代別「体育施設の今後の方針」で最も支持された方針（同数の場合は併記）
10代	・現状でも質・量が不足しているため、施設を増やすべき
20代	・施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき
30代	・現状でも質・量が不足しているため、施設を増やすべき
40代	・現状でも質・量が不足しているため、施設を増やすべき
50代	・民間と協力して運営する等、行政が負担する機能を縮小させるべき
60代	・民間と協力して運営する等、行政が負担する機能を縮小させるべき
70代以上	・施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき

表 1-15 年代別体育施設の最も支持された方針

文化振興施設

文化振興施設についても、大きな傾向は削減・集約を志向する回答の方が多く結果となりました。なお、「施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき」と「民間と協力して運営する等、行政が負担する機能を縮小させるべき」の方針が同程度支持されており、質・量が不足していると感じている回答者は6.1%となりました。また、「使用料を値上げし、現状の施設は変えず、維持するべき」とした回答者も13.3%おり、税金ではなく施設を利用する人が一定の負担をするべきという考え方が、他の施設類型よりやや多くなっています。

また、世代別の回答を見ると、10代20代で、「人口規模や税収に見合った質・量になるよう積極的に削減すべき」という方針が支持されており、他の世代でも行政の負担は縮小させるべきとの回答があり、限られた財源と労働力を適正に配分することが求められています。

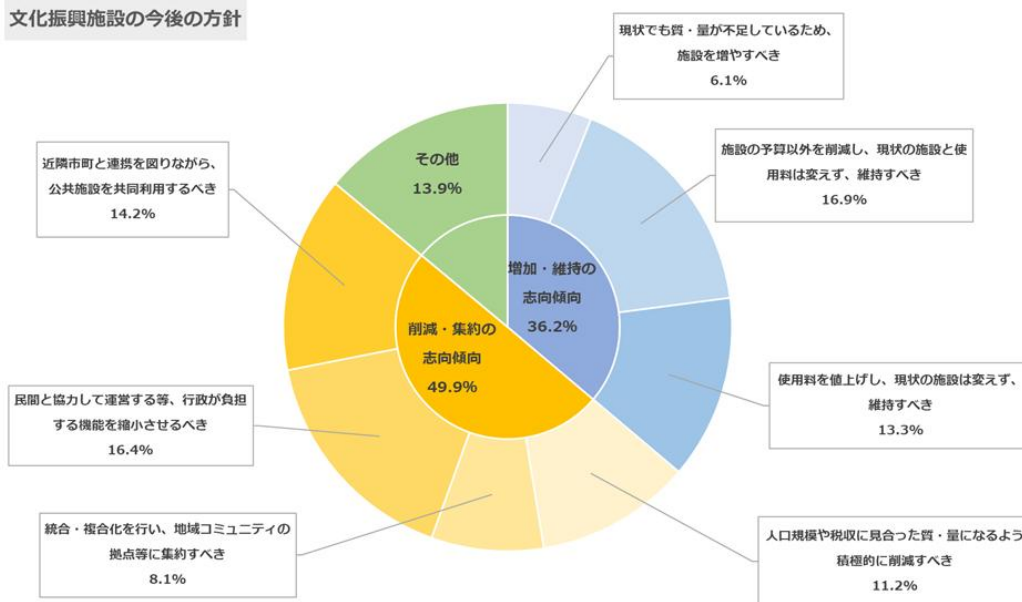


図 1-29 文化振興施設の今後の方針

年代	年代別「文化振興施設の今後の方針」で最も支持された方針（同数の場合は併記）
10代	・施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき ・人口規模や税収に見合った質・量になるよう積極的に削減すべき
20代	・人口規模や税収に見合った質・量になるよう積極的に削減すべき ・民間と協力して運営する等、行政が負担する機能を縮小させるべき
30代	・施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき
40代	・民間と協力して運営する等、行政が負担する機能を縮小させるべき
50代	・施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき
60代	・民間と協力して運営する等、行政が負担する機能を縮小させるべき
70代以上	・近隣市町と連携を図りながら、公共施設を共同利用すべき

表 1-16 年代別文化振興施設の最も支持された方針

第一部 計画全体について（共通事項）

福祉施設

福祉施設については、他の施設類型と異なり、大きな傾向は増加・維持を志向する回答の方が多い結果となりました。なお、「施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき」の方針が最も多く26%となっています。福祉施設の費用をおさえるための手段としては、近隣市町との協力が望まれており、福祉に関しては行政が主体となって取り組んでいくということが求められています。

世代別の回答を見ても、全世代で「施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき」が最も多く支持されており、福祉機能を維持しサービスが低下しないよう取り組む必要があります。

福祉施設の今後の方針

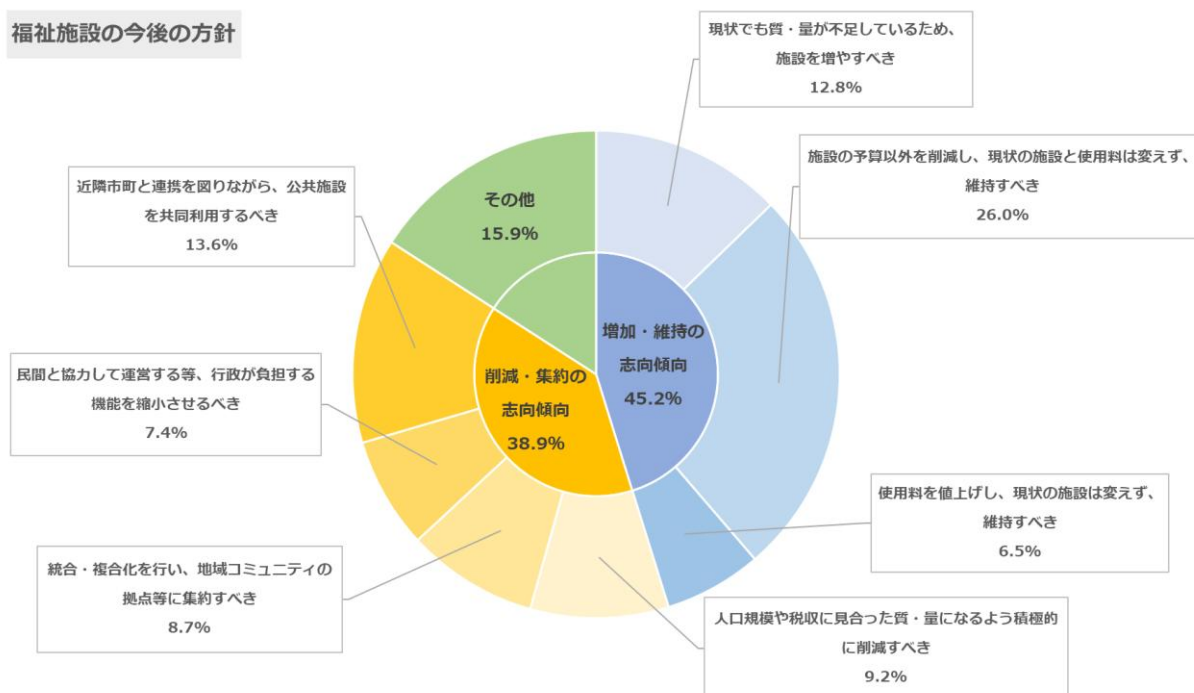


図 1-30 福祉施設の今後の方針

年代	年代別「福祉施設の今後の方針」で最も支持された方針（同数の場合は併記）
10代	・施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき
20代	・施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき
30代	・施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき
40代	・施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき
50代	・施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき
60代	・施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき
70代以上	・施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき

表 1-17 年代別福祉施設の最も支持された方針

観光施設

観光施設についても、大きな傾向は削減・集約を志向する回答の方が多い結果となりました。なお、「民間と協力して運営する等、行政が負担する機能を縮小させるべき」の方針が21.4%と最も多くなっており、更なる民間のノウハウを活用が求められています。

また、世代別の回答を見ると、10代20代で、「人口規模や税収に見合った質・量になるよう積極的に削減すべき」という方針が支持されており、他の世代でも行政の負担は縮小させるべきとの回答があり、限られた財源と労働力を適正に配分することが求められています。

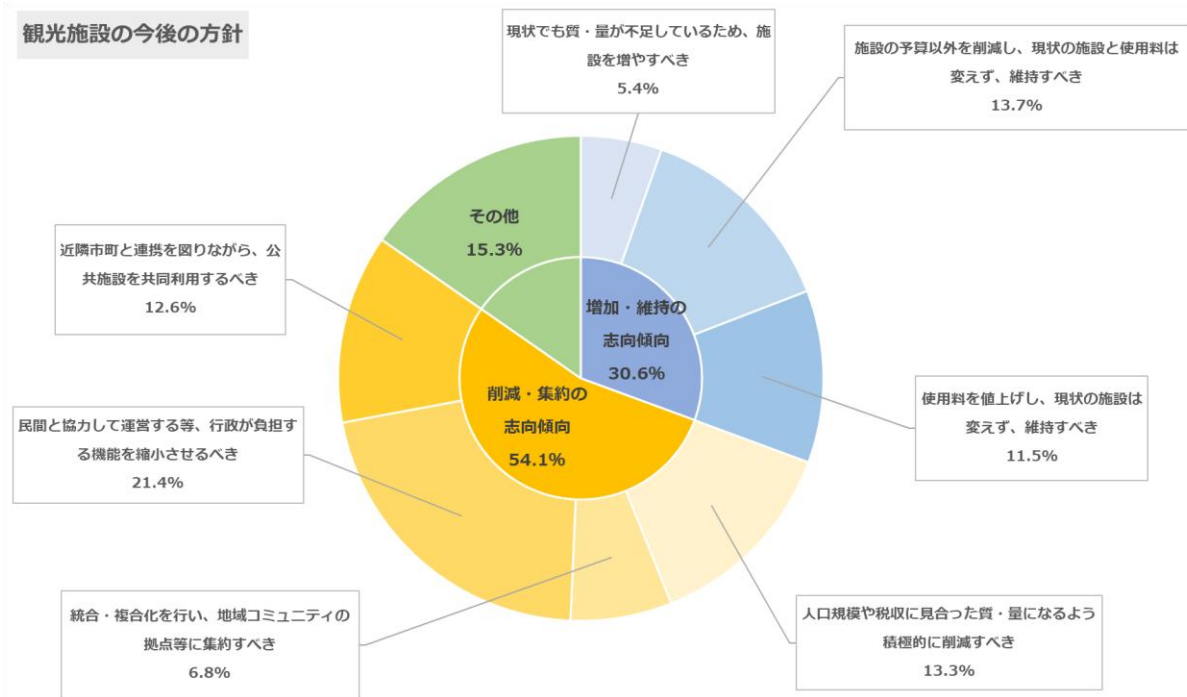


図 1-31 観光施設の今後の方針

年代	年代別「観光施設の今後の方針」で最も支持された方針（同数の場合は併記）
10代	・現状でも質・量が不足しているため、施設を増やすべき ・民間と協力して運営する等、行政が負担する機能を縮小させるべき
20代	・民間と協力して運営する等、行政が負担する機能を縮小させるべき
30代	・民間と協力して運営する等、行政が負担する機能を縮小させるべき
40代	・民間と協力して運営する等、行政が負担する機能を縮小させるべき
50代	・民間と協力して運営する等、行政が負担する機能を縮小させるべき
60代	・民間と協力して運営する等、行政が負担する機能を縮小させるべき
70代以上	・使用料を値上げし、現状の施設は変えず、維持すべき ・民間と協力して運営する等、行政が負担する機能を縮小させるべき ・近隣市町と連携を図りながら、公共施設を共同利用するべき

表 1-18 年代別観光施設の最も支持された方針

補足分析「利用頻度の差異と支持する方針を踏まえた公共施設マネジメント」

施設類型ごとの利用頻度のアンケート結果から、回答者の8割が、年数回程度の利用もしくは施設を利用しておらず、日常的に利用する継続利用者（月1回以上利用）は、2割と限定的であります。

また、施設類型ごとの支持する方針のアンケートからは、「施設の予算以外を削減し、現状の施設と使用料は変えず、維持すべき」という意見が多くみられるものの、あまり利用しないと回答した利用者（全体の8割）の半数以上（保健福祉施設のみ、約40%）が、施設の縮減を支持するという結果となっており、継続利用者（全体の2割）の半数以上が、施設の維持や拡充を支持する傾向が見られます。

アンケート回答者全体の構成では多くの市民が公共施設を日常的に利用していないこと、利用頻度の差によりニーズが異なること、本市の状況（人口減少や財政上の問題）から現状の施設を引き続き維持することが困難であることを踏まえると、総量削減の取り組みを進めながらも、柔軟な施設運営への転換が必要となります。

利用者が少なく、ニーズの少ない機能については基本的な方向性として、機能の集約やニーズの高い機能への転用を行っていく対応が考えられます。しかし、市民の中には、割合は少ないものの、継続利用者は機能の維持・拡充を求めている方もいらっしゃることから、機能集約だけでなく、設置目的や利用者の属性の違いから現状では使用できない機能を、使用できるようにするというような対応を行うことも考えられます。

例えば、X機能はあるが、A目的でしか使用できない施設があるとして、この施設のX機能をA目的でもB目的でも使用できるようにする、つまり「機能の多目的利用」を実現することで、総量削減と拡充を両立できる可能性があります。

今後の公共施設マネジメントにおいては、柔軟なアプローチにより、「機能と量の最適化」を進め、市民全体の満足度と財政の持続可能性を両立させることが求められています。

利用頻度割合回答割合

20%程度	80%程度
月1回以上利用する	ほとんど利用しない（年数回程度・利用しない）

支持する方針回答割合

	増加・維持を支持する割合		削減・集約を支持する割合	
	月1回以上利用する	ほとんど利用しない	月1回以上利用する	ほとんど利用しない
社会教育施設	68%	33%	28%	53%
スポーツ・体育施設	73%	35%	22%	52%
文化施設	57%	36%	43%	50%
保健福祉施設	64%	45%	36%	38%
観光施設	70%	30%	30%	55%

問. 今ある施設以外で、公共施設としてあなたが新たに欲しい又は充実してほしいと思う施設・機能はどのようなものですか。

新たに望む公共施設については、「子どもの遊べる施設」等の子どもが安心して過ごせる場を望む声が多く、他には高齢者が積極的にコミュニケーションをとれる施設やさまざまなイベントができるグラウンド等の意見がありました。

また、商業施設の誘致を望む声もあり、今後は、不要となった施設や土地を活用したり、民間と協力して施設の運営を行うこと等、市民のニーズに応える取り組みを検討する必要があります。

多かった回答
子供が遊べる場所（アスレチックや公園広場、雨でも遊べる屋内施設等）
健康増進施設（温水プール、スポーツジム等）
競技場等（バスケットコートやラグビー場、柔道場等）
図書館の充実
イベント会場（多目的に使用できるもの）
学生や高齢者の居場所となるような施設

表 1-19 新設・充実してほしい施設一例

問. 今後、市民の皆様と情報を共有しながら、公共施設の機能と量の最適化を検討していくことが重要と考えていますが、どのような方法で情報共有または将来のあり方を検討していくのがよいと思いますか。あなたの考えに近いものを3つまで教えてください。

市民への情報共有は、ホームページ・広報誌への掲載を望む声が多く、次いで意見公募の実施やタウンミーティングの開催が多くなっています。

また、その他の意見として「SNS」の活用を望む声が一定数あり、今後の情報共有のあり方を考える必要があります。

市民への情報共有について	
市民説明会の開催	16.3%
タウンミーティング（地域の人や関係者が集まり意見交換や話し合いを行う場）の開催	16.5%
シンポジウムやセミナーの開催	5.3%
学識経験者と公募により選任にした市民による検討委員会の設置	11.2%
意見公募の実施（パブリックコメント）	18.5%
公共施設のあり方に関する情報や検討経過などの市のホームページ・広報紙への掲載	30.2%
その他	2.0%

表 1-20 市民が望む情報共有方法

第一部 計画全体について（共通事項）

インフラ・プラント系施設に関連する市民のニーズ

本市が毎年行っている「市民意識調査」の結果から、インフラ・プラント系施設については、「交通マナーの向上や交通事故を防ぐ環境づくり」、「拠点とのアクセス性の向上」「地域の活性化を導く拠点の形成」が重点化領域とされており、「安心安全な水の安定的な供給」、「まちの緑の適正な保全とまちの緑化」が、ニーズに見合った対応を検討すべき領域とされています。

今回のアンケートで分析した市民の移動手段や徒歩での移動可能距離を参考に、市民が歩いて行ける距離に日常生活を支えるような拠点があるかどうか等を確認する必要があります。

なお、インフラ・プラント系施設に関しては、建築物系公共施設のような、代替性・補完性がほとんどなく長寿命化対策等による効率的な維持管理が基本になることから、基本的には、長寿命化等による維持管理費用の効率化を図り、コストを抑制しながら、拠点の形成や拠点とのアクセス性の向上といったコストをかけた取り組みに繋げることになると考えます。

（満足度が低く改善しなければならない領域）

- ☆交通マナーの向上や交通事故を防ぐ環境づくり
- ☆拠点とのアクセス性の向上
- ☆地域の活性化を導く拠点の形成

（今後も満足度を維持しつつ、ニーズに見合った対応を検討する領域）

- ☆安心安全な水の安定的供給
- ☆まちのみどりの適正な保全と緑化

2. 財政の現状と課題

（1）歳入・歳出決算額の推移と今後の財政収支の見通し

■歳入・歳出決算の推移

本市の歳入は、令和元年度まで 700 億円代で推移しておりましたが、令和 2 年度以降は新型コロナウイルスの影響があり、大幅に増加しています。新型コロナウイルスの影響を最も受けた令和 2 年度以外の歳入では、自主財源（自治体が自らの権限に基づいて自主的に収入できる財源）である地方税が全体の約 3 割と最も多くなっています。

また、特定の用途に縛られず、自治体の財政運営において重要な役割を果たす地方税や地方交付税、各種交付金等の一般財源の推移は、400 億円から 500 億円の間を推移しています。



図 1-32 決算歳入額と一般財源の推移

単位：百万円

項目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
地方税	24,265	24,434	24,308	24,501	24,796	24,921	24,602	25,330	25,510	25,181
地方譲与税	343	340	340	342	350	354	363	366	374	377
各種交付金	4,557	3,904	4,124	3,963	4,036	4,658	5,555	5,473	5,694	6,999
地方交付税	13,948	13,169	12,316	12,492	13,325	13,052	14,726	14,555	14,931	16,219
一般財源合計	43,113	41,847	41,088	41,298	42,507	42,985	45,247	45,724	46,509	48,776
国庫支出金	16,596	16,793	17,848	17,289	16,732	40,237	25,957	23,494	23,057	22,601
都道府県支出金	5,571	4,984	5,221	5,491	6,112	6,062	6,243	7,186	6,870	6,949
地方債	5,872	4,868	6,091	6,687	2,886	3,229	2,440	2,754	3,208	3,988
その他	5,031	6,255	5,559	5,424	6,864	5,229	7,871	6,445	7,203	6,571
合計	76,183	74,746	75,806	76,188	75,101	97,742	87,758	85,603	86,847	88,886

表 1-21 決算額（歳入）の推移

（参考：地方財政状況調査）

第一部 計画全体について（共通事項）

一方歳出では、扶助費が平成 27 年度と比較すると令和 6 年度は約 95 億円増加しております。扶助費とは、社会保障関係費の代表項目であり、高齢による自然増、格差拡大等により増加しているものと考えられます。また、本市は類似団体（他の施行時特例市）と比較して扶助費にかかるコストが大きく、令和 6 年度の地方財政状況調査から本市が作成し公表している「市民一人あたりの決算額の状態（類似団体比較）」では、類似団体 23 団体の平均の約 1.5 倍となっています。また、投資的経費（支出の効果が資本形成に向けられ、道路や施設など将来に残るものに支出される経費）は令和 6 年度で約 56 億円を支出しており、施設の改修や道路の維持補修を行っておりますが全体の 1 割にも満たない現状であり、「市民一人あたりの決算額の状態（類似団体比較）」で確認すると、23 団体の平均の約 58%となっています。

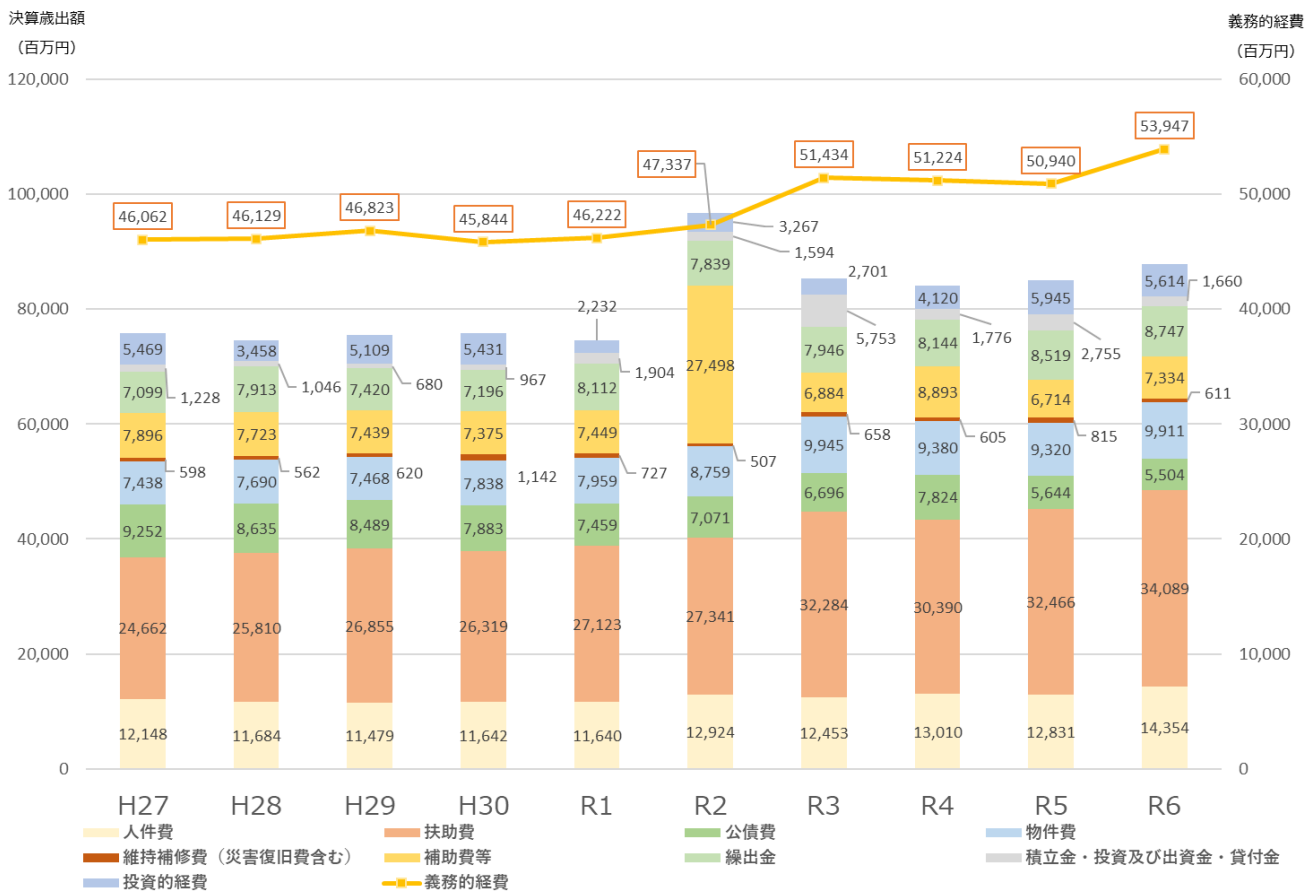


図 1-33 決算歳出額と義務的経費の推移

単位：百万円

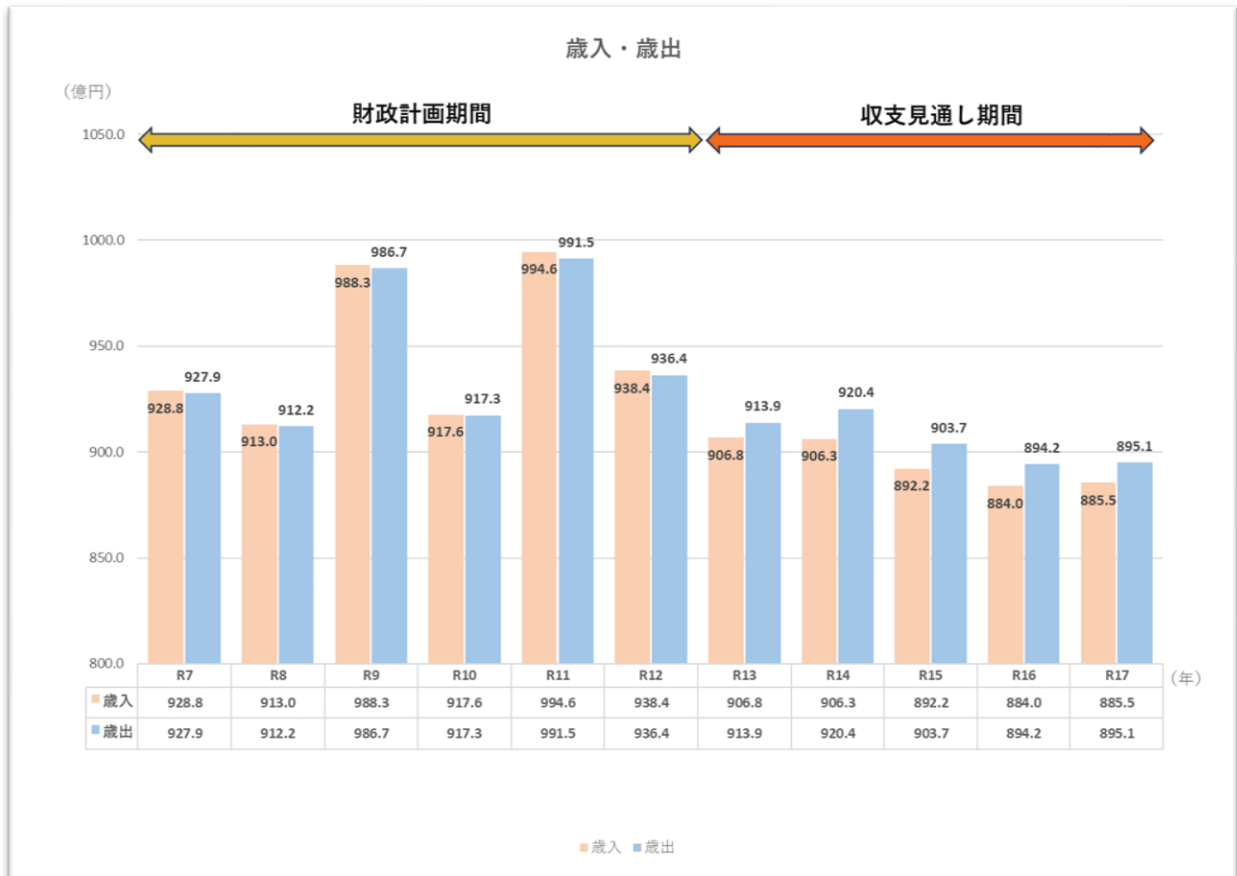
項目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人件費	12,148	11,684	11,479	11,642	11,640	12,924	12,453	13,010	12,831	14,354
扶助費	24,662	25,810	26,855	26,319	27,123	27,341	32,284	30,390	32,466	34,089
公債費	9,252	8,635	8,489	7,883	7,459	7,071	6,696	7,824	5,644	5,504
義務的経費	46,062	46,129	46,823	45,844	46,222	47,337	51,434	51,224	50,940	53,947
物件費	7,438	7,690	7,468	7,838	7,959	8,759	9,945	9,380	9,320	9,911
維持補修費（災害復旧費含む）	598	562	620	1,142	727	507	658	605	815	611
補助費等	7,896	7,723	7,439	7,375	7,449	27,498	6,884	8,893	6,714	7,334
繰出金	7,099	7,913	7,420	7,196	8,112	7,839	7,946	8,144	8,519	8,747
積立金・投資及び出資金・貸付金	1,228	1,046	680	967	1,904	1,594	5,753	1,776	2,755	1,660
投資的経費	5,469	3,458	5,109	5,431	2,232	3,267	2,701	4,120	5,945	5,614
合計	75,789	74,521	75,560	75,792	74,605	96,800	85,320	84,144	85,007	87,825

表 1-21 決算額（歳出）の推移

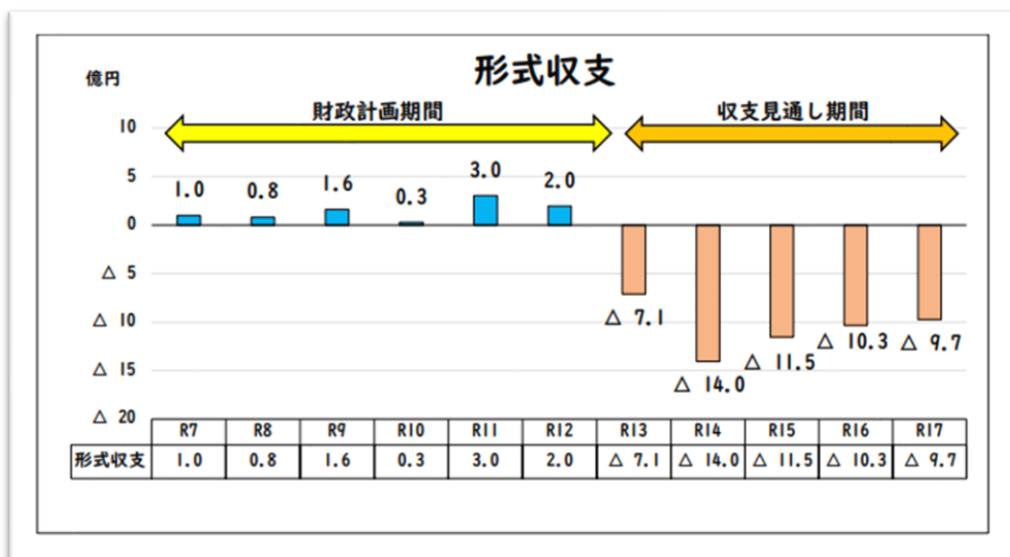
（参考：地方財政状況調査）

■ 財政収支の見通し

本市の財政計画では、歳入歳出ともに増減があるものの、令和 12 年度までは、黒字収支となる見込みです。しかし、令和 13 年度以降については、社会保障経費の増加による扶助費の増加等が引き続き見込まれることなどから、収支不足となる見通しです。このため、令和 13 年度以降について、施設の維持管理、保全に必要な経費の縮減も必要となることも想定されます。



(引用：令和 7 年度岸和田市財政計画)



(引用：令和 7 年度岸和田市財政計画)

（2）財政構造の現状と課題

歳入は、前述しました「自主財源」と地方交付税・国庫支出金・都道府県支出金・市債などの「依存財源」に分けられます。本市は自主財源が約4割、依存財源が約6割となっており、依存財源が多くを占めていることから、税収基盤が弱い弱であり、かつ国等からの財源に大きく影響をうける不安定な財政構造であると分かります。このことは、計画的な維持管理や、施設更新が財源の外部要因に左右されやすく、結果として計画的な保全が行いにくくなる要因となりえます。今後は依存財源の動向を注視しながら、中長期的な施設の保全内容と財政計画を連動させ、施設の保全・更新費の平準化を行うことがより重要となります。

歳出は経常的経費と臨時的経費に分けることができ、経常経費の中でも、人件費、扶助費、公債費については、「義務的経費」に分けられます。本市の歳出構造は、経常的な固定経費となる義務的経費が歳出全体の6割程度を占めています。

義務的経費額は歳出総額の60%程度を推移していることに対し、施設等への投資的経費は歳出全体の6～7%ほどしかなく、普通建設事業費の決算額は類似団体と比較しても低い傾向にあります。（23団体中、普通建設事業費が高い順に並べて19番目）また、経常収支比率は95%前後で推移しており、経常的な収入と経常的な支出がほぼ同規模であることから、財政は硬直度高く、施設の建設や大規模改修、長寿命化改修等の投資的経費に費用を充てたり、突発的な災害等に適切に対応する財政的余裕がない状態にあるといえます。

（参考：地方財政状況調査）

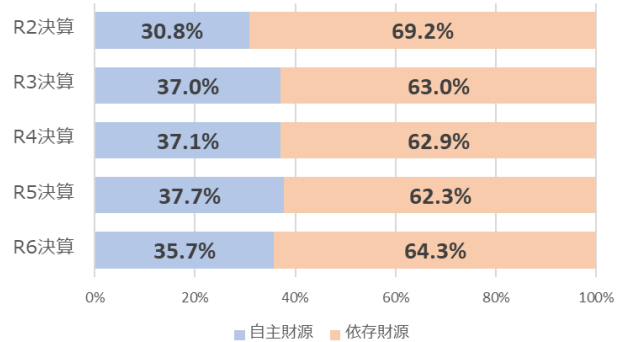


図 1-34 自主財源と依存財源の割合推移

（参考：地方財政状況調査）

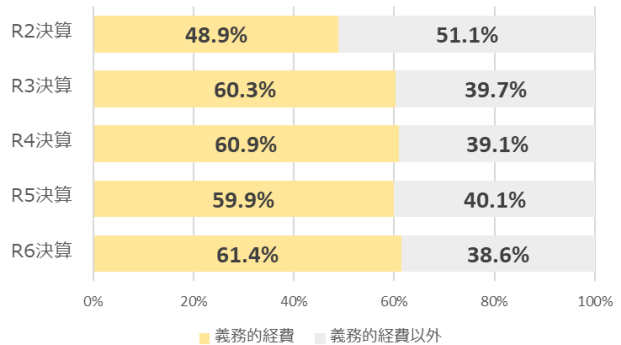


図 1-35 義務的経費の割合推移

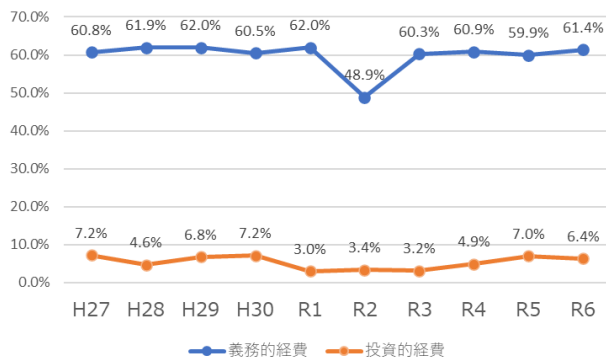


図 1-36 義務的経費の割合と投資的経費の割合推移

（参考：地方財政状況調査）

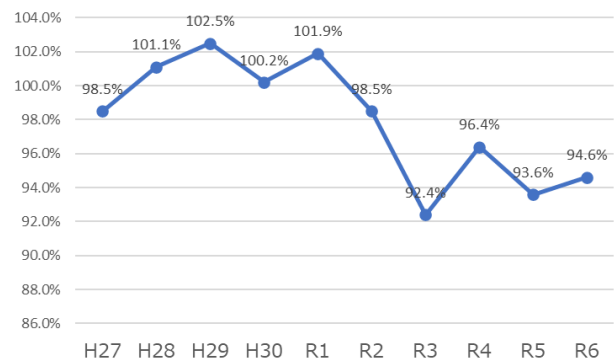


図 1-37 経常収支比率の推移

（参考：地方財政状況調査）

（3）地方債残高の推移

本市の地方債の残高は、直近 10 年は投資を抑えていた影響もあり減少しています。今後は、新庁舎の建設やこども園の整備等が予定されているため、発行額が増加することが見込まれます。本市では、将来にわたって長期間利用する施設の建設・整備等を行う場合に、財政負担の平準化を図るため、必要に応じ、地方債を借入れています。地方債の返済は長期間にわたりますので、将来の財政負担が大きくなるように、慎重に事業を選択し、借入を行っています。また、今後も公共施設等適正管理推進事業債等を利用し、交付税措置率が高い地方債を優先的に活用する必要があります。

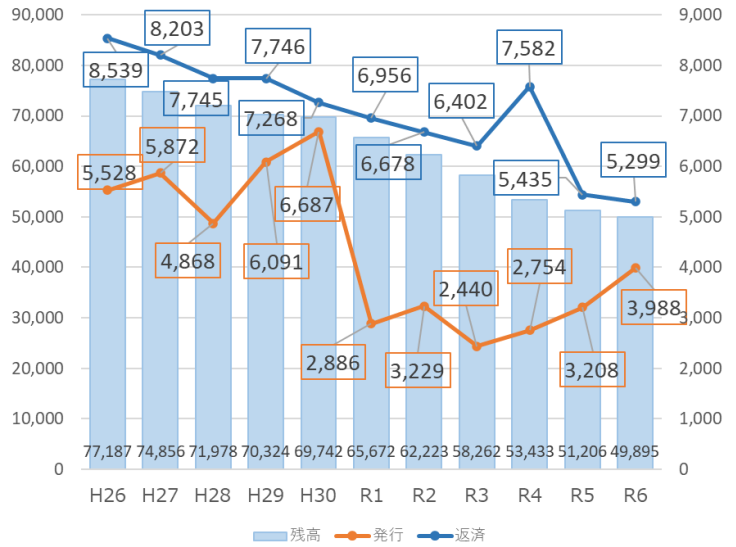


図 1-38 地方債残高の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
残高	77,187	74,856	71,978	70,324	69,742	65,672	62,223	58,262	53,433	51,206	49,895
発行	5,528	5,872	4,868	6,091	6,687	2,886	3,229	2,440	2,754	3,208	3,988
返済	8,539	8,203	7,745	7,746	7,268	6,956	6,678	6,402	7,582	5,435	5,299

表 1-22 地方債残高の推移内訳

(参考：地方財政状況調査)

（4）基金の推移

目的基金で主に施設の維持更新を行うために設けているものは以下のとおりです。新庁舎建設に係る基金が令和 2 年度から大幅に増加しており、今後の庁舎整備の財源として確保しています。また、これらの基金以外にも文化振興基金や、地域福祉基金のような一部施設の維持更新に活用できる基金も設けており、それらも活用しながら、施設を適正に保つ取り組みを行います。

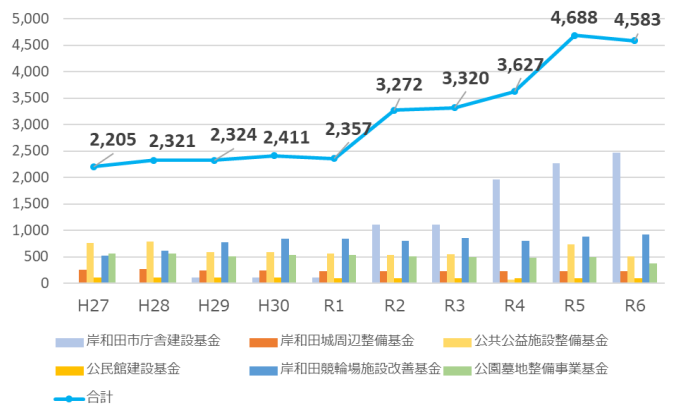


図 1-39 基金残高の推移

単位：百万円

項目	内訳	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
主に建築物系公共施設の整備のための基金	岸和田市庁舎建設基金	0	0	104	105	105	1,105	1,105	1,955	2,265	2,467
	岸和田城周辺整備基金	259	261	242	234	233	224	224	224	224	224
	公共施設整備基金	759	784	591	592	554	532	547	72	728	501
	公民館建設基金	106	106	106	106	94	94	94	94	94	94
	岸和田競輪場施設改善基金	516	616	768	838	840	805	850	796	884	920
主にインフラ・プラント系施設の整備のための基金	公園墓地整備事業基金	565	554	513	536	531	512	500	486	492	378
	合計	2,205	2,321	2,324	2,411	2,357	3,272	3,320	3,627	4,688	4,583

表 1-23 基金残高の推移内訳

(参考：地方財政状況調査)

第一部 計画全体について（共通事項）

補足分析「迫り来る更新需要と財政負担の増大～地方債残高増加の可能性～」

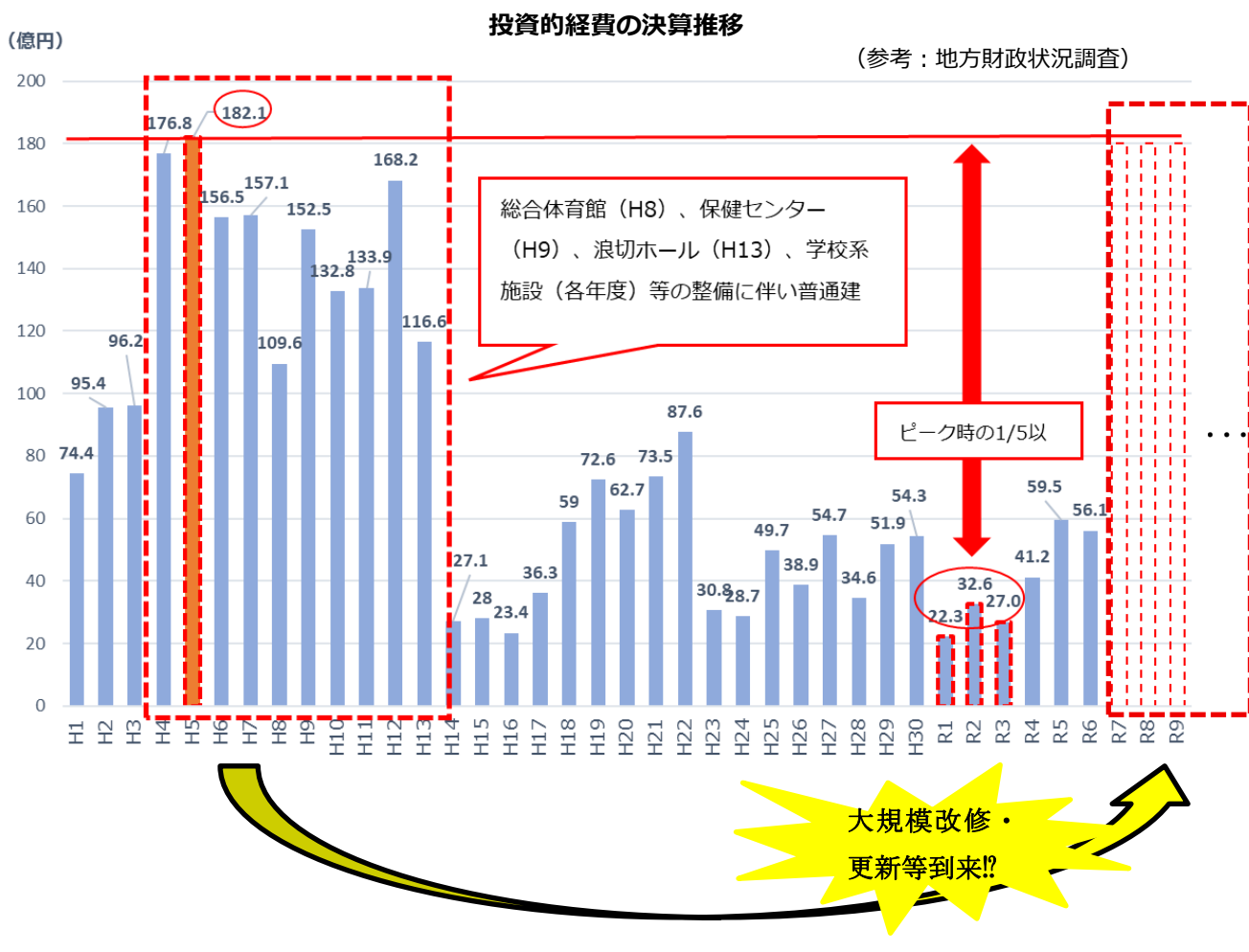
本市では、平成前半に多くの公共施設が一斉に整備され、投資的経費はピーク時で 180 億前後に達しました。その後は整備需要の落ち着きにより事業量が縮小し、近年の投資的経費はピーク時の 5 分の 1 以下まで減少しました。しかし、当時建設した施設の多くが築 30～40 年を迎え、今後も供用を継続していくためには、大規模改修や長寿命化工事を行うことが不可避となります。

特にスポーツ施設、福祉施設、学校施設など大型建物の更新期が集中していることから、今後は財政への負担はピーク期に匹敵する水準まで上昇する懸念があります。

よって、もしこのまま改修や長寿命化を先送りすれば、安全性低下や維持費増大といったリスクが高まる一方で、すべて適切に改修・更新すれば確実に地方債残高が増加し、財政運営は厳しさを増します。

さらに、基金残高についても、ここ数年で一定の積み増しは見られるものの、今後到来する大規模な施設更新需要を賄うには十分とはいえず、財政上の緩衝材としての役割は限定的です。

今後は施設の必要な機能や適正な保有量を見極め、総量削減の取り組みと現状を維持する場合の財政へのマイナス影響を市民の皆様と共有しながら備えることが不可欠です。



3. 計画の推進にあたって

上位計画である「総合計画」において、まちの活力や市民の生活利便性を維持していくための都市構造として、「広域的な都市間連携の強化」、「山地・農地・市街地のバランスはおおむね現状を保つ」、「効果的で持続可能な交通ネットワークと都市的機能を備えた拠点形成の推進」などを掲げており、都市構造の将来像を「都市計画マスタープラン」で定め、具体的な都市拠点や生活拠点、地域拠点等の位置、広域連携軸を明らかにしています。

また、関連計画である、「岸和田市交通まちづくりアクションプラン」では幅広い世代の方が、日常的に外出しやすくするために、人（徒歩）を中心として、自転車、バス、鉄道、自動車等の多様な交通をベストミックスさせ、目的や状況に応じた移動手段の選択ができる持続可能な地域交通の構築を目指すこととしています。

上位計画や関連計画を踏まえると、建築物系公共施設とインフラ・プラント系施設の最適化の取り組みを進めるにあたっては、各種拠点の形成に寄与することや、多くの市民が様々な移動手段でアクセスしやすく利用しやすい状況にすることを考慮し、進める必要があります。

しかしながら、建築物系公共施設とインフラ・プラント系施設を、今後も引き続き、これまで同様の量、手法で維持することは、人口動向と財政状況から、現実的に困難であり、高度経済成長期の需要の拡大に伴う追加的な整備と異なり、確保可能なコスト水準の範囲内となるよう、施設の維持管理費の効率化を図ることや総量削減に取り組み、総コストの縮減を実行しながら、拠点の形成とアクセス性の向上に係る投資に取り組む必要があります。

なお、計画推進にあたっての具体的な取り組みは、第二部「建築物系公共施設編」及び第三部「インフラ・プラント系施設編」で施設の性質にあった内容を記載します。

第二部 建築物系公共施設編

第I章 「機能と量」に関する現状と維持管理に係る基本方針

1. 公共施設等の現状

(1) 施設の保有量・保有機能

機能と量の最適化を進めるためには、まず本市が保有する建築物系公共施設の現況を把握する必要があります。本市の建築物系公共施設の延床面積は約 52 万㎡（令和 8 年 3 月末時点）で、旧公共施設最適化計画で延床面積削減目標の対象としていた施設の面積は、約 43 万㎡（令和 8 年 3 月時点）です。

【施設類型ごとの施設面積推移】（再掲）

図 2-1 施設類型ごとの施設面積推移

用途	No.	施設類型	施設数			面積（解体等未済施設面積も計上）			面積（供用廃止施設を 0㎡とした場合）			
			①R7 改訂時	②H27 策定時	推移量 ①-②	①R7 改訂時	②H27 策定時	延床面積 推移量 ①-②	①R7 改訂時	②H27 策定時	延床面積 推移量 ①-②	
幼稚園・保育所	(1)	幼稚園	21 (18)	23	-2 (-5)	12,700.00	14,100.00	-1,400.00	10,528.00	14,100.00	-3,572.00	
	(2)	保育所等	11 (10)	12	-1 (-2)	9,166.71	8,829.24	337.47	8,592.02	8,829.24	-237.22	
	(3)	認定こども園	2 (2)	0	2 (2)	2,773.33	0.00	2,773.33	2,773.33	0.00	2,773.33	
学校教育施設	(4)	小学校	24 (24)	24	0 (0)	139,811.82	140,946.17	-1,134.35	139,811.82	140,946.17	-1,134.35	
	(5)	子ビッコホーム	23 (23)	23	0 (0)	3,318.52	2,157.99	1,160.53	3,318.52	2,157.99	1,160.53	
	(6)	中学校	11 (11)	11	0 (0)	92,481.88	92,481.88	0.00	92,481.88	92,481.88	0.00	
	(7)	高等学校	1 (1)	1	0 (0)	14,589.76	15,320.76	-731.00	14,589.76	15,320.76	-731.00	
	(8)	教育センター	1 (1)	0	1 (1)	630.00	0.00	630.00	630.00	0.00	630.00	
社会教育施設	(9)	公民館等	20 (18)	19	1 (-1)	21,529.77	21,412.34	117.43	20,938.73	21,412.34	-473.61	
	(10)	図書館	6 (6)	6	0 (0)	4,047.40	4,047.40	0.00	4,047.40	4,047.40	0.00	
	(11)	自然資料館	1 (1)	1	0 (0)	1,596.34	1,596.34	0.00	1,596.34	1,596.34	0.00	
体育施設	(12)	体育館	6 (5)	7	-1 (-2)	14,860.21	15,778.19	-917.98	14,440.38	15,778.19	-1,337.81	
	(13)	プール	13 (13)	13	0 (0)	4,275.78	4,275.78	0.00	4,275.78	4,275.78	0.00	
文化振興施設	(14)	運動広場等	19 (19)	19	0 (0)	831.36	831.36	0.00	831.36	831.36	0.00	
	(15)	ホール・会館	3 (3)	3	0 (0)	33,922.63	33,922.63	0.00	33,922.63	33,922.63	0.00	
福祉施設	(16)	高齢者関連施設	2 (2)	4	-2 (-2)	6,619.64	7,527.66	-908.02	5,817.24	7,527.66	-1,710.42	
	(17)	保健福祉施設	2 (2)	3	-1 (-1)	5,749.03	7,368.88	-1,619.85	5,749.03	7,368.88	-1,619.85	
公営住宅	(18)	公営住宅	13 (13)	18	-5 (-5)	36,831.84	39,592.56	-2,760.72	36,831.84	39,592.56	-2,760.72	
	(19)	観光施設	5 (5)	6	-1 (-1)	5,712.14	10,341.03	-4,628.89	5,712.14	10,341.03	-4,628.89	
	(20)	産業振興施設	0 (0)	2	-2 (-2)	0.00	2,385.04	-2,385.04	0.00	2,385.04	-2,385.04	
	(21)	農業関連施設	1 (1)	1	0 (0)	348.36	348.36	0.00	348.36	348.36	0.00	
	(22)	男女共同参画センター	1 (1)	1	0 (0)	957.14	648.33	308.81	957.14	648.33	308.81	
	(23)	消費生活センター	1 (1)	1	0 (0)	116.64	155.62	-38.98	116.64	155.62	-38.98	
	(24)	駐車場	3 (3)	3	0 (0)	10,037.97	10,037.97	0.00	10,037.97	10,037.97	0.00	
	(25)	自転車等駐車場（駐輪場）	11 (11)	11	0 (0)	6,842.56	7,192.97	-350.41	6,842.56	7,192.97	-350.41	
	庁舎施設	(26)	本庁舎	5 (5)	5	0 (0)	16,340.66	16,340.66	0.00	16,340.66	16,340.66	0.00
		(27)	市民センター（※）	0 (0)	0	0 (0)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(28)		支所・サービスセンター	6 (6)	6	0 (0)	956.73	956.73	0.00	956.73	956.73	0.00	
(29)		消防庁舎	9 (8)	8	1 (0)	7,016.12	6,307.36	708.76	6,866.20	6,307.36	558.84	
その他の公用施設	(30)	その他の公用施設等	14 (14)	14	0 (0)	7,588.87	4,557.62	3,031.25	7,588.87	4,557.62	3,031.25	
公営企業等施設	(31)	競輪場	2 (2)	2	0 (0)	27,362.64	36,760.64	-9,398.00	27,362.64	36,760.64	-9,398.00	
	(32)	病院	1 (1)	1	0 (0)	34,267.08	34,267.08	0.00	34,267.08	34,267.08	0.00	
合計			238 (231)	248	10 (-17)	523,282.93	540,488.59	-17,205.66	518,573.05	540,488.59	-21,915.54	
全体削減率									-3.2%			
うち、削減目標対象施設面積合計（旧公共施設最適化計画対象面積）						430,707.56	442,255.23	-11,547.67	426,147.60	442,255.23	-16,107.63	
削減目標対象施設削減率									-2.6%			

※市民センター面積は、公民館・図書館・サービスセンターで按分して面積計上しているため、市民センターとしての面積は計上しません。
 ※施設数のうち、①R7改訂時施設数は、解体・除却等を行っていない供用廃止済みの施設が含まれます。（転用済施設は含まれない）
 ※①R7改訂時施設数の（ ）内の数字は、R8.4.1時点で供用している施設数を記載しています。
 ※推移量①-②の施設数の（ ）内の数字は、R8.4.1時点での供用廃止施設数（マイナスの場合）又は供用開始増加施設数を指します。
 ※寿命の施設は、旧公共施設最適化計画で記載している延床面積削減目標の対象施設となります。
 ※面積は公有財産台帳から引用し、前回改訂時面積と錯誤があったものについては、H27策定時・R7改訂時ともに面積の修正をしています。

また、内訳は以下のグラフのとおりで、学校教育施設（幼稚園除く）が約 48%であり、幼稚園・保育所を含めると、学校教育施設は建築物系公共施設の約半分（52.6%）を占めます。また、社会教育施設・体育施設を含めると、本市の建築物系公共施設の約 6 割（61.6%）が教育施設という状況です。

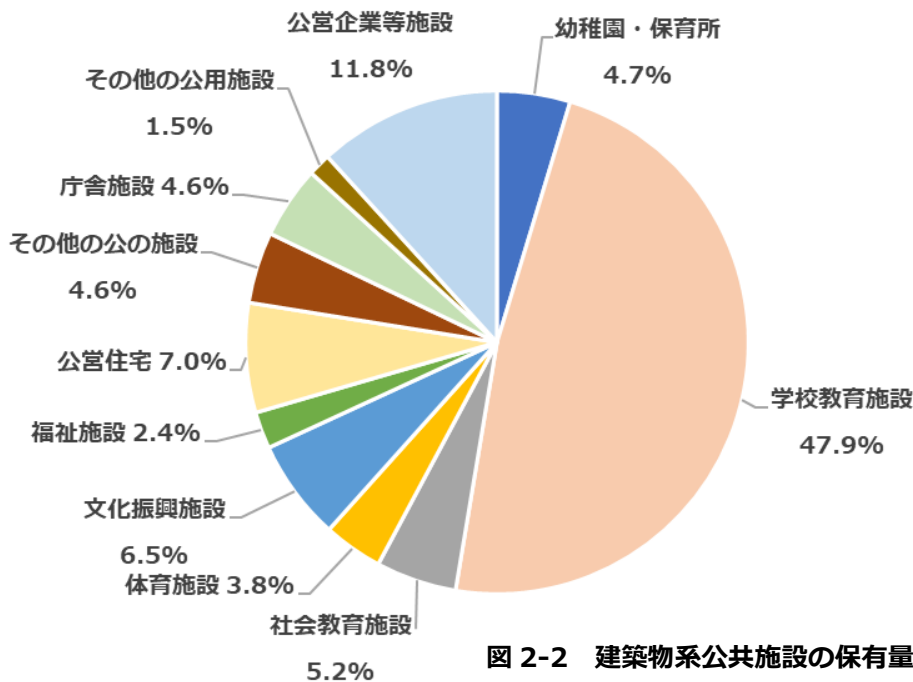


図 2-2 建築物系公共施設の保有量の割合

これまで本計画と別に策定していた公共施設最適化計画では、インフラ・プラント系施設、独立採算制をとる公営企業の市民病院やそれに準じる会計運営の競輪場、施設全般の再配置検討になじまない市役所本庁舎や消防庁舎等を対象施設から除外し、残る施設の延床面積約 44 万㎡（平成 28 年計画策定時点）を、令和 7 年度までに延床面積の 3%、令和 17 年度までに延床面積の 30%削減する目標を掲げていました。

しかしながら、前表のとおり、改定前計画における令和 7 年度末時点で削減率は、供用廃止済み施設を考慮すると、3.6%の総量削減ができており目標達成しているように見えますが、供用は廃止しているが建物が残っている（又は売却できていない）施設を含めると、削減率は 2.6%であり、目標を達成することはできていません。このため、令和 7 年度以降の 10 年間でより一層、建築物系公共施設の総量削減を含めた機能と量の最適化の取り組みが必要となります。

なお、今回の本計画の改定にあたって、全ての施設面積を公有財産台帳から引用することにより一元化した結果、面積の算定漏れや錯誤等があった施設について、平成 27 年度時点、令和 7 年度時点の双方の時点で修正をしています。この他、改定前の計画では記載をしていなかった公園内の体育関連施設（中央公園プールや南公園小体育館など）については、これまでインフラ系施設の取り扱いとしてきましたが、社会体育施設の再配置と合わせて検討することが適切と考え、体育施設区分に面積を追加計上することとしました。

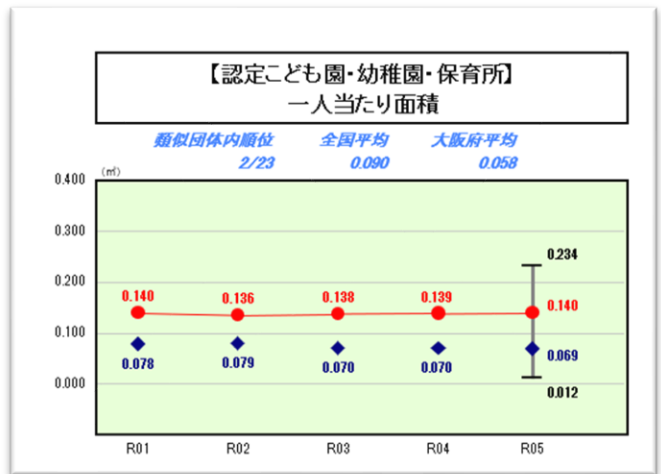
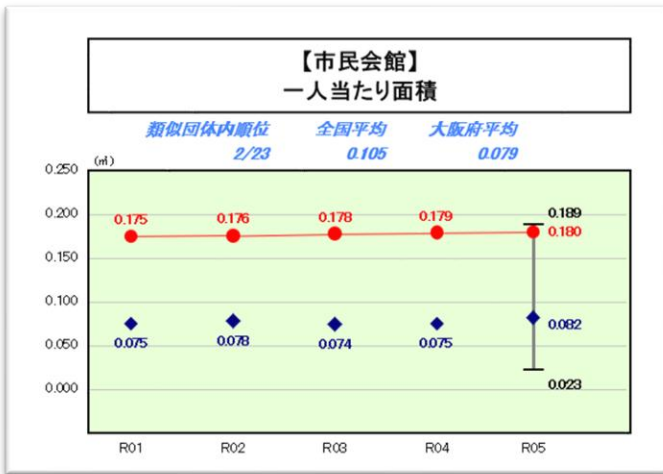
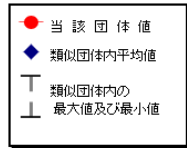
加えて、改定前の本計画では、水防団倉庫等について、記載できておりませんでした。その他公用施設として、面積計上することに変更しました。このような訂正のため、平成 27 年計画策定時の保有面積、削減面積、現在面積を修正しています。

■ 建築物系公共施設の保有量の他団体比較

総務省が公表している「施設類型別ストック調査分析表」において、人口や産業構造に基づいて分類された類似団体平均（国では全国の施行時特例市 22 団体を本市の類似団体と設定しています。類似団体の平均人口は約 24 万人、平均市域面積は 203k m²と本市と比較すると規模が大きい自治体が多い状況です）との比較や、全国平均・大阪府の平均との比較を確認したところ、例えば、「認定こども園・幼稚園・保育所」や「市民会館」（文化施設）においては、類似団体の平均を大きく上回っており、全国的にみても本市の保有量の多さが確認できます

施設類型別ストック調査分析表

〈総務省公表資料〉



(引用：財政状況資料集)

この他の施設について、保有量の分析を行ったところ、平成の大合併の経験の有無で、合併経験のある団体は、保有面積が明らかに多い傾向があったことから、国が定める類似団体ではなく、本市の将来人口を踏まえて、「合併経験のない人口 15～20 万人規模 25 団体」と、本市の建築物系公共施設（市民病院等の公営企業等施設を除く）の大部分を占める、「小中高校」「社会教育施設」「社会体育施設」「文化振興施設」「公営住宅」の保有状況について、比較しました。

施設区分	施設類型	岸和田市	合併経験のない人口15～20万人規模25団体の平均	
		面積/人	面積/人	本市との比較
幼稚園・保育所	幼稚園・保育所	0.140	0.065	215.3%
	認定こども園			
学校教育施設	小学校	0.752	0.718	104.8%
	中学校	0.488	0.432	113.0%
	高等学校	0.081	0.007	1126.5%
社会教育施設	公民館	0.115	0.043	267.1%
	図書館	0.019	0.034	55.3%
社会体育施設	体育館	0.074	0.067	109.1%
文化振興施設	市民会館 (ホール・会館)	0.179	0.069	259.4%
公営住宅	公営住宅	0.219	0.367	59.9%

表 2-1 類似人口規模団体等との一人あたり施設面積比較

(参考：R5 公共施設状況調査)

類似している団体と比較すると、公民館の保有量が多く、類似の人口規模で市立高校を設置している市は殆どないことがわかります。

また、施設類型ごとの公の施設の保有機能について、以下の定義のもと次頁のとおり整理しました。

表では、施設類型の全ての施設が共通して保有している機能には◎、全てではないが一部の施設が保有している機能には○・△・▲を表記しています。空欄に関しては、保有機能はありません。

表 2-2 機能の定義表

機能	定義
学習	机や椅子があり教える者教えられる者に分かれた学習（教育）や研修、自習が実施できる。
会議・集会	共通の目的のために、複数人が集まることができる。
展示	作品、資料等を公開できる空間があり、施設に来た人が観覧できる。
音楽・視聴覚	合唱、演奏活動、カラオケ、動画視聴等が実施できる。
調理	調理設備があり、食器類が存在し、調理ができる。
実習・創作	作業机や流し台が存在し、陶芸・絵画・手工芸等が実施できる。
和室	畳が敷かれた空間であり、囲碁・将棋、茶道・華道等が実施できる。
保育	未就学児の保育利用ができる、又は、就学児童の一時預かり（学童保育等）ができる。
ホール	防音機能がある空間で、コンサートや演劇が実施できる。
軽運動	体操・ダンス・卓球といった天井高を必要としない運動を行うことができる。
屋内体育	屋内スポーツに適した床、広さ、高さを有する空間であり、バレーボール、バスケットボール、バトミントン等が実施できる。
武道	柔道、剣道、空手等の武道ができる。
屋外体育	屋外で球技、陸上競技などのスポーツができる。
水泳	水泳ができる。
図書閲覧貸出	一定数の図書が保管され閲覧・貸出等ができる。
診療	医師が診察、診断、治療等を行うことができる。
居住	市民が居住できる。
避難所	避難所の指定を受け、避難所として利用できる。
相談・指導	間仕切り等によりプライバシーが守られる相談スペースがあり、職員等が市民からの相談対応・指導を行っている。

また、以降の頁において、圏域という言葉がでてきますが、圏域の定義は以下に示すとおりです。

圏域の定義

一次・・・小学校区 二次・・・中学校区 三次・・・6圏域 全域・・・市域全体

■施設類型ごとの機能

用途	施設類型	対象区域	施設数	機能														備考									
				学習	会議・集会	展示	音楽・視聴覚	調理	実習・創作	和室	保育	ホール	軽運動	屋内体育	屋外体育	水泳	図書閲覧貸出		診療	居住	遊樂所	相談・指導					
幼稚園・保育所	幼稚園	一次	18	○	○	○				○	○			○													
	保育所（総合通園センター）	全域	1	○	○	○				○	○			○													
	保育所	三次	9	○	○	○				○	○			○													
	認定こども園	三次	2	○	○	○				○	○			○													春木・大芝こども園については、R8.4.1より供用開始
学校教育施設	小学校	一次	24	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	△	○			○	○							△水泳は大宮小のみ
	チビッコホーム	一次	23							○																	
	中学校	二次	11	○	○	○	○	○				○	○	○	△	○			○	○							△水泳は久米田中のみ
	高等学校	全域	1	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○											
	教育センター	全域	1	○	○																						
	公民館等	二次	18	○	○	▲	○	○	△	△	▲	○	△	△		▲			○								○15～17施設 △7～14施設 ▲6施設以下
社会教育施設	図書館本館	全域	1	○	○	○	○																				
	図書館分館	三次	5	○																							
	自然資料館	全域	1	○	○	○																					図書は閲覧のみ
	体育館（中央体育館・総合体育館）	全域	2	○	○	○							○	○	○												○
	体育館（臨海会館・中央公園管理棟）	全域	2	○	○	△				▲		△	○														△中央公園管理棟のみ ▲臨海会館のみ
	体育館（南公園小体育館）	一次	1	○	○																						
体育施設	プール（中央公園プール）	全域	1																								
	プール（市民プール）	二次	12																								
	運動広場等（青少年広場・テニスコート含む）	全域	19																								
	文化振興施設	ホール・会館	全域	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
福祉施設	高齢者関連施設（福祉総合センター）	全域	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
	高齢者関連施設（浜老人集会所）	一次	1	○	○																						
	保健福祉施設（保健センター等）	全域	2	○	○	○					○	○								○	○						小児初期救急広域センターは診療のみ
公営住宅	公営住宅	全域	13																								
	観光施設	全域	5	○	○	○																					△観光交流センターのみ
その他の公の施設	農業関連施設	一次	1	○	○						○																
	男女共同参画センター	全域	1	○	○	○						○															
	消費生活センター	全域	1																								○

表 2-3 施設類型ごとに保有する機能一覧表

上記のとおり、各施設の持つ機能を確認すると、各施設が保有している機能には幅があり、また、施設の設置目的は異なるものの、同じ機能を保有している施設が多いことがわかります。

これは、施設整備当時、「○○振興・推進のためには●●機能が必要」という考え方に基づいて個別の施設の設置目的ごとに必要となる機能を検討し、整備したことが要因であると考えます。また、地域施設に関しては、原則同じ政策目的をもった施設には同じ機能をもたせることに努めた結果であると考えます。

具体例として、調理機能に関して、「学校教育のための調理機能」、「社会教育のための調理機能」、「文化振興のための調理機能」、「高齢者福祉のための調理機能」、「保健のための調理機能」という考えのもと、学校施設には家庭科室、それ以外の施設については調理室が各地域に整備されています。この調理機能に関して、政策目的は異なりますが、各施設には同様の機能（調理台・給水・排水設備・調理器具）があり、使用する内容は「調理」と共通しています。

この点、施設の設置目的を達成することに合致した施設の使用頻度、つまり稼働率が非常に高いのであれば、施設の廃止や集約化等の対応を行った場合、ニーズに対して供給（施設整備）が不足する状態になり、適正ではない状況となってしまいます。

しかし、現状の施設の稼働率が低い場合は、供給過剰の状況、もしくは施設が有効活用されておらず、ニーズが低い状況となっており、施設の再配置の際に集約化、機能廃止等を検討し、多目的に当該機能を使用するような配置を行う必要が生じます。

ただし、学校の特別教室等、国の基準により稼働率を問わず整備が義務付けられている諸室もあることに留意が必要です。

(2) 施設別・機能別稼働率

続いて、令和5年度に行った施設の令和4年度稼働率の分析結果（毎年行う調査ではない）を示しますが、分析方法・及び留意事項は以下のとおりです。

■対象施設について

・公立幼稚園・保育所は、0～5歳児以外の使用が想定されておらず、保育所は月～土曜日の7:00～19:00に使用されており、それ以外の使用が想定できないため対象から除外する。（幼稚園については、既に幼保再編個別計画において公立認定こども園6園への再編が予定されているため調査しない）。

・使用許可により占用使用がされていない施設や、個人利用施設、具体的には、プール、青少年広場、チビッコホーム、図書館分館、小児初期救急広域センター、五風荘、観光交流センター、公営住宅、消費生活センターは調査対象外とする。

・学校教育施設について、学校開放事業により学校教育以外の目的で使用に供されていること及び第3期教育大綱において、「学校施設を有効活用するため、複合化を検討するとともに、学校教育と社会教育が連携するための環境を充実させる」ことが規定されていることから、普通教室を除く体育館、特別教室等の稼働率を確認する。

■稼働率の算定方法

- ・諸室ごとの保有機能は複数あることを前提としている。
(例：多目的室は学習、会議、軽運動等多く機能がある)
- ・施設の諸室ごとの令和4年度稼働率調査を施設所管課にR5年度実施
(稼働率は実際に各室を使用した年間時間を、条例等で規定される開館時間・休館日から算定される年間使用可能時間で割り算定)
- ・機能別稼働率については、保有機能としてチェックの入っている諸室をすべてピックアップし平均化して算出（複数機能をもつ諸室は、機能ごとに重複して稼働率の算定基礎数値に計上されることになる）
- ・機能ごとの平均稼働率を施設区分ごとに計上。平均稼働率の算定は、稼働率合計÷当該機能保有諸室数とする。
- ・全施設の機能別平均稼働率は、全施設の機能別稼働率合計÷全施設の諸室数とする。
- ・時間帯別稼働率は、学校を除き実施し、分析。
- ・実際の諸室は複数の機能（例：多目的室→学習、会議、軽運動機能）があり、算定した稼働率は、保有機能にチェックの入っている諸室の稼働率の平均値である。
- ・機能別に稼働率を表示しているが、必ずしも当該機能に使用しているとは限らず、当該機能をもった部屋の稼働率を示している。
- ・表の施設数は令和4年度の数とする。

全日

機能をもった諸室のR4年度平均稼働率（当該機能を保有している諸室の稼働率を示しており、当該機能の使用頻度ではない）

施設	施設区分	施設数	調査対象諸室	備考	対象 区域	全 体 稼 働 率	学 習	会 議 ・ 集 会	展 示	音 楽 ・ 視 聴 覚	調 理	実 習 ・ 創 作	和 室	保 育	ホ ー ル	軽 運 動	屋 内 体 育	武 道	屋 外 体 育	図 書 閱 覧 貸 出	相 談 ・ 指 導	
学校教育施設	小学校(学校開放除く)	24	体育館・特別教室等	土日祝含め稼働率算定	一次	15%	15%	15%	5%	15%	10%	11%	1%			23%	26%	26%		17%	12%	
	中学校(学校開放除く)	11	体育館・特別教室等	土日祝含め稼働率算定	二次	18%	17%	17%	39%	24%	6%	12%				28%	32%	32%		18%	21%	
	高等学校	1	体育館・特別教室等	土日祝含め稼働率算定	全域	28%	27%	25%		33%	6%	21%	3%		8%	34%	44%	44%		17%	48%	
	教育センター	1	研修室	教科書センター・応接室除く	全域	14%	14%	14%							13%							
社会教育施設	公民館	19	全室		二次	24%	25%	25%		26%	13%	19%	9%	18%	41%	39%	51%	53%		9%	23%	
	図書館本館	1	自習室・会議室・視聴覚室	貸室設定なし・市事業使用	全域	70%	100%	55%		60%												
体育施設	南公園小体育館	1	全室		一次	14%	2%	2%								26%	26%	26%				
	総合体育館	1	全室(トレーニング室除く)	アリーナ3面分割等対応し諸室数計上	全域	24%		18%								41%	52%	35%				
	総合体育館(貸室以外)	1	貸室以外	準備室	全域	10%																
	中央体育館	1	全室	大ジム2面分割対応し室数計上	全域	66%										66%	66%	66%				
	臨海会館	1	全室(テニスコート・グラウンド室除く)		全域	9%	4%	4%								21%						
	中央公園管理棟	1	全室(テニスコート・グラウンド室除く)		全域	23%	19%	19%	32%						32%	32%						
	運動広場	5	運動広場		全域	35%															35%	
	テニスコート	6	テニスコート	1面単位で機能数計上	全域	35%																35%
	球技・スポーツ広場	2	広場	浜工業公園・中央公園	全域	28%																28%
	文化振興施設	文化会館	1	全室	団体活動室除く	全域	30%	23%	23%	58%	48%		20%	26%		27%	48%					
自泉会館		1	全室		全域	50%		45%	51%						54%							
福祉施設	福祉総合センター	1	貸室全室		全域	48%	50%	47%	50%		47%	29%	20%			50%	66%					
	福祉総合センター(貸室以外)	1	貸室以外	娯楽室、就労相談室、浴室等	全域	23%	46%	46%	46%													41%
	浜老人集会所	1	全室		一次	12%	12%	12%					12%									
	ふれあいセンター朝陽	1	貸室全室		一次	65%	65%	65%		83%		47%				65%						
保育施設	ふれあいセンター朝陽(貸室以外)	1	貸室以外	和室・ヘルストロン室・ふれあい室	一次	70%	75%	100%	100%			9%				100%					100%	
	保健センター	1	貸室(会議室)		全域	27%	27%	27%														
その他の施設	だんじり会館	1	会議室、展示室		全域	12%	12%	12%	12%													
	まちづくりの館	1	集會室		全域	15%	15%	15%	15%													
	岸和田城	1	天守閣、櫓門		全域	7%		13%	7%													
	大沢山荘	1	全室		一次	8%	8%	8%		8%	6%		11%								6%	
	男女共同参画センター	1	全室		全域	20%	23%	23%	23%		10%				9%	9%	9%	9%			21%	
全施設の機能別平均稼働率						20%	19%	19%	36%	24%	12%	15%	10%		18%	33%	33%	36%	35%	34%	18%	20%
学校除く全施設の機能別平均稼働率						28%	27%	27%	40%	29%	18%	21%	11%	18%	37%	42%	52%	47%	34%	27%	25%	

表 2-4 施設区分別・機能別稼働率表（全日）

上記表は、各施設区分の年間平均稼働率と機能別の年間稼働率（平日・土日・祝日の開館日における稼働率）を示しています。学校については、基本的に平日が開校日ですが、学校開放事業や部活動等での利用もあることから、全日で算定した結果を示しています（平日・休日の別については後述）。なお、学校開放事業における使用は上記稼働率に含んでいません。学校施設を除く上記公共施設の全体の平均稼働率は、28%と低位になっています。しかしながら、機能別に確認すると、軽運動機能、屋内体育機能、武道機能を有した諸室の稼働率は、40%を超え、屋内体育機能は52%と最も高い稼働率となっています。一方で、和室、保育、調理、実習機能をもった諸室は11%～21%と稼働率は低く、使用可能時間の8割から9割が使用されていない状況であることがわかります。

このため、上表から、現状の市民ニーズの高い機能は、軽運動・体育機能であることがわかります。実際に、軽運動・体育機能に特化した中央体育館については、稼働率が他施設と比較して66%と非常に高い水準となっています。施設区分ごとに、平均稼働率が40%を超えている施設は、図書館本館、自然資料館、中央体育館、テニスコート（6か所平均）、自泉会館、福祉総合センター、ふれあい朝陽しかなく、多くの施設が“平均的には”、有効に活用されていない状況であることが推定されます。

なお、本市では稼働率の目標の基準を設定していないため、高い・低い基準はありませんが、本市の平均的な稼働率の調査結果を踏まえ、本計画では50%以上を「高い」と表現で整理しています。

土日祝

機能をもった講堂のR4年度平均稼働率（当該機能を保有している講堂の稼働率を示しており、当該機能の使用頻度ではない）

施設	施設区分	施設数	調査対象講堂	備考	対象区域	施設区分ごと 全体稼働率	学 習	会 議・ 集 会	展 示	音 楽・ 視 聴 覚	調 理	実 習・ 創 作	和 室	保 育	ホ ール	軽 運 動	屋 内 体 育	武 道	屋 外 体 育	図 書 閱 覧 貸 出	相 談・ 指 導
学校教育施設	小学校(学校開放除く)	24	体育館・特別教室等	土日・祝・長期休業日	一次	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%				2%	3%	3%		0%	0%
	中学校(学校開放除く)	11	体育館・特別教室等	土日・祝・長期休業日	二次	5%	5%	5%	25%	13%	1%	1%				23%	26%	26%		1%	0%
	高等学校	1	体育館・特別教室等	土日・祝・長期休業日	全域	16%	17%	13%		21%	1%	7%	2%		4%	34%	51%	51%		3%	29%
社会教育施設	教育センター	1	研修室	教科書センター・応接室除く	全域																
	公民館	19	全室		二次	26%	26%	26%		28%	17%	21%	9%	12%	41%	38%	52%	53%		9%	26%
体育施設	図書館本部	1	自習室・会議室・視聴覚室	貸室設定なし・市事業使用	全域	70%	100%	55%		60%											
	自然資料館	1	多目的ホール	ホール分割対応し室数計上	全域	58%	58%	58%	58%	58%					58%						
	南公園小体育館	1	全室		一次	6%	2%	2%								10%	10%	10%			
	総合体育館	1	全室(トレーニング室除く)	アリーナ3面分割等対応し講堂数計上	全域	43%		26%								62%	87%	63%			
	総合体育館(貸室以外)	1	貸室以外	準備室	全域	26%															
	中央体育館	1	全室		大ジム2面分割対応し室数計上	全域	72%									72%	72%	72%			
	臨海会館	1	全室(テニスコート・グラウンド室除く)		全域	9%	5%	5%								17%					
	中央公園管理棟	1	全室(テニスコート・グラウンド室除く)		全域	16%	14%	14%	20%						20%	20%					
	運動広場	5	運動広場		全域	65%															65%
	テニスコート	6	テニスコート	1面単位で機能数計上	全域	67%															37%
球技・スポーツ広場	2	広場	浜工業公園・中央公園	全域	66%															66%	
文化振興施設	文化会館	1	全室	団体活動室除く	全域	39%	24%	25%	59%	58%		20%	28%		44%	58%					
	自泉会館	1	全室		全域	67%		61%	64%						75%						
福祉施設	福祉総合センター	1	貸室全室		全域	45%	47%	44%	47%		42%	29%	21%			44%	62%				
	福祉総合センター(貸室以外)	1	貸室以外	娯楽室、就労相談室、浴室等	全域	9%	25%	25%	25%												
	浜老人集会所	1	全室		一次																
保育施設	ふれあいセンター朝陽	1	貸室全室		一次	66%	66%	66%		68%		64%				66%					
	ふれあいセンター朝陽(貸室以外)	1	貸室以外	和室・ヘルストロン室・ふれあい室	一次	67%		50%	100%	100%						100%				100%	
その他の施設	保健センター	1	貸室(会議室)		全域																
	だんじり会館	1	会議室、展示室		全域	10%	10%	10%	10%												
	まちづくりの館	1	集客室		全域	13%	13%	13%	13%												
	岸和田城	1	天守閣、櫓門		全域	6%		10%	6%												
	大浜山荘	1	全室		一次	8%	8%	8%		8%	7%			8%							7%
	男女共同参画センター	1	全室		全域	20%	22%	22%	22%		14%				11%	11%	11%	11%			23%
	全施設の機能別平均稼働率						11%	9%	9%	33%	18%	7%	7%	9%	12%	35%	28%	30%	30%	47%	4%
学校除く全施設の機能別平均稼働率						32%	26%	27%	38%	31%	20%	22%	10%	12%	39%	44%	59%	55%	47%	27%	22%

表 2-5 施設区分別・機能別稼働率表(土日祝)

平日

機能をもった講堂のR4年度平均稼働率（当該機能を保有している講堂の稼働率を示しており、当該機能の使用頻度ではない）

施設	施設区分	施設数	調査対象講堂	備考	対象区域	施設区分ごと 全体稼働率	学 習	会 議・ 集 会	展 示	音 楽・ 視 聴 覚	調 理	実 習・ 創 作	和 室	保 育	ホ ール	軽 運 動	屋 内 体 育	武 道	屋 外 体 育	図 書 閱 覧 貸 出	相 談・ 指 導
学校教育施設	小学校(学校開放除く)	24	体育館・特別教室等	平日	一次	26%	27%	26%	9%	26%	18%	20%	2%			39%	44%	44%		30%	21%
	中学校(学校開放除く)	11	体育館・特別教室等	平日	二次	28%	27%	27%	50%	33%	10%	21%				32%	37%	37%		32%	38%
	高等学校	1	体育館・特別教室等	平日	全域	37%	36%	35%		43%	10%	33%	4%		11%	34%	38%	38%		28%	63%
社会教育施設	教育センター	1	研修室	教科書センター・応接室除く	全域	14%	14%	14%							13%						
	公民館	19	全室		二次	24%	24%	25%		25%	11%	19%	9%	22%	41%	39%	51%	54%		9%	23%
体育施設	図書館本部	1	自習室・会議室・視聴覚室	貸室設定なし・市事業使用	全域	70%	100%	55%		60%											
	自然資料館	1	多目的ホール	ホール分割対応し室数計上	全域	43%	43%	43%	43%	43%		43%			43%						
	南公園小体育館	1	全室		一次	17%	2%	2%								33%	33%	33%			
	総合体育館	1	全室(トレーニング室除く)	アリーナ3面分割等対応し講堂数計上	全域	17%		15%								31%	38%	24%			
	総合体育館(貸室以外)	1	貸室以外	準備室	全域	4%															
	中央体育館	1	全室		大ジム2面分割対応し室数計上	全域	63%									63%	63%	63%			
	臨海会館	1	全室(テニスコート・グラウンド室除く)		全域	9%	3%	3%								23%					
	中央公園管理棟	1	全室(テニスコート・グラウンド室除く)		全域	26%	21%	21%	37%						37%	37%					
	運動広場	5	運動広場		全域	21%															21%
	テニスコート	6	テニスコート	1面単位で機能数計上	全域	26%															15%
球技・スポーツ広場	2	広場	浜工業公園・中央公園	全域	11%															11%	
文化振興施設	文化会館	1	全室	団体活動室除く	全域	25%	22%	22%	57%	42%		20%	24%		17%	42%					
	自泉会館	1	全室		全域	40%		35%	43%						42%						
福祉施設	福祉総合センター	1	貸室全室		全域	49%	51%	48%	51%		48%	29%	20%			52%	68%				
	福祉総合センター(貸室以外)	1	貸室以外	娯楽室、就労相談室、浴室等	全域	29%	54%	54%	54%												58%
	浜老人集会所	1	全室		一次	15%	15%	15%					15%								
保育施設	ふれあいセンター朝陽	1	貸室全室		一次	65%	65%	65%		92%		38%				65%					
	ふれあいセンター朝陽(貸室以外)	1	貸室以外	和室・ヘルストロン室・ふれあい室	一次	71%		57%	100%	100%			14%			100%				100%	
その他の施設	保健センター	1	貸室(会議室)		全域	27%	27%	27%													
	だんじり会館	1	会議室、展示室		全域	13%	13%	13%	13%												
	まちづくりの館	1	集客室		全域	16%	16%	16%	16%												
	岸和田城	1	天守閣、櫓門		全域	8%		15%	8%												
	大浜山荘	1	全室		一次	9%	9%	9%		9%	5%			12%							5%
	男女共同参画センター	1	全室		全域	20%	23%	23%	23%		8%				8%	8%	8%	8%			19%
	全施設の機能別平均稼働率						27%	27%	27%	38%	30%	16%	22%	10%	22%	31%	38%	42%	41%	15%	30%
学校除く全施設の機能別平均稼働率						26%	26%	27%	41%	29%	17%	20%	11%	22%	35%	42%	49%	43%	15%	26%	26%

表 2-6 施設区分別・機能別稼働率表(平日)

2 「機能と量」に関する現状と維持管理に係る基本方針

一般的な傾向として、平日の方が、休日と比べ稼働率が下がる傾向にあります。平日の稼働率の方が高い学校教育施設においても、特別教室の利用に関して、平日の平均稼働率が30%以下であり、特別教室等が児童・生徒の教育目的で使用されている頻度が低い状況です。（なお、学校施設の中では、全体的な傾向と同様に軽運動、屋内体育、武道機能を有した諸室の稼働率が高い状況です。）

全日より平日の方が平均稼働率の高い施設は、南公園小体育館、中央公園管理棟、福祉総合センター、浜老人集会所、ふれあいセンター朝陽となっており、高齢者の利用や地域住民の利用が利用の中心となる施設が高くなる傾向にあると推定できます。

休日の稼働率については、全般的には平日の稼働率よりも高い傾向にあります。特に、体育施設は平日と休日に顕著な差があり、休日の稼働率が高い状況です。体育施設以外には、文化・生涯学習施設が全日よりやや高い傾向にあり、行事等での利用が休日に増加することが要因と推定します。

しかしながら、休日でも、平均稼働率が40%を超えている施設は図書館本館、自然資料館、総合体育館、中央体育館、運動広場、テニスコート、球技・スポーツ広場、自泉会館、福祉総合センター、ふれあい朝陽と限定的である状況です。

上記の休日、平日で稼働率を比較する意味としては、特定の期間に一時的にニーズが高くなることへの対応策を検討することに繋がります。具体的には、明らかにニーズの少ない機能をもった諸室が複数ある場合は、1か所に集約する対応をとり、ニーズの低い諸室を改修のうえニーズの高い部屋の機能を付与するという対応を行い、ニーズの受け皿にすることで最適化を図ることが可能と考えます。

なお、稼働率が高いことが市民全体のニーズが高いということに繋がる可能性は当然ありますが、第一部で施設ごとの利用状況のアンケート調査結果では、多くの市民が施設を利用しておらず、利用していたとしても年に数回程度の利用が多くを占め、月に1回以上や週に1回以上利用している市民の割合は少ない状況であることもわかりました。つまり、稼働率が高い施設については、市民の利用状況のアンケート結果を踏まえると、多様な多くの市民が利用している場合もあれば、特定の定期利用者の利用頻度が多いことで稼働率が高い場合もある可能性があることにも留意する必要があります。

■ 機能別稼働時間帯の傾向

また、機能別に時間帯によるニーズの違いを確認したところ、以下のような傾向が見られました。

学習・会議集会 音楽視聴覚・調理 創作実習・ホール	平日・休日ともに13時から17時の時間帯が動的に利用が多い状況。 夜間（18時以降）の稼働率が低く、平均稼働率を引き下げる要因となっている。
保育	保育機能は貸室設定のある施設であれば、公民館のみが該当。 平日午前中の利用が多い傾向にあるが、全体的に稼働率が低い。
軽運動	午前・午後・夜間の差は比較的少なく、平日・休日ともに市民ニーズが高い傾向。
屋内体育	平日は、夜間の使用が多い傾向にある。平日・休日ともに稼働率は高い。

表 2-6 機能別稼働時間帯の傾向

以上を踏まえると、稼働率の高低のみを判断基準にして、機能の廃止や拡充等の「機能と量の最適化」を進めることは適当ではありませんが、重要な基準の一つとなります。市民の利用する公の施設全体の平均稼働率は概ね30%程度であり、使用可能時間のうち、70%が使用されていない状況は、公の施設に係る運営・維持管理経費、改修等の保全費用の多くが施設の利用者の負担ではなく税金等（市民全員の負担）で賄われていること、今後の人口減少等により適切に施設を保全していくことが困難になっていくことが推定されることを踏まえると、改善しなければなりません。

また、稼働率が高い場合についても、特定の利用者によって利用の多くが占められていないかどうか等の確認も行き、拡充等の判断を行う必要があります。

(3) 施設類型ごとの人口カバー率

地域施設に徒歩・自転車でアクセスしやすい環境にあるかどうかの判定に関して、校区範囲と建築物系公共施設から半径 1km・2km の円を描き、重なり合う場所の範囲内に居住する市民の人数を校区人口で割り、当該施設の人口カバー率を算定することで判定することとしました。(統合型GISによる応用機能を活用し、圏域を設定したうえで、圏域内 R5 年 4 月 1 日付け住基人口を抽出)。施設類型ごとの各圏域の距離別の平均人口カバー率は以下のとおりです。

	施設類型	対象圏域	半径1km範囲			半径2km範囲			半径3km範囲			(参考)全域人口カバー率
			小学校区人口カバー率	中学校区人口カバー率	6圏域人口カバー率	小学校区人口カバー率	中学校区人口カバー率	6圏域人口カバー率	小学校区人口カバー率	中学校区人口カバー率	6圏域人口カバー率	
幼稚園・保育所	幼稚園	一次	89%	65%	43%	98%	89%	77%	99%	96%	88%	47%
	保育所 (総合通園C)	全域	93%	64%	47%	100%	100%	97%	100%	100%	100%	66%
	保育所	三次	86%	67%	40%	99%	98%	83%	100%	99%	97%	54%
	認定こども園	三次	98%	78%	60%	100%	100%	91%	100%	100%	95%	49%
学校教育施設	小学校	一次	91%	64%	42%	98%	91%	78%	99%	92%	89%	48%
	中学校	二次	77%	65%	40%	97%	96%	84%	99%	98%	91%	52%
	高等学校	全域	87%	77%	28%	100%	100%	86%	100%	100%	100%	83%
	教育センター	全域	100%	51%	24%	100%	85%	75%	100%	88%	97%	29%
社会教育施設	公民館等	二次	81%	59%	41%	95%	89%	77%	96%	94%	88%	48%
	図書館本館	全域	94%	96%	55%	100%	100%	93%	100%	100%	100%	57%
	図書館	三次	62%	47%	45%	82%	81%	75%	83%	83%	80%	49%
	自然資料館	全域	100%	74%	42%	100%	100%	91%	100%	100%	100%	52%
体育施設	体育館 (南公園小体育館)	一次	98%	69%	29%	100%	100%	65%	100%	100%	96%	43%
	体育館	全域	85%	61%	30%	100%	100%	78%	100%	100%	98%	65%
	プール (中央公園プール)	全域	77%	51%	17%	100%	100%	57%	100%	100%	89%	75%
	プール	二次	76%	60%	38%	96%	94%	80%	99%	98%	89%	49%
文化振興施設	運動広場等	全域	70%	49%	32%	91%	83%	66%	98%	91%	82%	45%
	ホール・会館	全域	67%	58%	34%	100%	100%	91%	100%	100%	100%	56%
	高齢者関連施設 (福祉総合C)	全域	93%	63%	45%	100%	100%	96%	100%	100%	100%	66%
	高齢者関連施設 (浜老人集会所)	一次	100%	80%	39%	100%	100%	90%	100%	100%	100%	55%
福祉施設	保健・福祉施設 (保健C等)	全域	87%	63%	36%	100%	100%	98%	100%	100%	100%	72%
	公営住宅	全域	82%	60%	43%	99%	99%	88%	100%	100%	97%	62%
その他の公の施設	観光施設 (だんじり会館)	全域	97%	89%	40%	100%	100%	82%	100%	100%	100%	48%
	農業関連施設 (大沢山荘)	一次	18%	8%	1%	26%	11%	2%	75%	40%	5%	1%
	男女共同参画センター	全域	99%	70%	35%	100%	100%	72%	100%	100%	100%	73%
	消費生活センター	全域	100%	61%	33%	100%	100%	99%	100%	100%	100%	77%

※1図書館本館について、市域全域を対象とする施設であるが、都市中核地域における分館の役割もあるため、三次生活圏を対象とする施設と整理している。

※2運動広場等について、テニスコート、臨海会館、中央公園管理棟を別計上のため、上記施設数となっている。

※3浪切ホール横駐車場を別でカウントしているため、浪切ホール、マドカホール、自泉会館に加えて4施設としている。

※4だんじり会館横駐車場を別でカウントしているため、1施設追加している。

表 2-7 各生活圏域における施設類型ごとの人口カバー率

主に一次生活圏内に居住する市民の利用を想定している施設 (小学校、幼稚園、高齢者関連施設、南公園小体育館) については、農業関連施設 (大沢山荘) を除き、半径 1km 範囲で概ね 90%以上の人口カバー率であり、半径 2km 範囲ではほぼ 100%の人口カバー率となっています。

主に二次生活圏内に居住する市民の利用を想定している施設 (中学校、公民館等、プール) については、半径 2km 範囲で概ね 90%以上のカバー率となっており、半径 3km で 100%に近い人口カバー率となっています。

主に三次生活圏内に居住する市民の利用を想定している保育所については、半径 2km 範囲で 83%、3km

圏域で 97%となっており、概ね市民は 3km 圏域内でいずれかの公立保育所にアクセスできる環境となっています。図書館については、2km 範囲で 75%、3km 範囲で 80%のカバー率と保育所と比較して低位となっており、3km 範囲外の市民は、徒歩ではなく、公共交通機関や車、自転車により図書館にアクセスする環境になっているといえます。

なお、上記の割合については各施設の平均であるため、特定の施設が著しく人口カバー率が低い場合は全体の人口カバー率に影響を与えるため、詳細の分析を行う場合は個別施設ごとのカバー率を確認する必要があります。

このように全市民の利用を想定した施設以外の「地域施設」に関しては、多くの市民が 2km 圏域内に居住しているといえます。

この傾向が、全市域にあてはまるかどうかについて、6 圏域ごとに状況を確認したところ、次表のとおりでした。

三次生活圏	施設の対象圏域	半径 1 km 範囲			半径 2 km 範囲			半径 3 km 範囲			
		小学校区人口カバー率	中学校区人口カバー率	6 圏域カバー率	小学校区人口カバー率	中学校区人口カバー率	6 圏域カバー率	小学校区人口カバー率	中学校区人口カバー率	6 圏域カバー率	全域カバー率
都市中核地域	一次生活圏対象施設	99%	77%	41%	100%	99%	86%	100%	100%	100%	58%
	二次生活圏対象施設	93%	71%	36%	100%	100%	89%	100%	100%	100%	63%
	三次生活圏対象施設	94%	78%	39%	100%	100%	83%	100%	100%	100%	60%
岸和田北部地域	一次生活圏対象施設	99%	89%	55%	100%	100%	99%	100%	100%	100%	54%
	二次生活圏対象施設	95%	88%	59%	100%	100%	99%	100%	100%	100%	53%
	三次生活圏対象施設	90%	69%	52%	100%	100%	98%	100%	100%	100%	57%
葛城の谷地域	一次生活圏対象施設	82%	53%	31%	95%	79%	58%	98%	86%	75%	31%
	二次生活圏対象施設	66%	49%	27%	87%	81%	61%	90%	83%	79%	36%
	三次生活圏対象施設	78%	73%	47%	100%	97%	76%	100%	99%	92%	46%
岸和田中部地域	一次生活圏対象施設	82%	46%	46%	100%	85%	85%	100%	100%	100%	65%
	二次生活圏対象施設	57%	45%	45%	100%	90%	90%	100%	100%	100%	66%
	三次生活圏対象施設	70%	40%	40%	96%	90%	90%	100%	99%	99%	72%
久米田地域	一次生活圏対象施設	98%	63%	63%	100%	100%	100%	100%	100%	101%	71%
	二次生活圏対象施設	92%	53%	53%	100%	98%	98%	100%	100%	100%	65%
	三次生活圏対象施設	95%	64%	64%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	63%
牛滝の谷地域	一次生活圏対象施設	71%	44%	26%	87%	71%	42%	96%	78%	57%	19%
	二次生活圏対象施設	61%	44%	27%	91%	85%	52%	97%	96%	64%	26%
	三次生活圏対象施設	65%	50%	42%	96%	95%	80%	100%	98%	88%	33%

※駐輪場・斎場除く（駐輪場は駅周辺以外の再配置が想定されないため、斎場は再配置場所決定かつ一部事務組合実施予定のため）

表 2-8 三次生活圏における地域施設の対象生活圏域ごとの平均人口カバー率

最も大きな地域単位である 6 圏域別で確認すると、葛城の谷地域と牛滝の谷地域、岸和田中部に配置されている各圏域対象施設の 1 km 範囲、2 km 範囲の人口カバー率が比較的低位であり、3 km 圏域でもカバー率が 100%となっていない地域もあります。一方、都市中核地域・岸和田北部地域・久米田地域に配置している施設は、三次生活圏対象施設を除いて人口カバー率が 2 km 圏域で概ね 100%となり、三次生活圏対象施設は 3 km 範囲で 100%の人口カバー率となっています。

以上から、施設類型ごとの平均値については、葛城の谷地域と牛滝の谷の人口カバー率が低いことの影響を受けていることがわかり、葛城の谷地域と牛滝の谷地域は、公共施設への移動という点で、圏域内の多くの人

第二部 建築物系公共施設編

が 1~2 km 圏域内に居住しているものの、その他の地域と比べると、アクセス性に課題がある状況であることがわかります。

施設の再配置を検討する際は、このような人口カバー率や、市民の徒歩・自転車での移動可能範囲（市民アンケートを踏まえると徒歩 2 km、自転車での移動 3 km）等も考慮する必要があります。

2

「機能と量」に関する現状と維持管理に係る基本方針

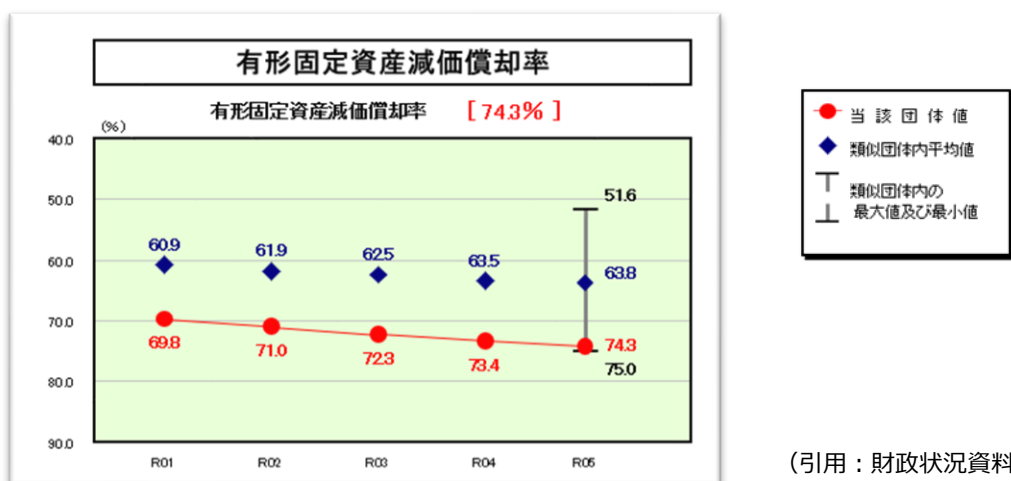


(4) 施設の老朽化状況

■有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産の内、土地以外の償却資産の取得価額に対する減価償却の割合により、法定耐用年数に対して減価償却がどれだけ進んでいるかを示す指標で、この比率が100%に近いほど償却が進んでいる状況であり、一般的に老朽化が進んでいる状況と言えます。

令和元年度からの推移を見ると、有形固定資産減価償却率は上昇を続けており、類似団体平均値と比較しても高い水準にあります。ただし、あくまでこの指標は耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されたものであり、比率が高いことが、直ちに施設等の劣化度合や安全性の低さを正確に表しているわけではありません。また、長寿命化の取り組み成果を精緻に反映するものではないため、将来的な公共施設等の建替えや改修の必要性は、施設等の点検により適時確認し、劣化度を判断しなければなりません。



単位：%

岸和田市	全国平均	大阪府平均	類似団体内順位 (施工時特例市)
74.3	64.8	65.4	2 / 2 3

表 2-9 岸和田市の有形固定資産減価償却率と比較表

なお、上記の有形固定資産減価償却率は、建築物系公共施設とインフラ・プラント施設を合わせた数値であり、建築物系公共施設（事業用資産）のみの減価償却率は、65.9%となっています。

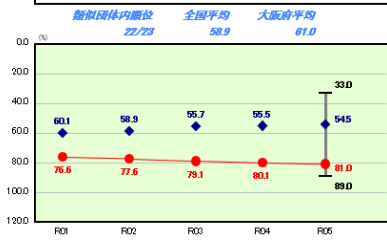
建築物系公共施設の施設類型ごとの有形固定資産減価償却率については、次頁のとおりで、特に「認定こども園・幼稚園・保育所」と「図書館」の老朽化が目立ちます。

第二部 建築物系公共施設編

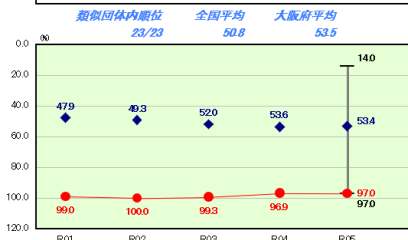
2

「機能と量」に関する現状と維持管理に係る基本方針

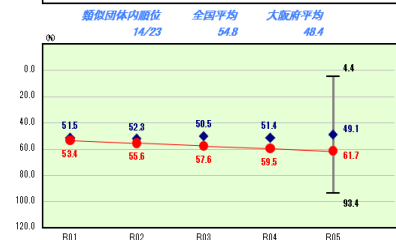
【認定こども園・幼稚園・保育所】
有形固定資産減価償却率



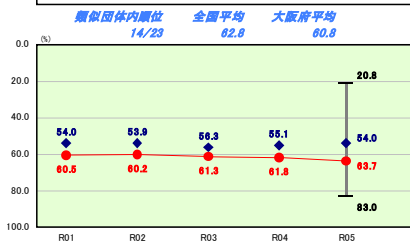
【図書館】
有形固定資産減価償却率



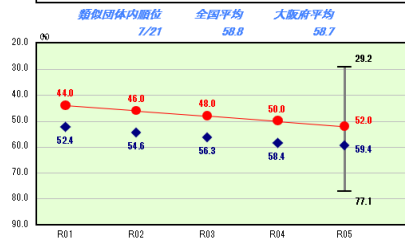
【市民会館】
有形固定資産減価償却率



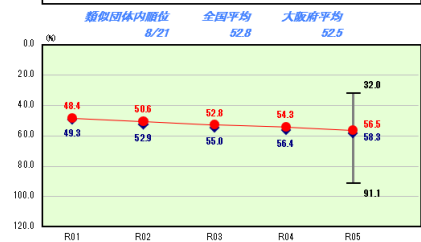
【体育館・プール】
有形固定資産減価償却率



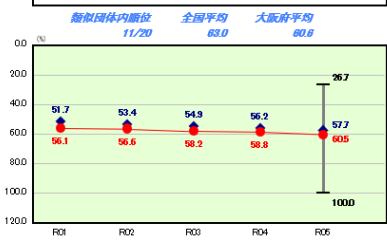
【福祉施設】
有形固定資産減価償却率



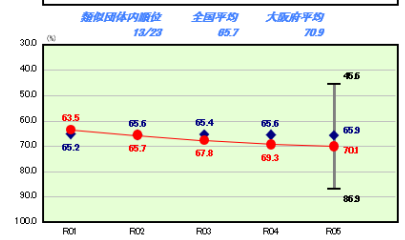
【保健センター・保健所】
有形固定資産減価償却率



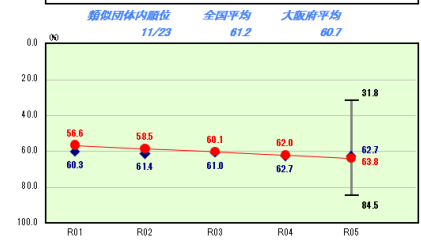
【公民館】
有形固定資産減価償却率



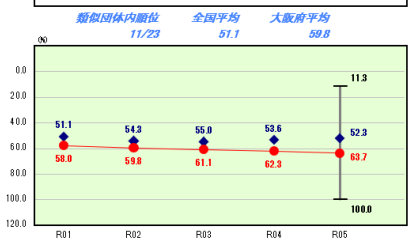
【学校施設】
有形固定資産減価償却率



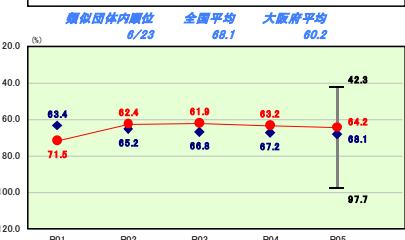
【消防施設】
有形固定資産減価償却率



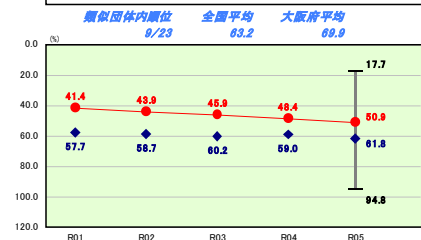
【庁舎】
有形固定資産減価償却率



【公営住宅】
有形固定資産減価償却率



【一般廃棄物処理施設】
有形固定資産減価償却率



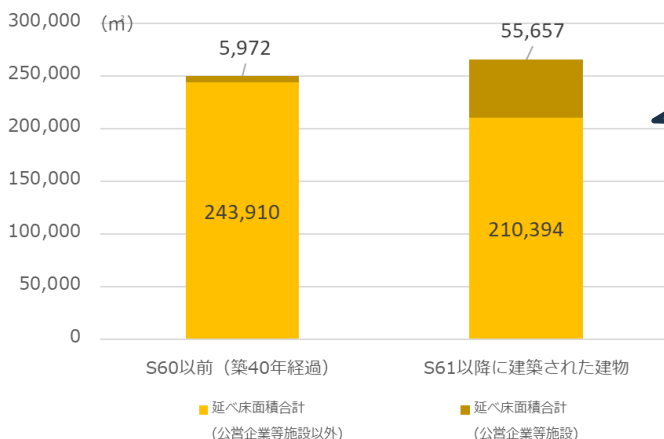
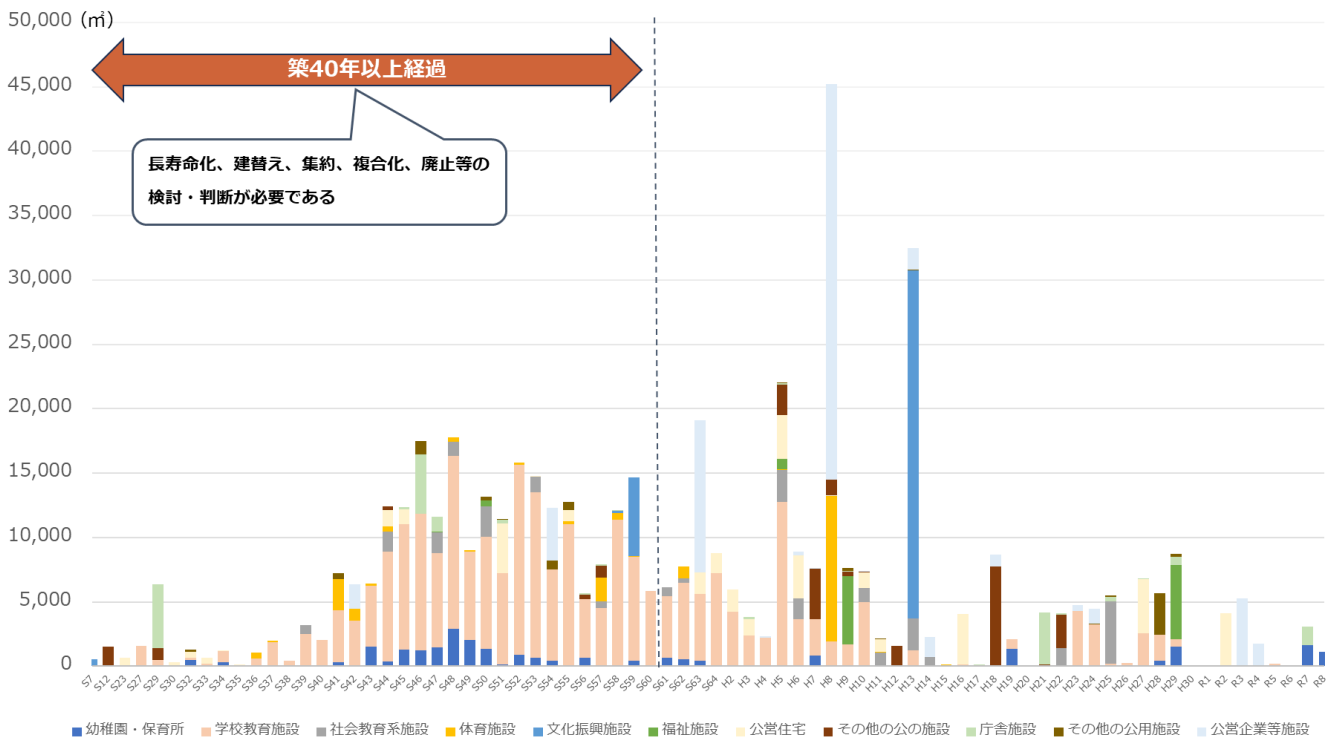
(引用：財政状況資料集)

■ 建築物系公共施設の老朽化状況

建築物系公共施設は下図のとおり、高度経済成長期の人口拡大に合わせて整備した施設が多い状況です。以下の表の昭和 40 年以降に整備された施設が、令和 12 年以降、徐々に築 65 年を迎えはじめ、多くの施設について、財政状況を踏まえて、建替えや集約、複合化、廃止等の判断をする必要があります。

なお、平成 25 年に総務省自治財政局地方債課が実施した、「公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果」では、解体撤去の意向のある施設は全国で 12,251 件あり、本調査における平均築年数は 41 年であることから、40 年以上経過した施設に関しては、多くの地方公共団体で、建替えや集約、複合化、廃止（解体）等の検討がなされていると推定します。

本市においても、今後の人口減少と厳しい財政状況、施設の老朽化状況を踏まえ、築 40 年以上を経過した老朽化施設に関して、今後、長寿命化や建替え、集約、複合化、廃止等の検討・判断をしていく必要があります。



公営企業会計等で所有する資産は大半が築40年未満であるが、一般会計で所有する資産の半分以上は築40年以上を経過している。

図 2-4 築40年以上の施設と未満の施設

■ 建築物系公共施設の劣化状況

老朽化状況は前述のとおりであり、建築物系公共施設に関して、老朽化に伴う施設の劣化等に対応して、必要な修繕・改修等の対応を行っています。

施設の劣化状況に関して、全ての建築物系公共施設を客観的に示すデータはありませんが、不特定多数の人が利用する学校、体育館、病院、劇場、観覧場等の所有者もしくは管理者には、建築基準法第 12 条において、物の安全性を確保する目的で点検（建築物は 3 年に 1 度、建築設備は毎年）が義務付けられています。

本市でも対象施設について 12 条点検を実施しており、例えば、建築物に関しては、点検区分「敷地・地盤」、「外壁関係」、「屋上・屋根」、「建物内部」、「避難施設等」の区ごとに、以下のとおり、A から D の判定をしています。

記号	指摘内容	「支障あり」の判定区分
A	無、既存不適格	特に措置を要しない
B	支障あり	軽微な対応を要する又は引き続き観察を続ける
C	支障あり	詳細調査を要する
D	支障あり	補修・改善等を要する

表 2-9 12 条点検の判定区分と内容

この A～D 区分に関して、平成 26 年度から令和 5 年度までの判定結果は、以下のとおり、A・B の割合が低下し、D 区分の割合が増加しています。

「建築」に関して A 区分が減少し、D 区分が増加しているという点は、「補修・改善を要する」という指摘を受けているにもかかわらず、修繕・改修等の対応が追いついていないという傾向にあるということとなります。「設備」「防火」に関しても、D 区分の割合が変動しつつも指摘箇所が横ばいであり、こちらも改修が追いついていないと言えます。

将来にわたって必要となる施設の安全性を確保し、市民ニーズを踏まえた福祉や教育などの行政サービスを維持していくためには、公共施設の規模縮小や効率的な運営などにより努め、今後も供用する施設の維持保全費を捻出する必要があります。

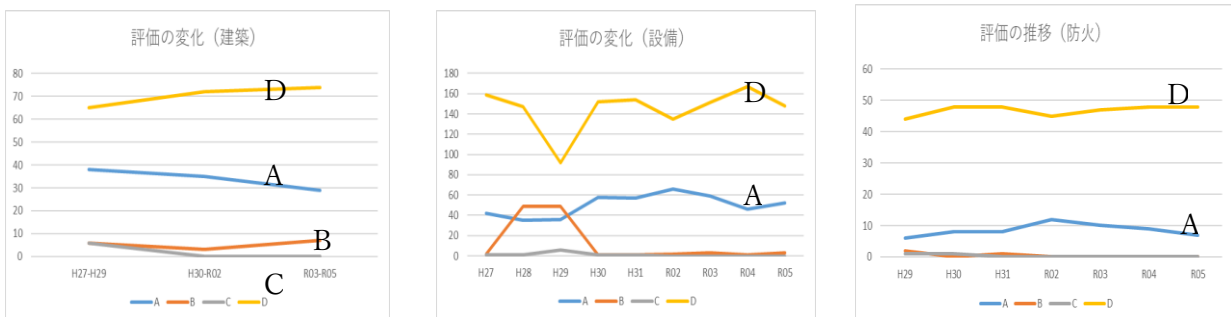


図 2-5 平成 26 年度以降の法定点検結果

(5) さまざまな観点から分析する公共施設等の現状と課題

施設の再編にあたっては、第一に、当該施設の政策目的を効果的・効率的に達成することを目的に実施する必要があります。そのうえで、これまで分析してきた老朽化や稼働率、市民ニーズといったことに加えて、「拠点性」、「防災」、「補完性」、「広域連携」、「人口動向」、「公民連携」といった観点からも再編内容を検討する必要があります。

一般的に「拠点」とは、活動やサービス、情報などの中心として機能する場所や施設と言え、「拠点性」とは、「他の地点や地域に対して影響力や集約機能を有して、中心的役割を果たす特性」と考えられます。

本市における建築物系公共施設について、人口カバー率（徒歩・自転車圏）や地形条件を踏まえて分析した結果、再編内容によっては、地域ごとに拠点の役割・機能の範囲に差ができると考えられます。

まず、都市中核地域、岸和田北部地域、久米田地域などの平地部においては、複数の公共施設が半径1～3km範囲で高い人口カバー率を示しており、徒歩・自転車で利用可能な施設が一定の範囲内に集積しています。このような状況から、平地部に配置されている各施設は既に自然な形でそれぞれの施設で、政策目的ごとの拠点性を備えているといえます。ただし、施設同士の圏域が重複しているケースが多いことから、施設の集約や複合化を行う場合、市民の利便性を大きく損なうことなく、様々な政策目的をもった拠点を一つの場所に整備することも可能であり、効率的な施設配置や維持管理コストの縮減が期待できます。

一方、葛城の谷地域や牛滝の谷地域では、多くの市民が施設から1～3km圏域内に居住しているものの、地形的特性（谷筋・山地）や道路条件により、アクセス性が平地部より低い状況にあります。この結果、当該地域に配置された施設の人口カバー率は市内で相対的に低く、一部では3km圏域でも対象地域の市民を十分にカバーできていない施設もあります。このことから、徒歩・自転車圏を前提とした拠点形成が成立しにくい地域であるため、施設の政策目的を効果的・効率的に達成するために、平地部のように異なる政策目的をもった施設を一つの場所に集約することが比較的難しい場合も想定されます。

以上を総合すると、本市の拠点性には地域差が存在しており、平地部では複数の中心的な役割を一つの場所で担うことができる可能性がある一方、山間部では政策目的の効果的な達成とアクセス上の課題の双方に対応した個別最適手法が求められます。今後、施設の再配置や複合化を進めるにあたっては、地域ごとの特性に応じた再編方針を設定することが重要です。

「補完性」の観点は、拠点の形成と関連すると想定されます。例えば、拠点に集約することが適当と判断された場合でも、需要に対して必要な量を拠点単独で供給ができない場合、複数の別の施設で不足量を補完し合



第二部 建築物系公共施設編

う体制を構築することも重要です。例えば拠点施設について夜間のみ需要が高いが、日中の需要が非常に少ない時、ピーク時の需要に合わせて施設整備を行うことは効率的ではないため、同一生活圏内で設置目的は異なるが機能が重複しているような施設があれば、主たる設置目的と異なる目的でも施設を利用できるようにすることで、効率的なサービス提供が可能となるため、総量抑制と利便性の維持を両立できる可能性があります。

また、公共施設の配置および機能の在り方を検討するうえで、「防災」も重要な観点です。特に、災害発生時における避難行動や地域防災拠点としての役割が求められます。

この他、「広域連携」の観点に関しては、本市では斎場の広域化（一部事務組合運営）など、近隣自治体との広域的な共同利用や役割分担を進めることで、サービス水準を維持しながら、効率化を図ることが期待でき、比較的施設規模が大規模となる場合は、PPP/PFIの導入といった「公民連携」の視点も取り入れて総合的に施設のあり方を検討することが必要となります。

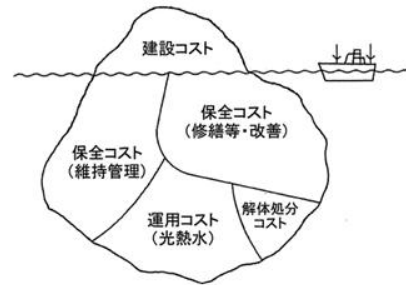
拠点性	徒歩・自転車圏でのアクセス性や施設の集積状況を踏まえ、地域の中心となる拠点を形成することが重要。
防災	避難所機能や災害時のアクセス確保を考慮し、地域ごとの地形特性に応じた施設配置が必要。
補完性	同一圏域内の施設が相互に機能を補い合う体制を整えることで、効率的なサービス提供が可能。類似施設が重複する地域では集約により効果が高まる。
広域連携	専門性の高い機能や維持コストが大きい施設については、近隣自治体との役割分担や共同利用により、効率性とサービス水準の確保を図る。
人口動向	少子高齢化や地域別人口の偏在に対応して、施設規模や配置の見直しが必要であり、生活圏別の人口構成を踏まえて再編方針を検討。
公民連携	民間事業者や地域団体と協働し、施設運営の効率化やサービス向上を図る。

2. 管理運営・施設保全に係る費用

(1) 建築物系公共施設の管理運営費の現状

■ ライフサイクルコスト (LCC)

ライフサイクルコスト (以下「LCC」という。)とは、建築物等が作られてから、その役割を終えるまでにかかる費用を大きくとらえたものです。建築物系公共施設を新たに整備する際に発生する設計・建築コストは、一般財団法人建築保全センター資料では、右図のような氷山の一角に例えられています。



出典：国土交通省大臣官房官庁管轄部監修、(一財)建築保全センター「平成31年版 建築物のライフサイクルコスト」

一度建てられた建物には、光熱水費や各種点検委託・保守費、人員配置に係る人件費、小規模修理費等が毎年必ず発生するほか、10年や20年の間隔で大規模改修が必要となることが想定されます。

本市では今後厳しさを増すことが予測される財政状況の中、安全に施設を使用するための保全費を捻出することとなるため、設計・建設以外の施設の管理運営費も把握し、建築物系公共施設の最適化を進めていくことが重要となります。

■ 本市の建築物系公共施設の管理運営費について

本市が、一般財源で負担する建築物系公共施設の施設別管理運営費と施設類型ごとの割合は、以下図のとおりです。公営住宅や自転車等駐車場(駐輪場)といった管理運営費に関して、使用者からの使用料等で殆どを賄う施設が一部あるものの、それ以外は市民からの税収等(一般財源)で賄われている状況であり、利用の有無にかかわらず市民全員で施設の運営を支えているということになります。

また、全体の約5%しか延床面積をもたない幼稚園・保育所ですが、管理運営費の割合になると約35%を占めており、延床面積の状況だけでなく、管理運営費を分析することは、施設再編において重要な事項となることが確認できます。

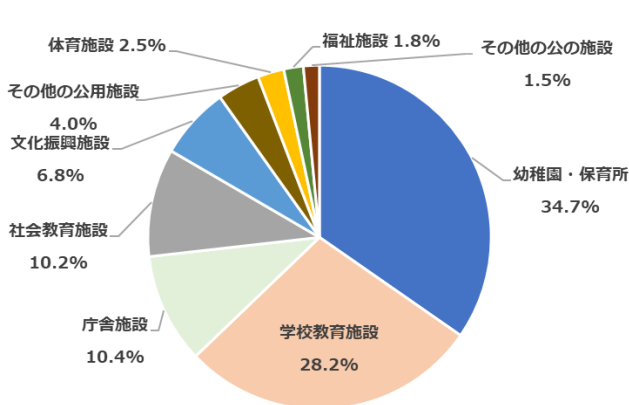


図 2-6 管理運営費の割合 (一般財源負担分)

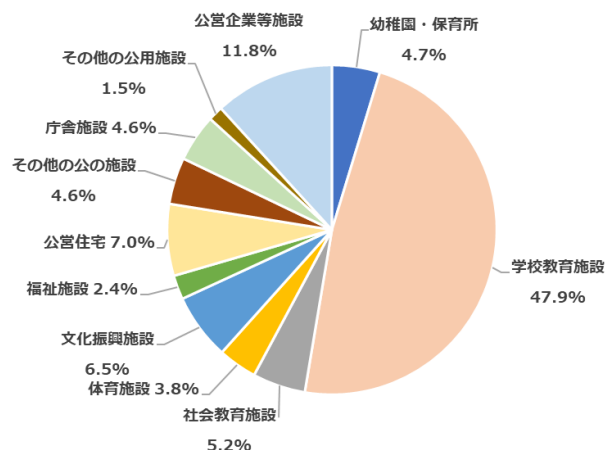


図 2-7 延床面積の割合 (再掲)

第二部 建築物系公共施設編

施設別管理運営費(令和6年度決算統計ベース)

(単位:千円)

No.	施設名	指定 管理 施設	年間管理運営費					Aの財源内訳				一般財源負担率
			人件費	物件費	維持補修費	その他	計(A)	国・府支出金	使用料・手数料	その他の特 定財源	一般財源(B)	
幼稚園・保育所	幼稚園		706,544	50,972	18,421	190	776,127	29,150	0	22,864	724,113	93.3%
	保育所等		1,479,055	38,171	14,874	189,779	1,721,879	8,300	108,093	39,038	1,566,448	91.0%
学校教育施設	小学校		236,687	435,288	66,665	8,345	746,985	0	0	4,733	742,252	99.4%
	チビッコホーム		336,126	31,738	1,876	0	369,740	114,270		109,401	146,069	39.5%
	中学校		105,819	172,065	38,439	4,257	320,580		3	2,117	318,460	99.3%
	高等学校		616,203	46,910	3,603	1,818	668,534		38,348	1,528	628,658	94.0%
	教育センター		20,655	7,828	0	0	28,483		1		28,482	100.0%
	公民館等		112,931	223,415	4,371	160	340,877		5,462	619	334,796	98.2%
	図書館		91,280	179,870	5,000		276,150	1,085	83	1,053	273,929	99.2%
	自然資料館		42,635	20,795	1,254	0	64,684	0	1,582	16	63,086	97.5%
体育施設	中央体育館	●	0	12,029	100	0	12,129				12,129	100.0%
	総合体育館	●	0	75,092	0	0	75,092				75,092	100.0%
	心技館	●	0	154	0	0	154				154	100.0%
	市民プール		13,050	11,652	3,395	0	28,097				28,097	100.0%
	運動広場	●	0	23,607	0	0	23,607				23,607	100.0%
	青少年広場		0	18,348	2,535	0	24,428		2		24,426	100.0%
文化振興施設	文化会館		49,064	84,323	18,017	0	151,404		18,181	202	133,021	87.9%
	自泉会館	●	0	13,639	2,519	0	16,158		2,790		13,368	82.7%
	浪切ホール 旧港地区立休駐車場含む	●	0	261,459	40,128	0	301,587				301,587	100.0%
福祉施設	福祉総合センター	●	0	45,730	1,255	0	46,985		666		46,319	98.6%
	高齢者ふれあい センター朝陽	●	0	19,055	0	0	19,055				19,055	100.0%
	浜老人集会所	●	0	1,301	0	0	1,301				1,301	100.0%
	保健センター		8,545	40,787	7,817	0	57,149	3		1,797	55,349	96.9%
	泉州北部小児初期 救急広域センター		0	0	0	115,830	115,830			115,830	0	0.0%
公営住宅	公営住宅		75,616	14,530	27,855	0	118,001	24	117,977	0	0	0.0%
その他の公の施設	だんじり会館	●	0	57,152	3,347	0	60,499	1,605	9,854		49,040	81.1%
	五風荘	●		28	1,200		1,228	13			1,215	98.9%
	まちづくりの館	●		7,854			7,854	14	52		7,788	99.2%
	岸和田城	●		22,961			22,961	14	11,853		11,094	48.3%
	二の丸広場 観光交流センター	●		14,478	67		14,545	14		10	14,521	99.8%
	大沢山荘	●		3,228			3,228				3,228	100.0%
	市営駐車場	●		6,700	396		7,096		2,025	1,924	3,147	44.3%
	自転車等駐車場	●	0	121,501	199	0	121,700		121,700		0	0.0%
庁舎施設	男女共同参画 センター			9,213	1,248		10,461		443	69	9,949	95.1%
	支所・サービス センター		172,431	16,260	65	490	189,246	0	15,268	0	173,978	91.9%
	本庁舎		17,238	269,327	8,918	0	295,483	0	7,293	27,800	260,390	88.1%
その他の公用施設	消防庁舎		213,626	28,762	7,956	0	250,344			63	250,281	100.0%
	環境整備事務所			7,152	377		7,529		3	57	7,469	99.2%
	久米田靖霊殿・ 管理事務所		0	2,599	0	0	2,599				2,599	100.0%
	観光案内所		0	5,742	0	0	5,742	111		83	5,548	96.6%
	撤去自転車等専用 駐車場管理事務所			6,200			6,200		1,138		5,062	81.6%
学校給食センター		67,580	160,433	16,547		244,560				244,560	100.0%	

※1 物件費には、主に光熱水費・通信運搬費・備品購入費・委託費・印刷製本費等の経費を計上

※2 その他管理運営費には、主に負担金等の経費を計上

※3 その他特定財源には、主に繰入金、寄附金、負担金等の経費を計上

※4 公営企業等施設は除く

※5 指定管理料は物件費に含む

表 2-11 主な施設別管理運営費詳細

(2) 施設の保全に係る費用

将来にわたって公共施設を引き続き使用するためには、その費用を賄う財源の確保が必要になります。以下では、どの程度の財源を確保する必要があるかについて試算します。

改定前の計画では、耐用年数を65年とし、工事の内容ごとに修繕周期を設定しシミュレーションを行いました。今回の改定では、学校施設が長寿命化対象施設の目標使用年数を80年設定していること、本市の多くの建築物の構造は、鉄筋コンクリート造・鉄骨造であり、(社)日本建築学会においても、普通品質である場合の目標耐用年数の範囲を50年～80年、高品質のである場合の目標耐用年数の範囲を80年～120年としていること等を踏まえ、長寿命化の観点から耐用年数を80年とし、同様に修繕周期を設定し、シミュレーションを行います。

また、本市が現在検討している幼保再編をはじめとする総量削減の取り組みを行った場合のシミュレーションを行い、本市の取り組みによりどの程度の費用削減効果が発生するかを確認と今後の施設保有量の目標設定に役立てます。

なお、この試算は、施設の保全に必要な最低限の保全費用を算出しており、災害による緊急修繕や、突発的な事象による工事及び小規模のメンテナンス費用等は考慮していません。

■ 試算の前提条件

- ・ ①耐用年数を65年とし、現在の施設を全て維持する場合（前回の試算と同条件）、
- ②耐用年数を80年とし、現在の施設をすべて維持した場合
- ・ 下記の改修をAは20年周期で行い、B、Cは耐用年数の1/2時点で行うこととします。

① 建築	A)防水改修、外壁改修、屋根改修 B)内外装改修、建具改修 C)外構改修
② 電気	A)屋内消火栓、排煙、自火報受信機、非常警報装置、感知器、非常放送、誘導灯、非常照明、高圧ケーブル、PAS、変圧器、遮断器、その他高圧機器、非常用発電機 B)監視装置、放送装置、構内照明器具、電気設備機器 C)各種盤、配管配線類、弱電設備、太陽光設備、昇降設備
③ 衛生	A)ポンプ、消火器、屋内消火栓 B)給湯器、弁類、ガス工事 C)高架受水槽、その他配管等、水栓、桝、機器ボックス、衛生器具、その他機器
④ 空調	A)排煙設備 B)空調機器、空調制御 C)ダクト類、配管等、その他機器、換気扇、ダンパー、全熱交換器

第二部 建築物系公共施設編

- ・試算に使う単価は、JBCI（Japan Building Cost Information）から得られる建築に係る各種㎡単価データを参考として本市が独自に算出したものを用い、本市建築物系公共施設を以下の JBCI 分類に区分して、費用の算出を行います。

建物用途・種類を次のように14分類とする
 ①賃貸マンション ②自社ビル（一般事務所） ③市民会館・コミュニティーセンター
 ④博物館・美術館 ⑤図書館 ⑥保育園・幼稚園 ⑦校舎（小学校） ⑧校舎（中学校・高校）
 ⑨病院 ⑩健診センター ⑪高齢者・障害者支援施設 ⑫体育館 ⑬プール施設 ⑭駐車場（屋外を除く）

- ・試算に使う具体的な単価は以下のとおりです。（総工事費算出の単価）

なお、耐用年数を 80 年とした場合の 40 年目の改修については、「耐用年数の 1/2 で行う改修単価」と「20 年周期で行う改修単価」の合計を試算に使用します。

類型名	更新単価	耐用年数の1/2 で行う改修単価	20年周期で行う 改修単価	除却単価
賃貸マンション	480,033	162,400	31,755	60,000
自社ビル（一般事務所）	595,912	297,540	54,955	60,000
市民会館・コミュニティーセンター	665,680	341,475	79,460	60,000
博物館・美術館	1,174,510	437,465	108,170	60,000
図書館	687,642	323,350	84,100	60,000
保育園・幼稚園	538,479	251,285	41,905	60,000
校舎（小学校）	520,605	207,785	59,595	60,000
校舎（中学校・高校）	565,070	200,535	59,885	60,000
病院	581,259	330,890	42,920	60,000
健診センター	561,166	268,395	38,860	60,000
高齢者・障害者支援施設	537,989	302,470	58,435	60,000
体育館	629,856	265,205	77,430	60,000
プール施設	830,094	54,520	18,995	60,000
駐車場（屋外を除く）	196,427	59,450	44,805	60,000
倉庫（一般倉庫）	281,826	36,685	41,035	60,000

※主に公営住宅

※主に本庁舎・消防庁舎

表 2-12 試算単価表

- ・LCC の算出にあたっては、上記単価にて算出した工事費用に加えて、日常的な維持修繕費を計上しています。維持修繕費の算出については過去の実績より 1 ㎡あたりの単価を算出し、延床面積に応じて、費用を算出しています。
- ・以下で示す更新費用のグラフでは、国庫補助金等の財源を活用することができる施設については、総工事費ではなく、国・府の特定財源額と交付税措置見込額を除外した実質的な財政負担額を記載しています。（以下、「実質的な財政負担」と表記します。）
- ・簡易な建物（倉庫・屋外便所・ガレージ）については、適宜修繕し適切な時期に更新するため、毎年の上記から算定する日常的な維持修繕費のみを計上します。

■ 試算の結果

① 耐用年数 65 年とし、現在の施設を維持した場合

参考に改定前の条件（65 年サイクルで更新する）で、現在の施設を引続き維持した場合の今後 30 年間の費用を試算したところ、独立採算制をとる公営企業の市民病院やそれに準じる会計運営の競輪場の「公営企業等施設」を含む場合、実質的な財政負担は約 2,050.0 億円、一般会計施設（公営企業等施設を除いた場合）の実質的な財政負担は、1,665.8 億円となり、年間平均で 55.5 億円となります。

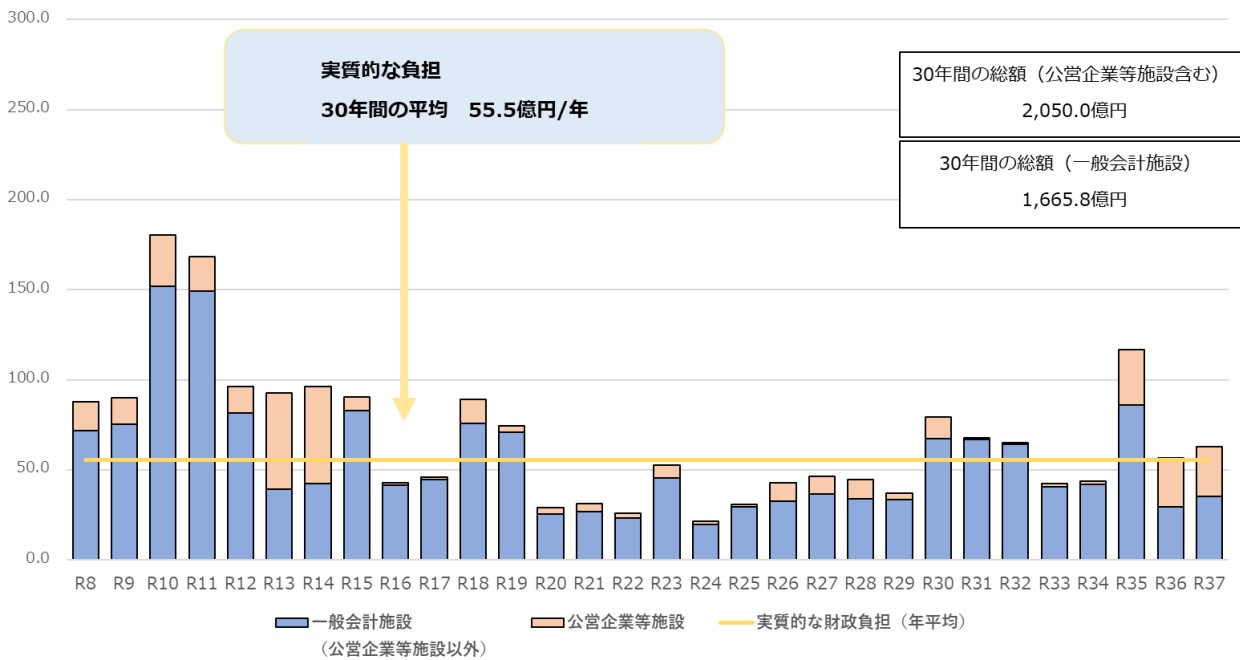


図 2-8 今後 30 年間の維持管理・更新等に係る実質的な財政負担 (耐用年数 65 年)

※保全（改修・更新）を実施する際は、通常、起債を活用して財政負担を平準化します。この場合、起債発行額に相当する財政負担は、改修・更新の実施年度には発生せず、後年度に公債費として発生します。しかしながら、このグラフは、30 年間の平均負担額を算定するために作成したものであることも考慮し、後年度に負担する実質的な公債費合計額を改修・更新発生年度に一括計上しています。よって、各年度の実質的な財政負担額は実際の負担額とは異なります。

②耐用年数 80 年とし、現在の施設を維持した場合

次に更新サイクルを 80 年に見直し、今後 30 年間の費用を試算したところ、公営企業等施設を含む場合、実質的な財政負担は約 1,396.9 億円、一般会計施設（公営企業等施設を除いた場合）の実質的な財政負担は、1,156.4 億円となり、年間平均で 38.5 億円となります。更新サイクルの見直しにより、今後 30 年間は一定の費用削減効果が現れますが、施設の保有量は変わらず、集約化や複合化で得られる管理運営費の削減効果も生み出せないため、問題を先送りにすることになります。

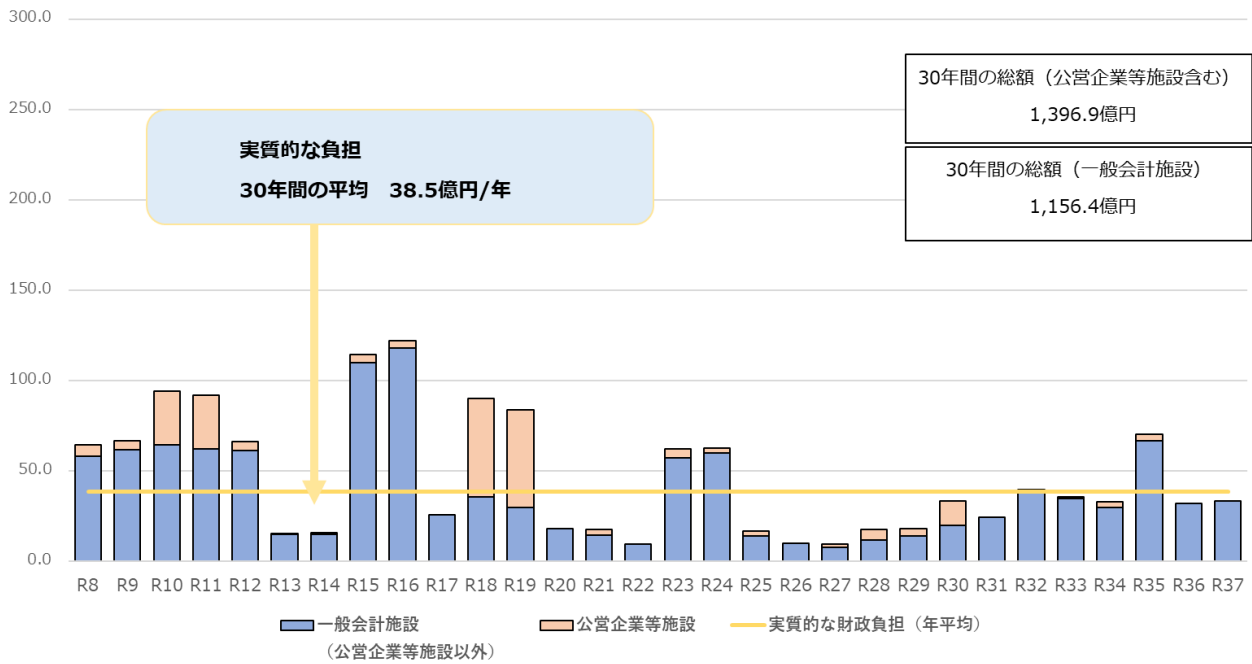


図 2-9 今後 30 年間の維持管理・更新等に係る実質的な財政負担 (耐用年数 80 年)

(3) 施設の保全に投入することができる財源の規模（水準）

本市財政計画に計上されている普通建設事業費と維持補修費の実質的な財政負担額を算定したところ、以下のとおり、年平均約 32 億円となりました。この計画では、この金額を、今後 30 年の間に本市が施設の保全に投入することができる財源規模の上限と想定します。上限とする理由は、今後の人口減少等の状況の変化により、水準の確保が困難になる可能性も考えられるためです。

(単位：千円)

普通建設事業費の実質的な財政負担額 R6～R10 年平均 (A)	維持補修費の実質的な財政負担額 R6～R10 年平均 (B)	施設保全費用の実質的な財政負担額 R6～R10 年平均 (A+B)
2,659,014	545,397	3,204,411

(R6 年財政計画数値をもとに試算)

しかしながら、前項では、耐用年数を 80 年とし、現状施設を維持した場合、施設の保全に投入することができる財源規模の上限 32 億円を超えて、年平均 38.5 億円必要と試算しています。これは、現状施設を引続きこのまま適切に維持していくためには保全費用が不足しているということであり、施設を適切に保全し、維持していくためには、総量削減の取り組みが必要となります。

(4) 削減目標

■財源不足と施設保有量の削減目標

(3) で試算した今後本市が施設の保全に投入することができる財源規模の上限は年間平均約 32 億円となっています。

他方、(2) で試算した現在の施設規模を維持するために将来必要となる維持保全費は、耐用年数を 65 年とした場合で年間平均約 55.5 億円、耐用年数を 80 年とした場合で年間平均約 38.5 億円となり、上記の施設保全費に投入できる財源の上限に対して、前者は年間 23.5 億円、後者は年間約 6.5 億円上回っています。

将来にわたって行財政の持続可能性を確保するためには、施設保有量の削減等に取り組み、この財源のギャップを埋めることが必要です。

上記の通り、耐用年数を 65 年とする場合と 80 年とする場合では財源不足の規模に大きな差が生じています。実際の公共建築物の耐用年数は、構造・部材の違いや維持保全の実施状況等により、施設ごとに相当な幅がありますが、本市の公共建築物の 47.9%を占める学校施設の長寿命化対象施設について

て耐用年数を 80 年としていること等を踏まえ、改定後の本計画における施設保有量の削減目標は、基本的に耐用年数を 80 年とした場合の試算を基に検討することとします。

■ 施設保有量の削減シミュレーション

施設保有量の削減による財政効果は、削減の「量」だけでなく、その「スピード」によっても変動します。同じように施設の保有量を 10%削減する場合でも、それを 10 年目に実施する場合と 20 年目に実施する場合とでは、30 年間トータルの財政効果に大きな差が生じます。従って、施設保有量の削減目標は、単に目標終期の時点における削減量を示すだけでは不十分で、目標設定期間中に、どれだけの量を、どの程度のスピード感で削減していくのかを具体的にシミュレーションした結果を示す必要があります。

そこで、すでに本市が公表している個別の再編計画の内容等を踏まえ、施設の保有量を令和 8 年 3 月時点から令和 17 年度までに 10%、令和 27 年度までに 15%削減した場合（※）の施設保全費用を試算しました。その結果、公営企業等施設を含む場合の実質的な財政負担は約 1,239 億円、一般会計施設（公営企業等施設を除いた場合）の実質的な財政負担は 998.5 億円で年間平均 33.3 億円となり、現状の施設保有量を維持する場合と比較して、年間平均 5.2 億円の保全費用削減が見込まれることが確認されました。

※ この施設保有量の削減量は、本計画策定年度の平成 28 年度を起点すると、令和 17 年度までに約 14%、令和 27 年度までに約 19%削減することに相当します。以下では、この平成 28 年度を起点にした削減量を用いて説明します。

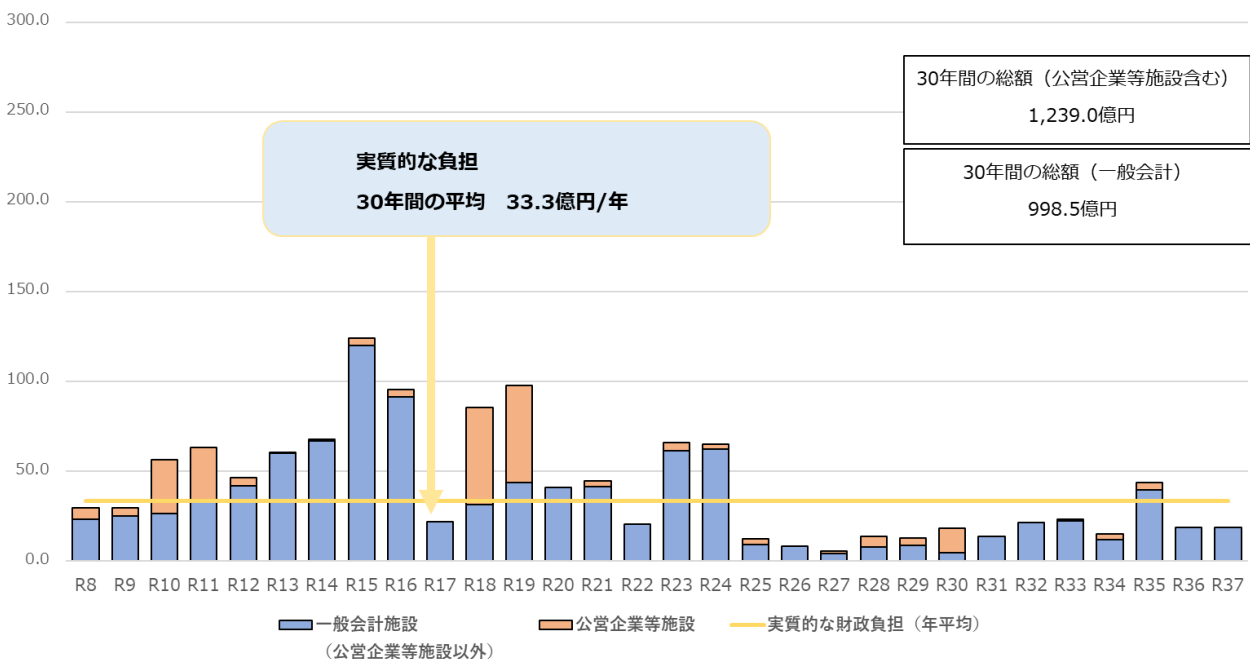


図 2-10 今後 30 年間の維持管理・更新等に係る実質的な財政負担（施設保有量削減）

■削減目標の設定

施設保有量の削減シミュレーションの結果における財政負担額の年間平均 33.3 億円は、(3) で試算した今後本市が施設の保全に投入することができる財源規模の上限年間平均約 32 億円を 1.3 億円上回り、この分の財源がなお不足する結果となっています。

他方、施設保有量を削減した場合、多くのケースでは、維持保全費だけではなく、管理運営費も削減されますが、この試算にはこの効果が一切含まれていません。また、以下に示すような、施設の管理運営コストの削減や財源確保に取り組むことにより、追加の財源を生み出すことも可能と考えられるため、不足分については、管理運営費の削減効果や、その他の財源確保の取り組みにより対応することとします。

☆経費の削減の取り組み☆

- ・市民ニーズを的確に把握し、業務内容や人員配置、使用料等を適宜みなおし、効率的・効果的な施設運営を行います。
- ・指定管理者制度の活用や民間委託を推進し、民間のノウハウを活用した行政サービスの提供を進め、施設の維持管理・更新等の効果的・効率的な手法を検討します。
- ・省エネルギー設備の導入や ICT の活用等、日常的な経費の削減に向けた対策を検討します。

☆財源の確保の取り組み☆

- ・利用していない施設や諸室の貸付等、新たな財源の確保に向けた取り組みを検討します。
- ・国や府の補助金制度等を積極的に活用し、特定財源の確保に努めます。

これらを踏まえ、令和 17 年度までの保有量の削減目標を以下のとおり設定することにしました。

延床面積削減目標

令和 17 年度までに平成 28 年 3 月末時点と比較して延床面積を 14%削減する

(補足) 旧公共施設最適化計画の対象施設を範囲とし、かつ、平成 28 年の計画策定時を起点とした場合、令和 17 年度までの間に 16%削減することが目標となります。

■施設保有量を削減することの効果

総量削減の取り組みを推進することで得られる今後30年間の削減効果は、約157.9億円と推定されます。令和15年頃からの数年間は、集約化・複合化の除却費用がかさみ、施設を全て維持した場合より支出が増えると試算されますが、集約化・複合化が進んだ令和25年頃からはより顕著に維持管理・更新費用等の削減効果が表れる見込みです。

※すべての施設を維持した場合と総量削減の取り組みを推進した場合の保全費用の検証（耐用年数80年）

施設を維持する場合の改修積み残し費用を直近の5カ年に割り振っているため、直近5カ年は集約化の効果が大きくなる傾向となります

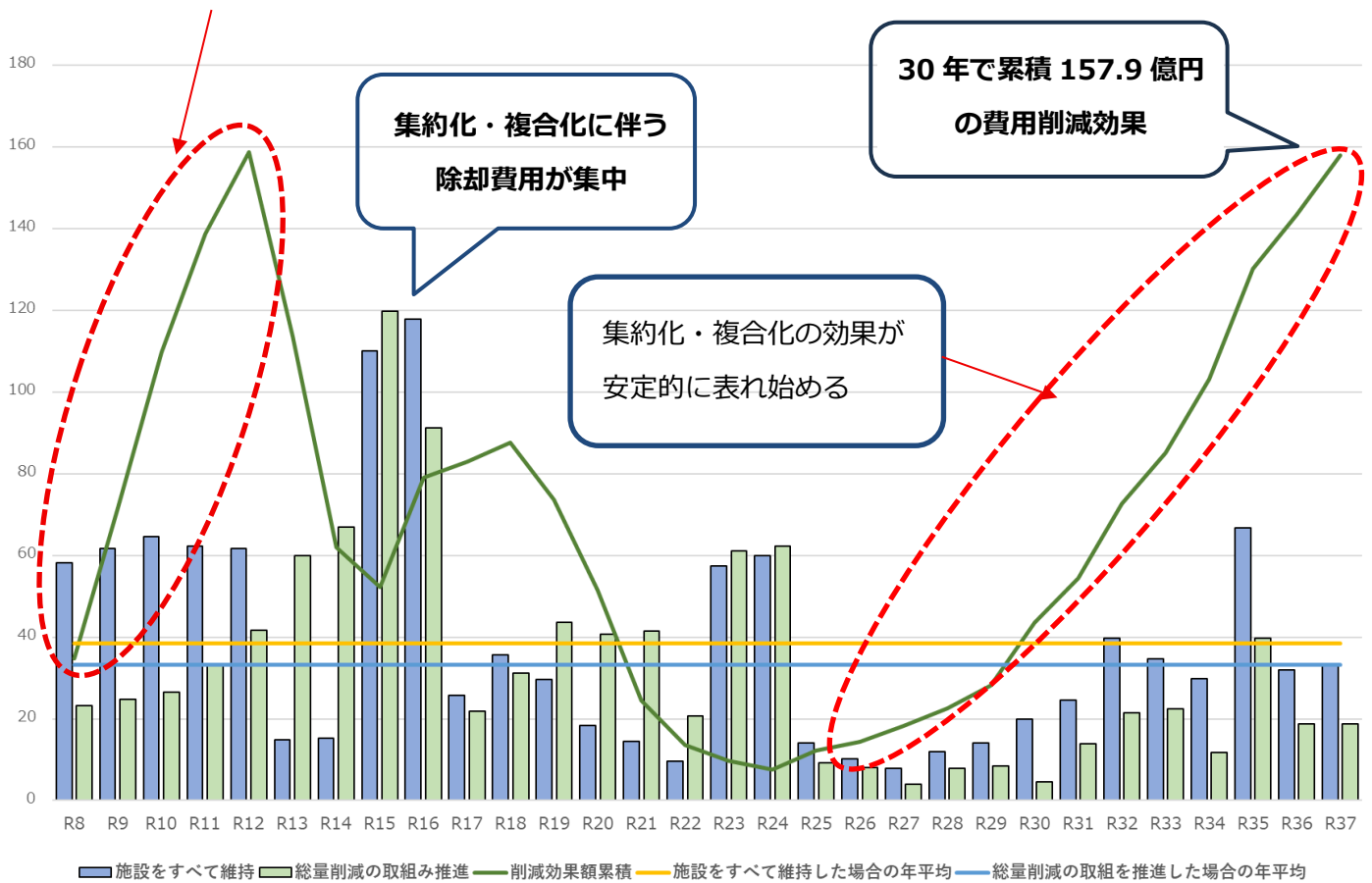


図 2-11 30年間の保全費用の比較検証

現在の施設を維持した場合	38.5 億円/年	} 年平均削減額 5.2 億円/年
総量削減の取り組みを進めた場合	33.3 億円/年	

3. 維持管理に係る基本方針

(1) 基本方針

これまでの分析を踏まえ、前頁で掲げた削減目標を達成するために、本市では、以下①～⑥に掲げる6つの方針に沿って、公共施設等の適切な管理に長期的に取り組めます。

① 施設保有量の適正化

第一部からの分析を踏まえて、建築物系公共施設に係る全体方針を以下のように定めます。

■一次・二次生活圏対象施設に係る全体方針（幼稚園除く※1）

- 原則、単独建替えは行わないこととし、施設の集約・複合化を含む統廃合や多目的利用等を検討・推進します。
- 学校施設については、教育的観点からの適正規模・適正配置を進めます。なお、学校の近隣施設の保有機能、利用状況、稼働率、老朽化状況、市民の移動可能距離、人口カバー率等によっては、学校施設への機能の集約・複合化・多目的利用を検討のうえ、機能と量の適正化を図ります。
- 学校施設以外のその他の施設は、近隣施設の保有機能、利用状況、稼働率、老朽化状況、市民の移動可能距離、人口カバー率等を分析し、機能の集約・複合化、多目的利用を検討のうえ、機能と量の適正化を図ります。
- 地区市民協議会のコミュニティ活動を行ううえで必要な機能を、本市の様々な公共施設で確保します。
(※2及びP83補足参照)

■三次生活圏対象施設及び全市域施設に係る全体方針（保育所・駐輪場・駐車場を除く※1）

- 原則、単独建替えは行わないこととし、施設の集約・複合化を含む統廃合や多目的利用等を検討・推進します。
- 保有機能の地域施設等との重複状況や稼働率、利用内容を踏まえて必要な機能を精査し、集約・複合化、多目的利用等を進め、総規模の縮小を図ります。
- 施設の配置について、立地適正化計画で誘導施設に位置付けられる施設については、都市機能誘導区域内に配置します。

(※1) 幼稚園・保育所、駐輪場・駐車場は、再編内容が具体的に示されている、又は附属施設や駅周辺等必要な場所が限定されている等から、上記対象から除外することし、第Ⅱ章の施設類型ごとの現状と方針に基づき適正化を進めます。

(※2) 「地区市民協議会のコミュニティ活動」について（自治基本条例第14条・第15条より）

自治基本条例では、コミュニティ活動を、「安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するために、自主的な意思をもってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行う活動」としています。また、自治基本条例では、コミュニティ活動を小学校区単位で実現するための組織として、地区市民協議会を設立することができると規定しています。市民協議会が行うコミュニティ活動イメージとしては、会議や事務等を行ううえで必要となる会議機能であったり、地区市民協議会が行う行事等を行うために必要な機能（学習機能や集会機能等）が考えられます。



② 計画的保全による長寿命化の推進

本市では多くの公共施設が建築後 40 年を経過するなど、全体的に老朽化が進行しており、財源が限られる中で、この老朽化に対応していく必要があります。

そして、健全な施設運営のためには、「問題が起きたら直す」という考え方の「事後保全」による維持管理から、「事前に問題を防ぐ」という考え方で長期的な視点で、計画的に点検やメンテナンスを行う「予防保全」による維持管理に転換することが理想的です。

しかしながら、本計画策定後、厳しい財政状況も続いていることから、事後保全から予防保全への完全な転換は難しく、事後保全となっている施設の部位も多い状況です。

加えて、今後、集約・複合化等の対応を行うかどうか、供用を継続するかどうか確定していない施設もあります。

このため、いずれの施設も、保全の実施に当たっては、施設の部位部材の重要度を設定するとともに、定期点検結果等に基づく危険度や優先度の評価を行い工事の時期を調整する等の対応が必要です。

また、施設の集約・複合化等の方向性や当面の供用の継続可能性等、公共施設の置かれている状況も考慮する必要があります。供用の継続が確定している施設については可能な限り計画的な保全による施設の長寿命化を目指します。

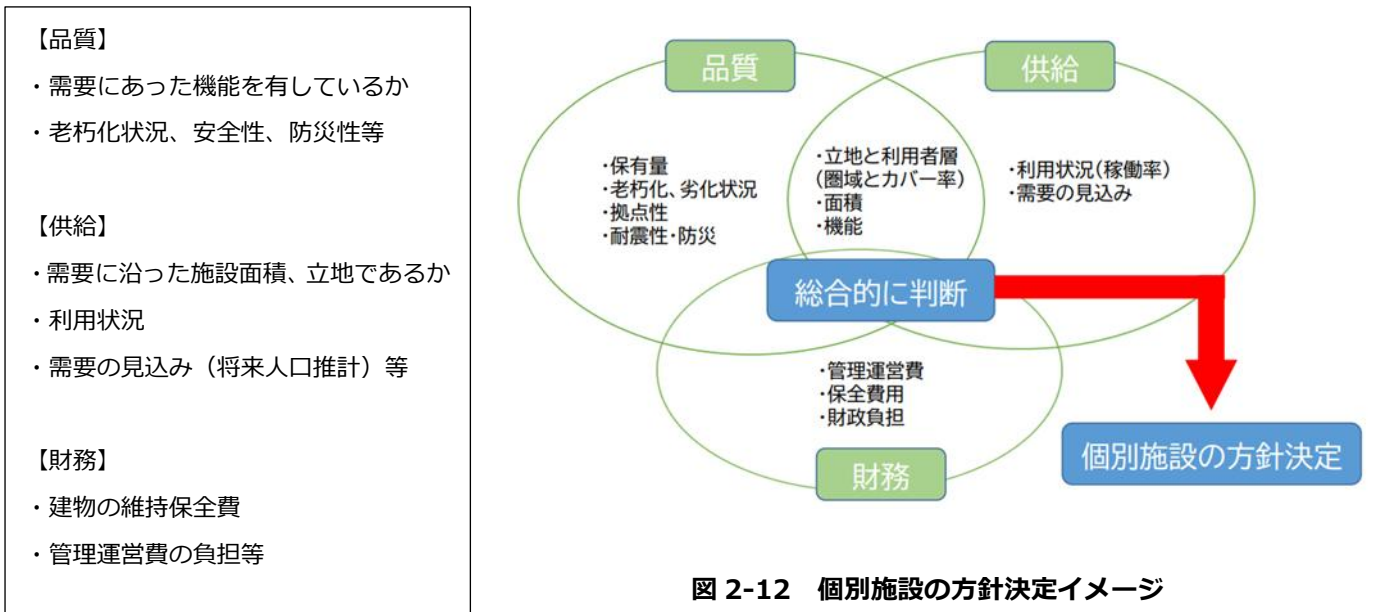
以上から、施設の安全度、公共施設の置かれている状況、本市の財政状況等のバランスを考えた中で最善となる保全を目指します。



③ 地域の特性やまちづくりと連動したマネジメントの推進

単純な保有量の削減ではなく、市民の生活圏を考慮しつつ、類似機能の集約や多機能化により、施設保有量の削減と同時に利便性の維持・向上を図り、拠点の形成やアクセス性の向上に資する再配置を目指します。

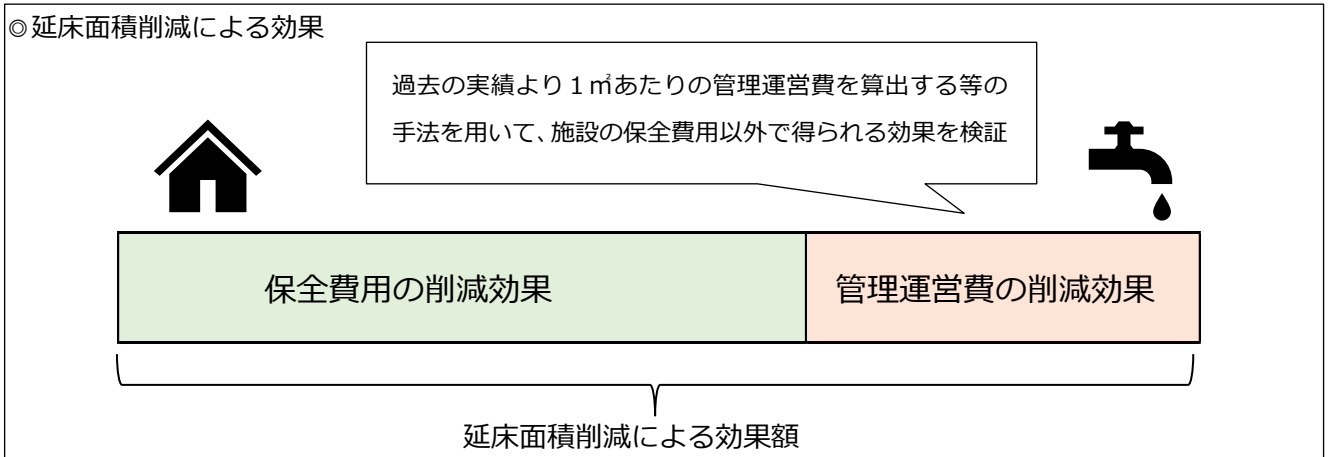
具体的に個別の施設の方針を定める場合には、品質、供給、財務の3つの視点から検討し、それらを総合的に判断し、決定いたします。



④ 効果的・効率的な維持管理・運営の実現

多様化する利用者ニーズや社会環境の変化に対して、柔軟かつ適切に対応するために、求められる施設や機能のあり方、管理・運営方法の見直しを検討します。

また、施設の集約等により延床面積が削減となった場合の管理運営費の削減効果額や、実際に本市が負担するランニングコストの把握に努め、それに基づき再編の優先順位を判断するなど、効果的な再編の実現に活かしていきます。



⑤ ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設等の改修、更新等を行う際には、関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢等にかかわらず、誰にとっても利用しやすいものとなるようユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

⑥ 脱炭素化に係る取り組みの推進

公共施設等の改修、更新等を行う際には、本市の自然的社会的条件に応じた脱炭素化に係る取り組みの推進に努めます。



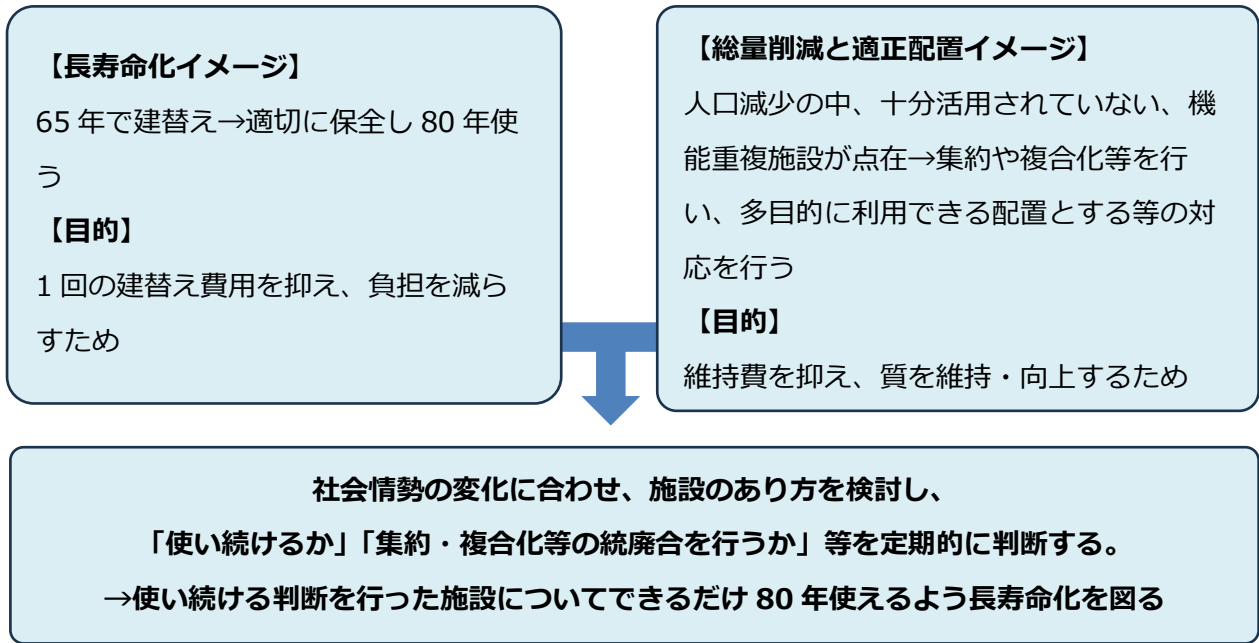
補足 「80年」の意味～「長く使う」と「適切に減らす」の両立～

本計画では、本市の公共建築物の47.9%を占める学校施設の長寿命化対象施設の目標使用年数の設定等を踏まえ、施設の耐用年数を80年とした場合の費用試算を行い、それに基づき、施設の削減目標を設定しました。

しかしながら、実際の公共建築物の耐用年数は、構造・部材の違いやこれまでの維持保全の実施状況により、施設ごとに相当な幅があります。施設によっては、60年程度経過した時点ですでに劣化が著しく進行し、建替が必要となるケースもあります。各施設の耐用年数は、それぞれの実態を踏まえて適切に判断する必要があります。この計画で示した「耐用年数80年」という数字は、費用試算を行う際の前提条件の一つのパターンを示したものであり、「すべての建物を80年間使い続ける」というルールを設定したものではありません。

また、耐用年数が経過しておらず、まだ建物が使用できる状態であっても、利用者が著しく減ったり、近くの施設で代替することが可能となるなど、大がかりな改修を行うよりも、統廃合する方が便利であったり、市の課題解決につながるような場合には、耐用年数を待たずに、役割を終える（集約・複合化等を行う）施設も出てきます。

このように、それぞれの施設の置かれた状況に応じて、施設の改修・更新の時期や、統廃合の適否を適切に見極めて対応することが重要です。



(物理的な寿命と機能的な寿命の違いの身近な例)

例えば自身が持っているスマートフォンに関して、本体はバッテリーさえ変えれば6年は使える(物理的寿命)けれど、6年が経つ前に、もっと便利な新機種が出たり、多くの人が使っていて自分にも必要なアプリが、自身のスマートフォンで使えない場合は、買い替える(機能的寿命)場合がある。

補足 一次生活圏及び二次生活圏を対象とした施設の集約の考え方

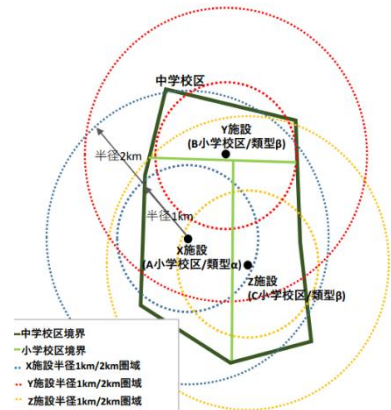
◎現状分析例

《施設の利用対象圏域・カバー率・保有機能・稼働率・築年数の例》

施設名	施設 類型	利用対象 圏域	一次生活圏カバー率		二次生活圏カバー率		保有機能	機能別稼働率					築年数
			半径 1km圏域	半径 2km圏域	半径 1km圏域	半径 2km圏域		①	②	③	④	⑤	
X施設	α	A小学校区 (一次生活圏)	70%	100%	50%	95%	①②③④⑤	70%	65%	30%	20%	40%	35年
Y施設	β	中学校区 (二次生活圏)	95%	100%	40%	80%	③④⑤			15%	20%	45%	55年
Z施設	β	中学校区 (二次生活圏)	60%	100%	60%	85%	③④⑤			15%	20%	35%	60年

〈現状分析〉

- ・ A 小学校区領域内の X 施設は、3 施設の中で最も機能を有している。
- ・ ③、④、⑤の機能は 3 施設とも有している。→重複している
- ・ X 施設について、2km 範囲なら一次生活圏（小学校区）の 100%をカバー、二次生活圏（中学校区）も 95%をカバー。
→Y 施設、Z 施設より 2km 以内でアクセスできる人口が多い。
- ・ ③、④、⑤の稼働率は低く、③、④は 3 施設を合計しても、60%ただし、⑤は合計すると 120%
と需要を賄えない可能性がある。
- ・ Y 施設、Z 施設ともに老朽化、劣化が進行



上記の施設の現状分析、新たなニーズ、拠点性や防災、公民連携、補完性の観点等から集約・複合化を検討

◎集約の考え方

- ・ 稼働率の低い機能は、近隣の同じ機能を持つ施設に集約する。
(Y 施設、Z 施設の機能③④を X 施設に集約化)
- ・ 稼働率の高い機能は、稼働率の低い機能を廃止・転用のうえ拡充するか、集約し新たに整備する。
(Y 施設、Z 施設の機能⑤を、YZ のいずれかの③④機能諸室を転用し拡充する、もしくは⑤の機能を有した新たな施設 W を整備するかのいずれかを選択する。)
- ・ 施設の老朽化・劣化状況を確認する
(Y 施設、Z 施設は劣化が相当進行していることから、80 年を待たず廃止し、除却のうえ新たに整備する
・ 整備場所は徒歩、又は自転車で移動可能な範囲とし、2~3km の範囲で検討する。)
(Y 施設・Z 施設ともに、3km 圏域では全域をカバーできるが、2km 圏域では Z 施設の方が人口カバー率が高いため Z 施設に再整備する。もしくは、別敷地に整備可能である場合は Y・Z 施設校区住民ができるだけカバーできる場所に再整備する。)

補足「旧最適化計画ベースで削減目標が30%から16%に下がった理由は？」

公共施設最適化計画では、大まかに言えば、「①“今後必要となる” 保全・更新に必要な“事業費”」から、「② 保全に係る“過去の”投資的経費+維持補修費」を差し引き、不足する額の全てを、施設の保全費用の削減額（つまり床面積の削減による保全費用の削減）で賄うというものでした。

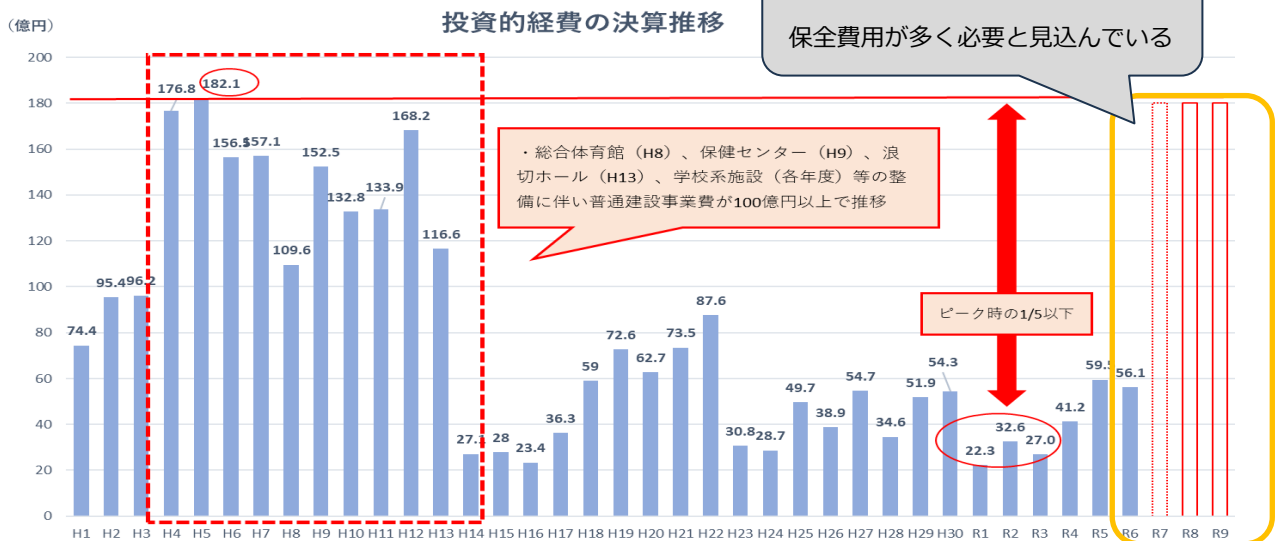
今回の改定では、まず①について、粗い試算となりますが、“事業費”から 国や大阪府から交付される補助金等の特定財源や、後年度に国から交付税として措置される見込み額を除いた、「“市が実質的に負担しなければならない額”」を算出しました。この結果、まず、必要な費用が当時に比べて、下がることとなります。

次に、②の“過去の” 保全費用が、投資的経費の支出が少なかった H22 年度と H26 年度の決算額が基になっており、近年も低い水準となっています。しかし、今回の改定では、本市の財政計画 (R6 年度) において、「今後支出する見込みである”投資的経費+維持補修費”」を基準にしており、この値は過去よりも多く見込んでいます。これは、多くの施設が今後改修時期を迎えることによる必要な対応と考えます。

以上から、事業費から国等が負担する費用等を除き、これまでより保全のために確保する水準を多く見込むことで、これまでよりも、不足額が減少することになります。加えて、今回の改定では、管理運営費の削減効果額を保全費用水準に上乗せすることも想定しています。

このように、今回の改定では、事業費ではなく、それよりも低い、国の補助金等を除いた「“今後必要となる” “市が実質的に負担しなければならない額”」、過去の決算額よりも多い、「“今後の”支出見込額」を考慮し、さらに、管理運営費の削減効果の水準への上乗せをする対応を行うという試算の結果、 目標が改定前よりも下がることとなりました。

なお、今回改定した令和 17 年度までの削減目標は、旧最適化計画ベースでは平成 28 年から約 16%の削減となります。本市の平成 27 年の人口が 194,911 人であり、令和 17 年推計人口が 165,159 人であり人口の減少率は 15.3%となっています。全くの偶然ですが、今回の改定は、人口減少スピードと歩調を合わせて、施設面積を減らすというような改定内容となりました。



補足 「旧最適化計画で設定していた15の圏域の取り扱いは？」

旧公共施設最適化計画では、6つの地域に市民センターが拠点となるよう配置されたとして、再配置の基本軸を6圏域として、市民センターと既存の公民館等の配置状況から15の圏域を設定し、拠点施設の再配置を進める考えを示していました。

しかしながら、実際には、自治基本条例に基づき設立された市民協議会が、最少単位を小学校区、最大単位を中学校区として、コミュニティ活動を行っており、市民協議会の主な活動の場所が、公民館、公園施設、町会館などであり、行事等の際は公園や学校施設を利用していることもあって、現行の地域コミュニティ活動と旧最適化計画で定めた圏域と一致していませんでした。

また、本市の計画や過去の文書等から、地域コミュニティの拠点としての機能を有する施設は、市民センターを含む公民館や学校等であることを確認できました。

以上を踏まえ、今回の改定にあたり、施設を再編し、集約・複合化に取り組んでいく中でも、市内に配置された公共施設・空間にある様々な機能を活用し、市民協議会がコミュニティ活動を持続的に行っていただくことを想定し、本計画における維持管理の基本方針に、「地区市民協議会のコミュニティ活動を行ううえで必要な機能を本市の様々な公共施設で確保します。」と明記することとしました。

なお、施設や拠点ではなく「機能」としている理由は、コミュニティ活動が、特定の施設のみで行われるのではなく必要に応じて、公民館や小学校、公園、体育施設、福祉施設等様々な施設を活用し、行われていることから、「場所」ではなく「機能」としました。

(再掲)「地区市民協議会のコミュニティ活動」について(自治基本条例第14条・第15条より)

自治基本条例では、コミュニティ活動を、「安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するために、自主的な意思をもってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行う活動」としています。また、自治基本条例では、コミュニティ活動を小学校区単位で実現するための組織として、地区市民協議会を設立することができると規定しています。市民協議会が行うコミュニティ活動イメージとしては、会議や事務等を行ううえで必要となる会議機能であったり、地区市民協議会が行う行事等を行うために必要な機能(学習機能や集会機能等)が考えられます。

第Ⅱ章 施設類型ごとの現状と今後の方針

1. 幼稚園

現状と課題

①施設の位置づけ等

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
幼稚園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、 幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること。	18 施設 ※	一次 (小学校区)

※R8.3 月末で供用廃止となる施設を除いたため、施設数は 4 月 1 日時点としています。

②施設状況・配置状況

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況（利用者数：人）					配置状況 (中学校区)
			R3	R4	R5	R6	R7	
1	岸城幼稚園	720.00	63	58	71	60	57	岸城校区
2	浜幼稚園	466.00	10	9	7	3	7	岸城校区
3	朝陽幼稚園	691.00	63	59	59	58	46	野村校区
4	天神山幼稚園	401.00	12	12	10	6	8	葛城校区
5	修斉幼稚園	427.00	5	4	5	4	4	葛城校区
6	東葛城幼稚園	368.00	8	4	6	6	5	葛城校区
7	大宮幼稚園	764.00	63	50	47	49	39	光陽校区
8	城北幼稚園	664.00	42	27	37	44	45	北校区
9	新条幼稚園	485.00	29	29	17	16	20	北校区
10	八木北幼稚園	627.00	38	30	26	28	18	久米田校区
11	八木幼稚園	970.00	52	56	40	33	34	久米田校区
12	八木南幼稚園	626.00	50	52	52	52	55	久米田校区
13	光明幼稚園	440.00	31	26	27	21	10	桜台校区
14	常盤幼稚園	693.00	85	79	62	58	55	桜台校区
15	山直北幼稚園	639.00	59	57	67	55	67	山直校区

16	城東幼稚園	609.00	16	13	7	7	8	山直校区
17	山直南幼稚園	518.00	11	9	7	5	5	山滝校区
18	山滝幼稚園	420.00	6	3	5	5	0	山滝校区

※旭幼稚園、大芝幼稚園、春木幼稚園は令和7年度末時点で供用廃止済であるが、除却未実施

③課題

- ・幼稚園は、就学前児童数の減少、共働き世帯率の上昇等に伴う保育ニーズの高まりにより、小規模化が発生しているため、その解消を図る必要があります。
- ・幼稚園は、多くの施設が建築後40年を経過しているため、施設の老朽化に対応する必要があります。

過去に行った対策の実績

番号	年度	施設	実績
1	平成28年度	天神山幼稚園	天神山小学校校舎内に移転
2	令和4年度	光明幼稚園の一部園舎	光明小第3チビッコホームに転用
3	令和4年度	東光幼稚園	廃止(当該地で民間認定こども園開設)
4	令和6年度	旭幼稚園・太田幼稚園	集約化。旭・太田こども園設置
5	令和7年度	春木幼稚園・大芝幼稚園	集約化。春木・大芝こども園設置

今後の方向性

- ・課題を解消し、子ども・保護者にとって、より良い教育・保育環境の充実を図るため、『岸和田市立幼稚園及び保育所再編方針』に基づき、市立幼稚園及び保育所を集約し、認定こども園へ再編する取り組みを進めていきます。
- ・併せて、市立幼稚園の小規模化が著しく進んでいることから、一定の集団規模のもとで教育の実が挙げられるよう、幼稚園単独での閉園基準などの検討を進めていきます。

2. 保育所等

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供給施設数	対象圏域
保育所等	日々保護者の委託を受けて、保育を必要とするその乳児又は幼児を保育すること。	10 施設 ※ 1	三次 (6 圏域) ※ 2

※ 1 R8.3 月末で供用廃止となる施設を除いたため、施設数は 4 月 1 日時点としています。

※ 2 総合通園センターは全域

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況 (利用者数 : 人)					配置状況 (中学校区)
			R3	R4	R5	R6	R7	
1	城内保育所	760.71	114	111	98	104	96	岸城校区
2	浜保育所	302.51	48	47	53	49	48	岸城校区
3	千喜里保育所	797.90	82	83	72	83	76	野村校区
4	修斉保育所	845.47	109	112	105	106	102	葛城校区
5	大宮保育所	647.45	91	89	80	85	76	光陽校区
6	城北保育所	791.75	127	113	115	116	114	北校区
7	八木北保育所	738.50	117	114	113	110	102	久米田校区
8	桜台保育所	1,357.14	155	152	145	139	124	桜台校区
9	山直北保育所	854.59	115	119	120	106	102	山直校区
10	総合通園センター	1,496.00	37	34	28	25	32	岸城校区

※春木保育所は、令和 7 年度末時点で、供用廃止済みであるが除却未実施

※旭保育所は、倉庫へ転用しているため、(30) 公用施設の項目で計上

③課題

- ・保育所等は、女性就業率の上昇等に伴い、保育ニーズが上昇し、特に1から3歳の就園率が上昇している一方で、児童総数は減少傾向にあるため、需要を見極めながら、必要な保育の量を確保する必要があります。
- ・保育所等は、多くの施設が建築後40年を経過しているため、施設の老朽化に対応する必要があり、特に劣化が進行している65年以上経過した施設について早急に対応する必要があります。

過去（平成28年度以降）に行った対策の実績

番号	年度	施設	実績
1	平成29年度	いながわ療育園（現総合通園センター）	福祉総合センターへ 集約
		パピースクール（現総合通園センター）	
2	令和6年度	旭保育所	集約化。旭・太田こども園設置
3	令和7年度	春木保育所	集約化。春木・大芝こども園設置

今後の方向性

- ・課題を解消し、子ども・保護者にとって、より良い教育・保育環境の充実に図るため、『岸和田市立幼稚園及び保育所再編方針』に基づき、市立幼稚園及び保育所を集約し、認定こども園へ再編する取り組みを進めていきます。

3. 認定こども園

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
認定こども園	就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供すること。	2 施設 ※	三次 (6 圏域)

※春木・大芝こども園は R8 年 4 月 1 日より供用開始であるため計上

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況 (利用者数: 人)					配置状況 (中学校区)
			R3	R4	R5	R6	R7	
1	旭・太田こども園	1,650.16	-	-	-	-	151	土生校区
2	春木・大芝こども園	1,123.00	-	-	-	-	-	春木校区

※春木・大芝こども園は令和 8 年 4 月 1 日より供用開始

③課題

- ・女性就業率の上昇等に伴い、保育ニーズが上昇し、特に 1 から 3 歳の就園率が上昇している一方で、児童総数は減少傾向にあるため、需要を見極めながら、必要な保育の量を確保する必要があります。

過去 (平成 28 年度以降) に行った対策の実績

番号	年度	施設	実績
1	令和 6 年度	旭・太田こども園	旭幼稚園、旭保育所、太田幼稚園を集約化。新設
2	令和 7 年度	春木・大芝こども園	春木幼稚園、春木保育所、大芝幼稚園を集約化。新設

今後の方向性

- ・課題を解消し、子ども・保護者にとって、より良い教育・保育環境の充実を図るため、『岸和田市立幼稚園及び保育所再編方針』に基づき、市立幼稚園及び保育所を集約し、認定こども園へ再編する取り組みを進めていきます。

4. 小学校

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
小学校	心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すこと。	24 施設	一次 (小学校区)

②施設状況・配置状況

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況（利用者数：人）					配置状況 (中学校区)
			R3	R4	R5	R6	R7	
1	中央小学校	4,620.05	191	174	158	132	124	岸城校区
2	城内小学校	6,567.34	692	664	608	589	565	岸城校区
3	浜小学校	3,511.00	177	175	166	157	150	岸城校区
4	朝陽小学校	6,678.75	455	453	455	462	454	野村校区
5	東光小学校	6,334.50	526	499	509	484	490	光陽校区
6	旭小学校	6,913.21	501	500	487	487	474	土生校区
7	太田小学校	7,038.00	395	417	418	449	463	土生校区
8	天神山小学校	5,153.00	142	120	105	91	88	葛城校区
9	修斉小学校	4,503.25	198	197	176	185	178	葛城校区
10	東葛城小学校	3,564.00	69	74	74	81	85	葛城校区
11	春木小学校	6,733.00	410	411	388	375	345	春木校区
12	大芝小学校	7,069.64	525	473	439	400	380	春木校区
13	大宮小学校	6,901.49	573	574	567	543	532	光陽校区
14	城北小学校	5,664.00	426	407	384	372	338	北校区
15	新条小学校	5,988.00	476	471	464	462	419	北校区
16	八木北小学校	7,538.00	480	476	482	472	459	久米田校区
17	八木小学校	6,526.00	458	447	438	409	415	久米田校区
18	八木南小学校	5,511.00	474	467	466	463	439	久米田校区

第二部 建築物系公共施設編

19	光明小学校	5,865.87	716	688	674	670	632	桜台校区
20	常盤小学校	5,341.00	774	767	752	717	693	桜台校区
21	山直北小学校	7,454.04	691	673	645	643	619	山直校区
22	城東小学校	6,180.68	212	216	225	225	219	山直校区
23	山直南小学校	4,407.00	181	183	183	197	209	山滝校区
24	山滝小学校	3,749.00	83	80	71	65	56	山滝地区

③課題

- ・小学校は、文部科学省の『公立小学校・中学校適正規模・適正配置等に関する手引』において一定の集団規模の確保が重要視されているところ、本市においても、少子化による児童生徒の減少に伴い、地域によって学校の小規模化が進み、児童生徒の教育環境に様々な影響を及ぼしているため、学校ごとに一定の集団規模を確保するとともに、バランスの取れた学校配置を行い、より良い教育環境を整備していく必要があります。
- ・小学校は、築40年以上経過した建物が多く、改修等の時期が集中するため、改修費用の縮減や平準化を検討する必要があります。
- ・今後、長寿命化改修や改築を行う際には、将来の児童生徒数や余裕教室の状況等を踏まえ、適正な施設規模への減築について検討する必要があります。同時に、学校教育に支障がない範囲内で、住民ニーズ等に応じて、施設機能の複合化の可能性についても併せて検討する必要があります。

過去（平成28年度以降）に行った対策の実績

番号	年度	施設	実績
1	平成30年度	大宮小学校脱衣所	除却

※上記他、春木、城内、城北、大宮、大芝、朝陽、東光、八木南、八木北小学校については、平成28年度以降、校舎のチビッコホームとしての転用を拡大しています。

今後の方向性

- ・課題を解消していくため、『岸和田市立小・中学校の適正規模及び適正配置基本方針』に基づき、適正化の取り組みを進めていきます。
- ・課題を解消していくため、「岸和田市学校施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化改修に重点を移した改修を実施し、改修費用の縮減及び平準化を図っていくとともに、地域の実情やニーズなどを踏まえて、学校施設が有効に活用されるよう、施設機能の複合化や余裕教室の活用などを検討します。

5. チビッコホーム

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
チビッコホーム	授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	23 施設 (44 ホーム)	一次 (小学校区)

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	ホーム数	単独・校内設置の別	延床面積 (㎡)	利用状況 (利用者数：人)					配置状況 (中学校区)
					R3	R4	R5	R6	R7	
1	中央チビッコホーム	1	校内	64.00	26	20	27	21	16	岸城校区
2	城内チビッコホーム	3	校内	192.26	94	63	95	94	108	岸城校区
3	浜チビッコホーム	1	校内	64.00	27	29	25	14	17	岸城校区
4	朝陽チビッコホーム	2	校内	191.65	84	92	99	100	99	野村校区
5	東光チビッコホーム	2	校内	127.50	99	96	100	100	100	光陽校区
6	旭チビッコホーム	2	校内	129.50	85	85	85	100	100	土生校区
7	太田チビッコホーム	2	単独	210.62	88	98	100	100	100	土生校区
8	天神山チビッコホーム	1	校内	64.00	36	35	31	35	29	葛城校区
9	修斉チビッコホーム	1	校内	57.75	43	50	37	41	38	葛城校区
10	春木チビッコホーム	2	校内	128.00	65	61	71	79	85	春木校区
11	大芝チビッコホーム	2	校内	126.36	48	49	35	36	36	春木校区
12	大宮チビッコホーム	2	校内	127.51	99	100	100	100	100	光陽校区
13	城北チビッコホーム	2	校内	128.00	80	74	55	60	63	北校区
14	新条チビッコホーム※1	3	単独 2 校内	296.28	99	103	96	100	94	北校区
15	八木北チビッコホーム	2	校内	128.00	72	80	93	98	99	久米田校区
16	八木チビッコホーム	2	単独	223.70	68	83	82	79	100	久米田校区
17	八木南チビッコホーム	2	校内	128.00	83	66	67	58	66	久米田校区
18	光明チビッコホーム※2	3	単独 2 園内	249.16	100	107	112	132	117	桜台校区

第二部 建築物系公共施設編

19	常盤チビッコホーム	4	単独	345.06	100	100	142	151	159	桜台校区
20	山直北チビッコホーム※3	2	単独1校内	143.85	90	92	95	100	99	山直校区
21	城東チビッコホーム	1	校内	66.32	50	50	48	50	50	山直校区
22	山直南チビッコホーム	1	校内	63.00	26	33	43	43	49	山滝校区
23	山滝チビッコホーム	1	校内	64.00	38	36	30	26	28	山滝校区

※1 新条チビッコホームは第1・2が単独（プレハブ 233.28㎡）、第3が校内（教室 63㎡）

※2 光明チビッコホームは第1・2が単独（プレハブ 92.95㎡+92.21㎡）、第3が光明幼稚園内（64㎡）

※3 山直北チビッコホームは第1が校内（教室 64㎡）、第2が単独（プレハブ 79.85㎡）

③課題

- ・チビッコホームは、ニーズに応じて整備し、待機児童が発生している場合は、解消を図る必要があります。
- ・チビッコホームの運営は、余裕教室の活用を基本としていますが、一部の施設については学校敷地内に建設されたプレハブ施設にて運営しているため、将来的には余裕教室への移設を検討する必要があります。

過去（平成28年度以降）に行った対策の実績

番号	年度	施設	実績
1	平成28年度	光明チビッコホーム	増設（単独施設）
2	平成28年度	八木北・大宮・春木チビッコホーム	増設（小学校内）
3	平成29年度	新条チビッコホーム	増設（単独施設）
4	平成29年度	朝陽チビッコホーム	増設（小学校内）
5	平成29年度	城内チビッコホーム	移転（単独施設→小学校内）
6	平成30年度	八木南チビッコホーム	増設（小学校内）
7	令和4年度	新条・城内チビッコホーム	増設（小学校内）
8	令和4年度	光明チビッコホーム	増設（幼稚園内）
9	令和5年度	常盤チビッコホーム	増設（単独施設）
10	令和6年度	城北チビッコホーム	移設（小学校内）
11	令和6・7年度	八木北小チビッコホーム	長寿命化改修時移設（小学校内）

今後の方向性

- ・『岸和田市子ども・子育て支援事業計画』に基づき、小学校の余裕教室等の活用を図りその解消に努めますが、状況によっては施設の増設等の必要があります。
- ・学校敷地内に建設されたプレハブ施設については、今後の利用状況や老朽度合いを見据え、将来的には、学校施設の余裕教室への移設を検討します。

6. 中学校

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
中学校	小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すこと。	11 施設	二次 (中学校区)

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況 (利用者数: 人)					配置状況 (中学校区)
			R3	R4	R5	R6	R7	
1	岸城中学校	9,414.00	626	629	631	666	636	岸城校区
2	野村中学校	8,502.00	278	261	242	215	219	野村校区
3	光陽中学校	9,065.00	399	406	424	421	403	光陽校区
4	土生中学校	8,221.00	494	464	436	415	435	土生校区
5	葛城中学校	8,513.00	231	215	217	193	182	葛城校区
6	春木中学校	8,568.00	476	471	464	463	443	春木校区
7	北中学校	8,300.00	439	430	381	369	402	北校区
8	久米田中学校	9,067.88	784	737	732	676	659	久米田校区
9	桜台中学校	8,751.00	696	726	706	719	715	桜台校区
10	山直中学校	8,029.00	500	480	480	475	471	山直校区
11	山滝中学校	6,051.00	106	106	115	103	105	山滝校区

③課題

- ・ 中学校は、文部科学省の『公立小学校・中学校適正規模・適正配置等に関する手引』において一定の集団規模の確保が重要視されているところ、本市においても、少子化による児童生徒の減少に伴い、地域によって学校の小規模化が進み、児童生徒の教育環境に様々な影響を及ぼしているため、学校ごとに一定の集団規模を確保するとともに、バランスの取れた学校配置を行い、より良い教育環境を整備していく必要があります。
- ・ 中学校は、築 40 年以上経過した建物が多く、改修等の時期が集中するため、改修費用の縮減や平準化を検討する必要があります。
- ・ 今後、長寿命化改修や改築を行う際には、将来の児童生徒数や余裕教室の状況等を踏まえ、適正な施設規模への減築について検討する必要があります。同時に、学校教育に支障がない範囲内で、住民ニーズ等に応じて、施設機能の複合化の可能性についても併せて検討する必要があります。

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

- ・ なし

今後の方向性

- ・ 課題を解消していくため、『岸和田市立小・中学校の適正規模及び適正配置基本方針』に基づき、適正化の取り組みを進めていきます。
- ・ 課題を解消していくため、「岸和田市学校施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化改修に重点を移した改修を実施し、改修費用の縮減及び平準化を図っていくとともに、地域の実情やニーズなどを踏まえて、学校施設が有効に活用されるよう、施設機能の複合化や余裕教室の活用などを検討します。

7. 高等学校

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
高等学校	高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。	1 施設	全域

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況（利用者数：人）					配置状況 (中学校区)
			R3	R4	R5	R6	R7	
1	産業高等学校	14,589.76	880	866	864	870	865	光陽校区

③課題

少子化に伴い、大阪府では府立高校の整理統合が進められています。（※1）

- ・岸和田市立産業高等学校は、スクールポリシーで「地域の産業界や社会と密接に連携し、専門分野の知識・技能を身につけた地域に有為な人材を育成する」と掲げています。

令和6年度の卒業生276人の進路を見ると、その4分の3（202人）が大学や専門学校へ進学し、約4分の1（69人）が就職しています。（アルバイト等もあることから進学者と就職者の合計と卒業生数は一致しない）
なお、就職した生徒のうち19名が、岸和田市内の事業所に就職しています。

※1 令和7年11月の「府立高校改革アクションプラン」では、2040年に想定する府立学校の数は、現在の136校から更に32校減り104校と示されています。

過去（平成28年度以降）に行った対策の実績

番号	年度	施設	実績
1	令和6年度	第2体育館	除却

今後の方向性

- ・中長期的な視点にたつて、多様な高等学校の形態を調査研究するとともに、産業高校の意義や役割などを踏まえ、将来のあり方について検討を行います。

8. 教育センター

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
教育センター	本市の教育の振興を図り、教育関係職員の研修、教育についての専門的又は技術的事項の調査及び研究、教育相談等を行うとともに、心理的・情緒的な理由で登校できない子どもたち等の活動に供する。	1 施設	全域

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況（利用者数：人）					配置状況 (中学校区)
			R2	R3	R4	R5	R6	
1	教育センター	630.00	7,225	5,192	5,661	5,942	6,689	葛城校区

※利用者数は、年間の実績が検証できる R6 年までを記載

③課題

- ・心理的・情緒的な理由で登校できない、もしくはしていない子どもたちが活動する『子どもサポートルーム「エスパル」』に通う、児童・生徒が増加しているため、教室が不足する可能性があります。

また、市内全域の児童・生徒を対象としているため、不足に対応して、別の場所に常設の施設を確保する場合は、児童・生徒、保護者の移動のしやすさを考慮する必要があります。

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

番号	年度	施設	実績
1	平成 28 年度	教育センター（集約化）	福祉総合センター内科学技術教育センター・教育相談室・適応指導教室を天神山幼稚園旧園舎に集約し、教育センター設置

今後の方向性

- ・『子どもサポートルーム「エスパル」』の活動室が不足する場合は、現在施設での確保可否や、必要機能、他施設の活用可否、児童生徒・保護者の交通手段、教職員の研修実施状況等の検証を行い、適切な場所での機能確保を検討します。

9. 公民館等

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
公民館等	市民の実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図るとともに勤労青少年をはじめ、広く青少年の福祉の向上と健全育成を図る。	18 施設 ※	二次 (中学校区)

※R8.3月末で2施設が供用廃止となり R8年4月1日から1施設が供用開始となるため、4月1日時点としています。

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況 (利用者数：人)					配置状況 (中学校区)
			R2	R3	R4	R5	R6	
1	市立公民館・中央地区公民館	2,458.24	20,450	22,281	32,730	36,349	39,998	岸城校区
2	ふれあい光陽公民館	802.40	-	-	-	-	-	野村校区
3	旭地区公民館	1,085.93	19,875	20,955	31,908	30,778	31,243	土生校区
4	天神山地区公民館	667.50	8,340	10,669	14,526	13,898	16,625	葛城校区
5	葛城地区公民館	651.03	7,004	6,931	8,914	10,589	10,766	葛城校区
6	葛城上地区公民館	369.62	897	1,056	988	1,354	2,213	葛城校区
7	市立公民館分館	1,359.27	12,473	16,746	25,164	29,596	31,583	春木校区
8	春木地区公民館・春木青少年会館	1,104.00	7,648	9,081	10,955	10,393	11,583	春木校区
9	大芝地区公民館	1,192.38	9,587	9,638	12,967	13,534	14,107	春木校区
10	大宮地区公民館	546.07	6,873	6,022	10,886	9,825	11,512	光陽校区
11	城北地区公民館	1,056.13	13,662	19,081	23,724	28,938	38,963	北校区
12	新条地区公民館	1,077.50	9,427	14,995	16,039	21,184	24,886	北校区
13	箕土路地区青少年会館	511.89	7,945	9,464	12,169	12,551	14,202	久米田校区
14	八木地区公民館	1,747.68	25,803	34,540	45,974	47,977	50,822	久米田校区
15	光明地区公民館	1,102.93	11,481	13,471	16,943	17,296	21,615	桜台校区

第二部 建築物系公共施設編

16	常盤地区公民館	2,244.43	31,463	34,639	42,786	46,584	48,549	桜台校区
17	山直地区公民館	2,112.95	14,383	45,035	36,524	38,996	40,793	山直校区
18	山滝地区公民館	848.78	6,174	5,976	8,603	11,447	11,261	山滝校区

※利用者数は、年間の実績が検証できる R6 年までを記載

※旧光陽地区公民館・旧久米田青少年会館は R8.3 月末で供用廃止となるが R8.4.1 時点で除却未実施

③課題

・公民館等は、市主催の講座・学級、市民の自主的な学習活動やグループ活動、地域コミュニティ活動のための会議、軽運動など様々な用途で利用されており、その機能の中には、他の施設で代替可能なものも含まれます。

また、公民館等の利用者は限定され、特定化される傾向にあり、社会情勢の変化に伴い利用者数が減少傾向にあります。

以上のような状況に加えて、施設も老朽化していることから、公民館のもつ機能、役割を整理のうえ、再編、他施設との複合化等の取り組みを進めていく必要があります。

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

番号	年度	施設	実績
1	令和元年度	大宮地区公民館	大宮青少年会館を廃止し、旧サン・アビリティーズ跡地へ移設し、旧女性センターと複合化（旧サン・アビリティーズ建物を活用し大宮地区公民館と男女共同参画センターの複合施設を再整備）
2	令和 7 年度	ふれあい光陽公民館	高齢者ふれあいセンター朝陽と光陽地区公民館を機能集約（高齢者ふれあいセンター朝陽と隣接する旧ふれあい朝陽デイサービスセンター建物を活用し、ふれあい光陽公民館を設置）
3	令和 7 年度	久米田青少年会館	久米田青少年会館を廃止し、山直地区公民館に機能統合

今後の方向性

・課題に対応していくため、『岸和田市立公民館及び青少年会館再編基本方針』及び『岸和田市立公民館及び青少年会館再編 第 1 期実施計画』に基づき、公民館等の再編に関する指針に沿って、公民館等の再編等の取り組みを進めていきます。

10. 図書館

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
図書館	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する。	6 施設	三次 (6 圏域)

※本館は全域

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況（貸出冊数：冊）					配置状況 (中学校区)
			R2	R3	R4	R5	R6	
1	図書館本館	2,339.46	225,426	210,183	220,841	224,405	218,559	岸城校区
2	旭図書館	247.03	110,628	108,321	118,564	114,492	113,351	土生校区
3	春木図書館	310.46	139,558	135,515	140,010	131,476	123,359	春木校区
4	八木図書館	487.35	85,285	83,917	89,828	86,991	85,388	久米田校区
5	桜台図書館	309.84	94,145	92,119	95,405	103,372	99,854	桜台校区
6	山直図書館	353.26	77,521	77,362	81,999	79,589	76,196	山直校区

※貸出冊数は、年間の実績が検証できる R6 年までを記載

※市民センター内の図書館については、市民センターの面積を按分して記載

③課題

- ・本館は、耐震性は有するものの、エレベータがなくバリアフリーに課題がある状況であり、施設設備の劣化が進行しています。また、駐車スペースが需要に対して充分整備されていない状況です。
- ・分館は、あり方を引続き検討する必要があります。

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

- ・なし

今後の方向性

- ・令和 4 年度に市教育委員会が策定した「岸和田市図書館のありかた」、「新図書館（本館）整備に向けた令和 5 年度検討報告書」、令和 6 年度作成の「新図書館（本館）整備に向けた構想検討【報告書】」を踏まえて、本館の再整備内容、管理運営方法、分館の役割を引続き検討します。

1 1. 自然資料館

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
自然資料館	身近な自然の多様さを学び、郷土の自然と自然保護への理解を深め、地球環境や生命について、関心を深めると共に、岸和田の自然について調査研究を行い、併せて各種の資料等を収集蓄積し、市民の活動に資する。	1 施設	全域

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況（利用者数：人）					配置状況 (中学校区)
			R2	R3	R4	R5	R6	
1	きしわだ自然資料館	1,596.34	13,943	16,458	21,172	22,487	25,038	岸城校区

※利用者数は、年間の実績が検証できる R6 年までを記載

③課題

- ・きしわだ自然資料館は、自然教育や自然環境保全の意義と自然資料館の貢献を再検証した上で、運営の合理化や複合化を含め、今後のあり方を検討する必要があります。

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

- ・なし

今後の方向性

- ・引き続き適正な維持管理と運営に努めますが、自然教育や自然環境保全の意義と自然資料館の貢献を再検証した上で、運営の合理化や複合化を含め、今後のあり方を検討します。

12. 体育館

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
体育館 (公園施設含む)	市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資するため並びに文化的な集会及び催物の場を提供する。	5 施設	全域

※南公園小体育館は一次

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況 (利用者数: 人)					配置状況 (中学校区)
			R2	R3	R4	R5	R6	
1	中央体育館	2,209.24	38,553	30,726	46,616	46,751	46,445	土生校区
2	総合体育館	11,300.00	144,429	159,665	206,087	229,320	238,520	光陽校区
3	中央公園管理棟	0.00※1	6,034	6,743	9,975	7,209	5,189	光陽校区
4	南公園小体育館	219.29	7,616	7,652	8,073	7,877	8,269	岸城校区
5	臨海会館	711.85	3,678	3,402	4,941	6,475	5,187	岸城校区

※心技館は除却未実施

※利用者数は、年間の実績が検証できる R6 年までを記載

※ 1 中央公園管理棟面積は中央公園プール棟と一括で計上されているためプール施設で計上

③課題

- ・中央体育館を含む体育施設について、総合体育館、公民館等の多目的室・体育室、学校施設の屋内体育施設等の利用状況の分析を踏まえ、他施設との複合化を含む再編の検討を行う必要がある。

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

番号	年度	施設	実績
1	平成 30 年度	春木体育館	除却
2	令和 5 年度	心技館	供用廃止

今後の方向性

- ・課題に対応していくため、『岸和田市立社会体育施設再編基本方針』に基づき、個別施設計画を策定のうえ、より一層、効率的・効果的な運営を進めるとともに、今後の人口動向や市民のニーズの変化に応じた施設保有数への再編を図ります。

13. プール

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
プール (公園施設含む)	広く市民特に青少年の心身の向上を図る。	13 施設	二次 (中学校区)

※中央公園プールは全域

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床 面積 (㎡)	利用状況 (利用者数: 人)					配置状況 (中学校区)
			R2	R3	R4	R5	R6	
1	葛城プール	81.90	0	0	732	0	0	葛城校区
2	今木プール	191.05	0	0	2,127	0	0	山直校区
3	桜台中学校プール	224.69	0	0	5,913	5,287	6,331	桜台校区
4	山滝プール	85.46	0	0	0	0	0	山滝校区
5	山直北プール	209.40	0	0	2,154	0	0	山直校区
6	春木プール	194.71	0	0	3,346	0	0	春木校区
7	城北プール	158.30	0	0	0	0	0	北校区
8	太田小学校プール	259.50	0	0	3,188	5,492	5,199	土生校区
9	朝陽プール	262.14	0	0	2,396	3,314	2,877	野村校区
10	八木北小学校プール	216.71	0	0	2,504	3,763	2,858	久米田校区
11	浜プール	187.00	0	0	2,423	2,661	2,683	岸城校区
12	野田プール	370.92	0	0	6,153	7,594	0	岸城校区
13	中央公園プール	1,834.00	0	0	31,312	36,560	35,872	光陽校区

※多くのプールは現在休止中であり、屋内プールの整備に向けた検討を進めています。

※利用者数は、年間の実績が検証できる R6 年までを記載

※中央公園プールは、中央公園管理棟面積を含む

③課題

- ・スポーツの多様化、少子化、紫外線や熱中症による健康被害への懸念から、市民プールの一般利用者数は減少し続けています。
- ・市民プールで実施している学校水泳授業には、天候により実施が左右されやすい、紫外線や熱中症による健康被害への懸念があるなどの課題があります。
- ・施設の大半が築40年以上を経過しており、プールサイドの劣化等の老朽化が著しく、開設できない市民プールもある状況です。

過去（平成28年度以降）に行った対策の実績

- ・なし

今後の方向性

- ・「岸和田市屋内プール整備運営基本計画」及び「岸和田市立社会体育施設再編第2期実施計画（市民プール編）」に基づき、屋内プールを整備します。屋内プールの供用開始に伴い、市民プール及び中央公園プールを廃止します。

14. 運動広場

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
運動広場等 (公園施設含む)	市民の健康と体力の増進を図るとともに文化的生 活向上の用に供する。	19 施設	全域

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床 面積 (㎡)	利用状況 (利用者数：人)					配置状況 (中学校区)
			R2	R3	R4	R5	R6	
1	葛城運動広場	122.50	14,628	17,896	16,379	17,643	18,745	土生校区
2	久米田公園運動広場	9.00	8,754	7,995	8,628	6,520	5,557	山直校区
3	牛ノ口公園運動広場	409.67	15,586	12,866	15,622	14,477	16,147	野村校区
4	春木運動広場	103.17	11,916	9,485	9,413	8,950	8,060	春木校区
5	八木運動広場	69.94	6,579	6,123	6,041	5,752	5,738	久米田校区
6	春木台場青少年広場	0.00	2,516	-	1,562	1,626	2,240	春木校区
7	菊ヶ池青少年広場	2.50	7,040	-	8,050	7,910	7,830	桜台校区
8	神楽目青少年広場	2.80	4,080	-	3,540	3,080	3,040	山滝校区
9	奥ノ池青少年広場	2.80	8,550	-	9,830	12,672	13,634	山直校区
10	臨海青少年広場	2.83	4,310	-	5,800	6,145	6,130	春木校区
11	鴨田池青少年広場	3.80	16,200	-	18,000	23,000	24,100	岸城校区
12	茂知谷青少年広場	30.95	194	-	225	136	438	葛城校区
13	大沢青少年広場	1.00	358	-	405	446	448	山滝校区
14	牛ノ口公園テニスコート	27.40	8,967	8,469	9,156	8,985	8,742	野村校区
15	野田公園テニスコート	17.50	6,871	6,503	7,813	7,686	7,825	岸城校区
16	春木台場テニスコート	5.50	1,263	1,251	1,067	1,056	1,228	春木校区
17	葛城テニスコート	20.00	7,205	7,081	8,414	8,164	8,508	土生校区

第二部 建築物系公共施設編

18	浜工業公園テニスコート	0.00	16,767	15,324	12,347	13,147	10,846	岸城校区
19	中央公園テニスコート	0.00	18,624	15,444	18,191	14,504	14,340	光陽校区

※利用者数は、年間の実績が検証できる R6 年までを記載

③課題

- ・平成 25 年度をピークに運動広場の利用は減少傾向にあり、テニスコートにおいては、平成 30 年度の利用が平成 16 年度のピーク時に比し半減していることから、適正な規模への再編の検討を行う必要があります。
- ・青少年広場は、2 施設で土地の賃借料が発生しているため、あり方を検討する必要があります。

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

- ・なし

今後の方向性

- ・課題に対応していくため、『岸和田市立社会体育施設再編基本方針』に基づき、個別施設計画を策定のうえ、より一層、効率的・効果的な運営を進めるとともに、今後の人口動向や市民のニーズの変化、適切な施設保有数への再編を図ります。

15. ホール・会館

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
ホール・会館	文化の創造を図り、交流の促進に資する。	3施設	全域

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況 (利用者数：人)					配置状況 (中学校区)
			R2	R3	R4	R5	R6	
1	文化会館	6,122.86	52,303	69,241	79,812	82,545	84,900	北校区
2	浪切ホール	27,030.83	130,819	371,198	404,582	452,513	433,173	野村校区
3	自泉会館	768.94	5,195	8,800	17,417	13,580	15,390	岸城校区

※利用者数は、年間の実績が検証できる R6 年までを記載

③課題

- ・文化会館及び浪切ホールは、建物自体の老朽化はもちろん、舞台装置等の特殊設備において劣化が著しい一方で、ホール・会館全体でみると市の財政規模に比して大きな施設規模を有している状況であるため、ホール・会館全体のあり方について検討する必要があります。

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

- ・なし

今後の方向性

- ・文化施設に必要な機能、規模を精査のうえ、中長期的な観点から類似機能をもつ施設の活用を検討し、総量縮減を前提とした文化施設・ホールの集約・複合化を検討します。
- ・自泉会館は、耐震性の問題はなく、国の登録有形文化財に指定されていることも踏まえて、岸和田城を含む一体整備の中で魅力ある施設として有効活用を図ります。

16. 高齢者関連施設

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
高齢者関連施設	市民福祉の向上を図る。	2 施設	一次 (小学校区)

※福祉総合センターは全域

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況 (利用者数: 人)					配置状況 (中学校区)
			R2	R3	R4	R5	R6	
1	福祉総合センター	5,755.04	164,226	140,732	217,034	218,212	222,865	岸城校区
2	市立浜老人集会所	62.20	661	935	913	959	933	岸城校区

※利用者数は、年間の実績が検証できる R6 年までを記載

③課題

・高齢者関連施設は、公民館等と機能、利用者層が類似、重複しており、和室等の諸室によっては稼働率が低位となっている場合があります。

・施設の老朽化に伴う大規模な修繕等が必要となる場合は廃止・集約も検討する必要があります。

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

番号	年度	施設	実績
1	平成 29 年度	福祉総合センター	建替え
2	令和 7 年度	高齢者ふれあいセンター朝陽（ふれあい光陽公民館）	機能集約（隣接する旧ふれあい朝陽デイサービスセンター建物を活用し、ふれあい光陽公民館を設置）

今後の方向性

・高齢者関連施設は、公民館等と機能、利用者層が類似していることから、施設の大規模改修、更新時には、近隣の類似機能をもった施設との機能集約・複合化を検討します。

・福祉総合センターについては、他施設の機能の集約・複合化も検討しつつも、基本的には施設を適切に保全し、長寿命化を図ります。

17. 保健福祉施設

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
保健・福祉施設	(保健センター)：市民の健康の保持及び増進を図り、もって市民の健康づくりに資する。 (泉州北部小児初期救急広域センター)：休日及び夜間における小児急病患者的の初期症状に係る診療を行う。	2 施設	全域

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況 (利用者数：人)					配置状況 (中学校区)
			R2	R3	R4	R5	R6	
1	岸和田市立保健センター	5,324.84	29,294	30,324	31,290	36,045	30,162	光陽校区
2	小児初期救急広域センター	424.19	3,739	5,953	9,087	12,694	9,526	北校区

※利用者数は、年間の実績が検証できる R6 年までを記載

③課題

- ・保健センター3階の一部について、デイサービスの利用がなくなり、現在利用されていない状況です。また3階を利用している消費生活センターは、新庁舎建設時には新庁舎に移転する予定であり、3階部分の有効活用が課題です。
- ・泉州北部小児初期救急広域センターは、土地が大阪府の行政財産、建物は岸和田市医師会との共有名義であり、施設の使用が本市単独のものではないため、施設の持ち方について検討する必要があります。

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

番号	年度	施設	供用実績
1	平成 29 年度	勤労者・障害者教養文化体育施設 (サン・アビリティーズ)	新福祉総合センターへ集約
2	令和 2 年度	消費生活センター	産業会館廃止に伴い、消費生活センター を保健センター内に移転

今後の方向性

- ・保健センターは、保健衛生政策の拠点施設であり、少子化対策としての多様な事業に対応するため、3 階施設の有効活用を検討します。また、定期的な適正保全・長寿命化 を行うとともに、維持管理費の軽減を図ります。
- ・泉州北部小児救急広域センターは、大阪府、岸和田市医師会との間で、適正な維持管理に努めます。また、施設の使用が本市単独のものではないことから、施設の持ち方について今後のあり方を検討します。

18. 公営住宅

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
公営住宅	健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること。	13 施設	全域

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況 (利用世帯数：世帯)					配置状況 (中学校区)
			R3	R4	R5	R6	R7	
1	下野町住宅	658.58	15	13	11	11	11	野村校区
2	岸野住宅	2,470.44	28	27	26	25	24	野村校区
3	あけぼの住宅	3,966.98	46	51	48	51	49	光陽校区
4	山下住宅	4,121.83	59	61	62	60	59	土生校区
5	松風住宅	5,780.94	67	65	64	64	62	春木校区
6	八幡住宅	3,814.88	47	47	48	46	45	春木校区
7	下池田住宅	510.99	11	8	7	7	7	久米田校区
8	五月ヶ丘住宅	788.38	14	13	11	10	10	久米田校区
9	松ヶ丘住宅	7,074.40	84	80	78	77	76	久米田校区
10	八木住宅	898.58	7	6	6	6	5	久米田校区
11	尾生住宅	2,146.42	27	27	28	26	27	桜台校区
12	(桜ヶ丘住宅) ※	110.62	0	0	0	0	0	桜台校区
13	桜台住宅	4,207.90	64	65	68	64	63	桜台校区
14	岡山住宅	280.90	6	5	5	5	5	山直校区

※桜ヶ丘住宅は一部集会室 (110.62 ㎡) のみ使用中

③課題

・公営住宅は、ストックの状況や社会情勢の変化に伴い、以下の課題に取り組む必要があります。

- 木造住宅の老朽化・滅失化への対応
- 経年劣化が進む耐火造住宅への対応
- 小規模な住戸への対応
- 安全性等に問題のあるストックの対応
- 高齢者等への対応
- 敷地条件等に対応した効率的な活用
- 屋内外設備等の改善

過去（平成 28 年度以降）に行った対策のうち、廃止・集約・複合化の実績

番号	年度	施設	実績
1	平成 28 年度	桜ヶ丘住宅	廃止（桜台住宅に集約）
2	平成 29 年度	野田住宅	廃止
3	平成 30 年度	藤井町住宅	廃止
4	令和 2 年度	山下住宅	建替え
5	令和 2 年度	神須屋住宅	廃止（山下住宅へ集約）
6	令和 2 年度	上松住宅	
7	令和 6 年度	大宮住宅	廃止

※下野町住宅、岡山住宅、下池田住宅、五月ヶ丘住宅は木造住宅であり、順次除却を実施中。

今後の方向性

・『岸和田市営住宅ストック総合活用計画』に基づき、住宅ストックの効率かつ円滑な更新を図るため、長寿命化に資する予防的な管理や改善事業等の計画を定め、目標管理戸数及び財政状況を踏まえながら課題への対応に取り組んでいきます。

19. 観光施設

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
観光施設	歴史や文化遺産に関する情報提供や学習を通じ本市における観光、文化及び地域の振興に資すると共に、総合的なまちづくり活動の拠点や市民生活の潤いと憩いの場を提供することにより地域住民等の交流を図る。	5 施設	全域

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況 (利用者数：人)					配置状況 (中学校区)
			R2	R3	R4	R5	R6	
1	岸和田だんじり会館	2,305.92	11,950	11,453	26,641	36,843	39,379	岸城校区
2	まちづくりの館	202.76	7,423	7,523	13,936	13,971	11,572	岸城校区
3	二の丸広場観光交流センター	371.96	8,072	25,596	47,902	93,020	121,589	岸城校区
4	岸和田城	1,211.31	25,212	24,530	46,433	44,178	47,645	岸城校区
5	五風荘	1,620.19	15,692	22,870	32,932	36,978	33,968	岸城校区

※利用者数は、年間の実績が検証できる R6 年までを記載

③課題

- ・岸和田城は、耐震対策を図る必要があります。
- ・岸和田城は、バリアフリー対策を図る必要があります。

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

番号	年度	施設	実績
1	令和元年度	牛滝温泉やすらぎ荘	廃止

今後の方向性

- ・観光施設は、城周辺の観光資源を一体的に活用するべく、引き続き民間活力を図り、施設を有効活用し、集客施設として適正に維持管理します。
- ・岸和田城については、「岸和田城天守閣耐震対策基本計画」に基づき、適切な耐震対策、文化財の展示、観光活用等を推進します。

20. 産業振興施設

※産業会館及び労働会館は廃止しており、現在供用している施設はありません。

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

番号	年度	施設	実績
1	平成 28 年度	労働会館	廃止
2	令和 2 年度	産業会館	廃止

2 1. 農業関連施設

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
大沢山荘	本市の農業構造改善事業の一環として、地域における農林業の振興、農林業後継者の育成及び市民の自主的な社会教育活動の振興を図ることを目的として研修、集会その他多目的の利用に供する。	1 施設	一次 (小学校区)

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況 (利用者数: 人)					配置状況 (中学校区)
			R2	R3	R4	R5	R6	
1	大沢山荘	348.36	470	674	1,357	2,763	1,848	山滝校区

※利用者数は、年間の実績が検証できる R6 年までを記載

③課題

- ・大沢山荘は、林業者が減少し、農林業施設としての機能よりも社会教育拠点としての側面が大きくなってきているため、今後のあり方を検討する必要があります。

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

- ・なし

今後の方向性

- ・近隣に公共施設がなく、当面の間維持しますが、将来的にはコミュニティ機能を有する施設等、今後のあり方を検討します。

2.2. 男女共同参画センター

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
男女共同参画センター	市民の学習機会の提供、活動の支援等を行うことにより、市民の教養の向上を図り、もって男女共同参画社会その他のより良い地域社会の形成に寄与すること。	1 施設	全域

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況（利用者数：人）					配置状況 (中学校区)
			R2	R3	R4	R5	R6	
1	男女共同参画センター	957.14	6,463	8,231	14,134	13,217	14,047	光陽校区

※利用者数は、年間の実績が検証できる R6 年までを記載

③課題

- ・再編後の諸室の稼働率が低位で推移しており、施設を多用途に供し、有効に活用することを検討する必要があります。

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

番号	年度	施設	実績
1	令和元年度	女性センター（現男女共同参画センター）	・旧サン・アビリティーズ跡地へ移設 ・旧大宮青少年会館と複合化

今後の方向性

- ・施設は新築ではなく前施設をリニューアルしたものであるため、喫緊に大規模な改修等を行う必要はないものの、長期的に使用して行くため、適正な施設の維持管理を行い、施設を多用途に供し、有効に活用することを検討し、施設機能の更なる充実、活用を図ります。

23. 消費生活センター

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
消費生活センター	消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安定と向上に資する情報の提供、相談等を行う。	1 施設	全域

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況（利用者数：人）					配置状況 (中学校区)
			R2	R3	R4	R5	R6	
1	消費生活センター	116.64	1,379	1,379	1,262	1,274	1,083	光陽校区

※利用者数は、年間の実績が検証できる R6 年までを記載

③課題

・なし

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

番号	年度	施設	実績
1	令和 2 年度	消費生活センター	保健センターへ移設

今後の方向性

・施設は現在、保健センター内の一室を事務室として利用しています。特に消費生活センター単独の施設は必要としませんが、市民や業者との相談業務が中心となるので、市役所新庁舎で必要スペース等を確保し、業務を行います。

24. 駐車場

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
駐車場	道路交通の円滑化と自動車利用者の利便増進を図り、市民の利便性向上と地域経済の振興に資する。	3 施設	全域

※リハーブ東岸和田駐車場は三次（6圏域）

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況（利用者数：人）					配置状況 (中学校区)
			R2	R3	R4	R5	R6	
1	市営旧港地区立体 駐車場	7,764.86	39,833	-	-	-	-	野村校区
2	市営駐車場	69.66	3,996	5,979	6,718	7,077	7,897	岸城校区
3	リハーブ東岸和田 駐車場	2,203.45	-	-	-	-	-	土生校区

※利用者数は、年間の実績が検証できる R6 年までを記載

③課題

- ・駐車場に関して、併設する施設の運営状況と合わせて必要性を検討し、必要な施設規模を確保する必要があります。

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

- ・なし

今後の方向性

- ・市営旧港地区立体駐車場は、ホール・会館のあり方を踏まえた管理運営等を検証します。
- ・市営駐車場は、機械化の導入等、今後の効率的な運営について検討します。

25. 自転車等駐車場（駐輪場）

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
自転車等駐車場 (駐輪場)	鉄道駅周辺における自転車等の駐車秩序を確立し、 自転車等利用者の駐車の手便を図る。	11 施設	三次 (6 圏域)

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況（利用者数：人）					配置状況 (中学校区)
			R2	R3	R4	R5	R6	
1	市営岸和田駅2号 自転車等駐車場	1,265.03	562	528	538	544	514	岸城校区
2	市営岸和田駅3号 自転車等駐車場	1,956.94	431	381	390	367	354	光陽校区
3	市営岸和田駅4号 自転車等駐車場	729.00	412	409	396	375	324	光陽校区
4	市営下松駅自転車 等駐車場	1,579.85	655	638	661	665	648	桜台校区
5	市営久米田駅南自 転車等駐車場	20.08	237	218	209	200	153	久米田校区
6	市営久米田駅北自 転車等駐車場	18.77	330	338	337	386	326	久米田校区
7	市営春木駅西自転 車等駐車場	13.47	359	341	328	320	309	春木校区
8	市営春木駅東自転 車等駐車場	1,223.94	450	427	439	446	461	北校区
9	市営東岸和田駅自 転車等駐車場	13.51	1,426	1,515	1,650	1,864	1,797	土生校区
10	市営和泉大宮駅東 自転車等駐車場	21.97	65	71	79	80	84	光陽校区
11	市営蛸地蔵駅自転 車等駐車場	0.00	77	25	25	13	14	岸城校区

※利用者数は、年間の実績が検証できる R6 年度までの月平均を記載

③課題

- ・自転車等駐車場は、公共交通機関の利用者の増減や、民間の駐輪場について駅前付近の狭小地等での設置が進み増加傾向にあるため、施設規模の適正化について検討する必要があります。

2

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

番号	年度	施設	実績
1	令和 3 年度	蛸地蔵駅自転車等駐車場	・移設 ・無人化施設を導入（旧施設は解体）
2	令和 5 年度	岸和田駅 4 号自転車等駐車場 春木駅西自転車等駐車場 久米田駅南自転車等駐車場	無人化施設を導入 無人化施設を導入 無人化施設を導入
3	令和 6 年度	下松駅自転車等駐車場	借地 3 筆を代替地 1 筆と交換済

今後の方向性

- 1) 規模の適正化
- 2) 機械化による人員削減
- 3) 借地の自転車等駐車場
 - ア) 規模の見直しによる縮小化
 - イ) 土地の確保、購入、土地交換
 - ウ) 施設の移転、廃止等

以上について調査研究し、効率的な運営を目指します。

26. 本庁舎

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
本庁舎	地方自治法第4条第1項に規定する事務所。	5施設	全域

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	配置状況 (中学校区)
1	市役所旧館新館	9,815.55	岸城校区
2	分室(公用車庫)	246.30	岸城校区
3	職員会館(市役所分館)	989.53	岸城校区
4	市役所別館	4,346.16	岸城校区
5	市役所第二別館	943.12	岸城校区

③課題

- ・本庁舎は、施設の状況や社会情勢の変化に伴い、以下の課題に取り組む必要があります。

老朽化・耐震性能不足／分散化・狭あい化／ユニバーサルデザインへの配慮／セキュリティ性能の確保

- ※老朽化のなかで特に経年劣化が進んだ電気設備(低濃度 PCB 含有)や空調設備は、庁舎機能の維持、執務環境、エネルギー効率の面で深刻な問題を抱えており、更新が喫緊の課題となっています。

過去(平成28年度以降)に行った対策の実績

- ・なし

今後の方向性

- ・課題を解消していくため、『岸和田市新庁舎整備基本計画(令和7年度)』に基づき、庁舎の建替えを推進します。

27. 市民センター

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
市民センター	健康でより文化的な生活をめざして、近隣社会における生活環境の整備を進めるとともに、市民の自発的なコミュニティ活動の拠点。	5 施設	三次 (6 圏域)

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	配置状況 (中学校区)
1	東岸和田市民センター	土生校区
2	山直市民センター	山直校区
3	春木市民センター	春木校区
4	八木市民センター	久米田校区
5	桜台市民センター	桜台校区

※市民センターは、図書館・公民館・サービスセンターの3つの機能を持つ施設であり、面積や利用人数は、機能別にそれぞれの施設類型で記載しています。

③課題

- ・春木市民センターは、土地建物の賃借料や施設の維持管理に係る負担金が発生していますが、これらの費用の、施設を保有した場合に必要な建物の保全費用、維持管理費用との比較、再整備候補地の有無、必要となる機能を検討する必要があります。

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

- ・なし

今後の方向性

- ・春木市民センターは、土地建物の賃借料や施設の維持管理に係る負担金が発生していますが、これらの費用の、施設を保有した場合に必要な建物の保全費用、維持管理費用との比較、再整備候補地の有無、必要となる機能の検討を踏まえて、再整備の必要性がある場合は、地域において果たす役割を整理し、他施設との複合化も視野に入れ、整備内容を検討します。

28. 支所・サービスセンター

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
支所・サービスセンター	市長の権限に属する事務を分掌させる。	6施設	三次 (6圏域)

※山滝支所は一次（小学校区）を対象圏域とする。

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	利用状況（利用者数：人）					配置状況 (中学校区)
			R2	R3	R4	R5	R6	
1	東岸和田サービスセンター	129.64	19,975	17,083	15,355	11,617	10,934	土生校区
2	春木サービスセンター	127.24	33,669	28,264	25,582	21,878	19,294	春木校区
3	八木サービスセンター	144.09	15,635	13,195	12,269	10,488	9,356	久米田校区
4	山直サービスセンター	142.59	19,129	17,305	15,709	12,668	10,553	山直校区
5	桜台サービスセンター	255.17	19,314	16,647	15,513	12,288	10,933	桜台校区
6	山滝支所	158.00	3,404	3,730	3,735	3,378	3,145	山滝校区

※利用者数は、年間の実績が検証できる R6 年までを記載

③課題

- ・山滝支所は、土地建物の賃借料が発生しているため、他施設との機能統合も含め、検討する必要があります。

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

- ・なし

今後の方向性

- ・山滝支所は、土地建物の賃借料が発生しているため、他の施設類型も含めた施設の利用状況、設置経緯を踏まえながら、他の施設の再配置の検討と合わせて、機能統合、複合化等を検討します。

29. 消防庁舎

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	供用施設数	対象圏域
消防庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・消防組織法第9条第1号に規定する消防本部及び同条第2号に規定する消防署。 ・消防組織法第9条第3号に規定する消防団の拠点施設。 	8施設	三次 (6圏域)

※消防本部・消防署本書の対象圏域は全域

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	配置状況 (中学校区)
1	消防本部・消防署	4,066.30	桜台校区
2	岸城分署	608.00	岸城校区
3	春木分署	211.25	春木校区
4	山直分署	259.80	山直校区
5	八木出張所	259.64	北校区
6	東葛城分団拠点施設	26.88	葛城校区
7	山滝分団拠点施設	26.88	山滝校区
8	ゆめみヶ丘防災センター	1,407.45	山滝校区

③課題

- ・春木分署及び八木出張所は、大阪府道岸和田牛滝山貝塚線（磯之上山直線）が開通したことにより区内往來のために要する時間が大幅に短縮されたことに伴い、それぞれの位置関係が消防力の重複となり、非効率的な配置となっているため、効率的な配置を検討する必要があります。
- ・山直分署の老朽化・劣化が進行しています。

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

番号	年度	施設	実績
1	平成 28 年度	岸城分署	現地建替え
2	令和 6 年度	東葛城出張所	ゆめみヶ丘防災センター整備により廃止

今後の方向性

- ・消防力重複による非効率な配置解消のため、春木分署及び八木出張所の消防力を維持することを前提として統合について検討します。
- ・老朽化・劣化が進んでいる山直分署については、移転を前提に入れ建替えを検討します。

30. その他の公用施設等

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	施設数
その他の公用施設等	(1)～(29)、(31)、(32)に掲げる施設類型のいずれにも属さない施設。(公用施設)	14 施設

②施設状況・配置状況

番号	施設名	延床面積 (㎡)	配置状況 (中学校区)
1	ゆめみヶ丘岸和田事務所	235.14	山滝校区
2	愛彩ランド(便所)	14.87	山滝校区
3	環境整備事務所	1,361.80	土生校区
4	環境事務所別館(旧廃棄物減量推進課事務所)	958.51	土生校区
5	環境事務所別館(教育委員会事務室)	166.50	土生校区
6	廃棄物処理施設(ストックヤード)	15.75	葛城校区
7	岸和田シルバー人材センター事務所	263.80	岸城校区
8	久米田靖霊殿・管理事務所	191.29	久米田校区
9	岸和田市観光案内所	28.00	岸城校区
10	撤去自転車等専用駐車場管理事務所	6.05	春木校区
11	学校給食センター	3,241.88	山滝校区
12	こども家庭応援部倉庫兼文化財収蔵庫(旧旭保育所)	709.71	土生校区
13	スカウト会館	46.22	岸城校区
14	水防団倉庫(9施設)※	349.35	-

※水防団倉庫は、各拠点に設置されているものの合計面積を記載

③課題

・なし

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

番号	年度	施設	実績
1	令和 7 年度	旧文化財収蔵庫（春木小学校横）	廃止・除却（旧旭保育所をこども家庭応援部倉庫兼文化財収蔵庫に転用）
2	令和 7 年度	旧こども家庭応援部倉庫（旧いながわ療育園）	

今後の方向性

- ・適正な施設の維持管理を行います。ただし、施設の老朽化・劣化状況を踏まえて、建替えが必要となる場合は、廃止・他施設との集約、複合化を検討します。

3 1. 競輪場

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	施設数	対象圏域
競輪場	自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、岸和田市財政への寄与を図る。	2 施設	全域

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	配置状況 (中学校区)
1	競輪場	23,410.40	春木校区
2	サイクル会館	3,952.24	春木校区

③課題

- ・サイクル会館は、築約 40 年が経過しているため、施設の老朽化に対応する必要があります。

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

番号	年度	施設	実績
1	平成 30 年度～令和 3 年度	競輪場	・大規模改修（走路（バンク）の大規模改修、選手管理棟建替え、サイドスタンド耐震改修、早朝前売り棟新設、メインスタンド内リニューアル等）

今後の方向性

- ・財政状況等を勘案した上、サイクル会館の建替えを検討します。

32. 病院

現状と課題

①施設状況・配置状況

施設類型	位置づけ等	施設数	対象圏域
病院	市民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。	1 施設	全域

②施設状況・配置状況*

番号	施設名	延床面積 (㎡)	配置状況 (中学校区)
1	病院	34,267.08	久米田校区

③課題

- ・病院は、開設してから約 30 年が経過しているため、医療機器や施設の老朽化に対応する必要があります。また、あわせて建替えについても検討していく必要があります。

過去（平成 28 年度以降）に行った対策の実績

- ・なし

今後の方向性

- ・医療機器は、必要性や費用対効果を勘案し、医療ニーズに適した機器の計画的な購入・更新をすすめていきます。
- ・施設整備は、耐用年数と現状を勘案しながら、緊急性のあるものを優先的に実施していきます。また、あわせて建替えについても検討していく必要があります。

第三章 計画の推進（建築物系公共施設）

1. 庁内体制の整備

これまで、建築物系施設について、「公共施設庁内検討委員会」にて施設所管課からの施設データ等を基にした課題の整理と分析を行い、本計画の策定をはじめとした持続可能な公共施設の維持管理に取り組んできました。

着実に公共施設マネジメントの取り組みを進めるために、部門横断的な対応を行い、庁内の合意形成を円滑に進めることのできる組織体制の構築を検討します。



2. 市民との連携の推進

公共施設は市民のみなさんの身近な施設であり、維持管理は税金により賄われています。今後も適切に維持管理していくために、取り組みの方向性の検討あるいは施設の維持管理運営において、市民のみなさんにも参加していただき、ともに考え、行動していきたいと考えています。

今後も引き続きみなさんとともに議論することで、より地域の実情や特性に応じた施設の整備や管理運営が実現するものと考えております。



3. 民間事業者との連携推進

取り組みを進めるには、行政だけでなく、民間事業者と連携し、必要なサービスを提供していくことが不可欠です。公共施設等の整備および維持管理・運営においては、DBO や PFI をはじめとする、民間活力の導入により、コストの削減やサービスの質の向上あるいは付加価値の創出等が期待できます。

民間事業者との連携を進めるためには、適切に情報を提供し、民間のアイデアやノウハウを取り入れるなど新しい公共と民間の連携のかたちを構築する必要があります。



4. 広域連携の推進

公共施設等の老朽化や必要なサービス・機能を維持するといった課題は、本市だけの課題ではなく、国や大阪府や他の自治体にとっても共通の課題です。このため、今後の人口減少等を考慮すると、市域を超え、周辺自治体や大阪府との広域連携により、サービス・機能維持を検討することも必要です。

現在、本市の建築物系公共施設では、令和3年3月から消防通信指令センター（消防本部内設置）を忠岡町と協議会方式で共同運用している他、斎場については、令和8年4月から貝塚市と、一部事務組合方式により運営することとなっています。



5. 取り組みスケジュール

計画期間が20年間と長期にわたる計画であることから、計画期間内において、国の制度変更や人口動向をはじめとする社会経済情勢の変化、これに伴う総合管理計画等各種計画の改定、見直しの可能性があります。その時点での状況を適切に反映し、必要に応じて本計画を見直すこととします。

なお、本計画の今回の改定（R8.3月）の後は、本計画の内容を踏まえて、施設のあり方の検討、個別施設計画の策定・改定の取り組みを進め、公共施設の機能と量の最適化を推進します。

なお、必要となる保全費用や施設の保全に投入することができる財源の規模については、物価上昇や財政状況の変化も考えられることから、5年を目途に再確認することとします。



第三部 インフラ・プラント系施設編

第 I 章 施設の現状と維持管理に係る基本方針

1. インフラ・プラント系施設の現状

(1) 施設の保有量

インフラ系・プラント系の施設は市民生活の基盤であるとともに、経済活動や国土保全の重要な基盤として整備を進めてきました。本市においても、人口増加に伴い様々なインフラの整備を進め、今日では一定の整備水準を確保するに至っています。しかしながら、まだ必要なサービス水準に達していないインフラもあることから、限られた財源のもとで、老朽化が進んだインフラの改修や更新の一方で、必要なインフラの整備を進めることが求められています。

施設の種類によってはすでに「長寿命化計画」などの計画を策定し、予防保全型等の維持管理により安全性の確保とともに、コスト縮減に取り組んでいます。

【保有量の推移】

種別		主な施設	①R7 改訂時	②H27 策定時	推移量 ①ー②
道路	道路	総延長 (km)	578	560.0	18.0
	その他施設	立体横断施設、照明、交通安全施設、街路樹等			
橋梁	橋梁	橋梁数	238	230	8
		総延長 (m)	2,598.00	2,550.00	48.0
河川	河川・水路	河川数	19	19	0
		河川総延長 (km)	28.56	28.56	0
公園	都市公園・児童遊園 等	個所数	311	302	9
		総面積 (ha)	165.35	113.27	52.1
	その他施設	遊具、便益施設、舗装等			
農林業用施設	土地改良施設	農業用排水 水防ため池 (個所数) ※改訂時は防災重点農業用ため池を集計	185	80	105
		農道施設 岸和田校区農業用道路延長 (m)	1,080.00	1,079.00	1.0
	林道施設 林道	総延長 (km)	32.89	32.89	0
消防水利施設	消火栓・防火水槽	公設消火栓 (栓数)	5,404	5,282	122
		公設防火水槽 (基数)	176	164	12
下水道	管路	延長 汚水管 (km)	618.30	583.00	35.3
		雨水管 (km)	265.00	251.00	14.0
		合流管 (km)	48.00	48.00	0.0
		総延長 (km)	922.00	882.00	40.0
	処理場	施設数	4	4	0
	ポンプ場	施設数	5	5	0
し尿処理施設	処理場	施設数	1	1	0

※防災重点ため池の選定基準が見直されたため、計画策定時より大幅に増加しています。

※平成 30 年度末時点で資産調査を行い、管路区分の見直しと延長を再集計した際に生じた増減を含んでいます。

(2) 老朽化の状況

【府内のインフラ・プラント系資産の減価償却率一覧】

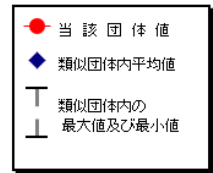
	団体名	減価償却率
1	枚方市	93.3%
2	交野市	88.1%
3	岸和田市	83.6%
4	田尻町	82.2%
5	千早赤阪村	81.0%
6	池田市	80.5%
7	河内長野市	79.4%
8	豊中市	77.9%
9	藤井寺市	77.9%
10	阪南市	77.6%
11	忠岡町	77.5%
12	寝屋川市	77.5%
13	能勢町	73.4%
14	羽曳野市	71.3%
15	豊能町	71.2%
16	高槻市	70.9%
17	大東市	70.8%
18	東大阪市	70.4%
19	泉南市	70.0%
20	八尾市	69.7%
21	茨木市	69.7%
22	堺市	69.2%
23	門真市	68.3%
24	熊取町	68.0%
25	守口市	67.6%
26	大阪狭山市	67.0%
27	大阪市	66.1%
28	柏原市	65.9%
29	吹田市	65.3%
30	太子町	64.8%
31	高石市	64.6%
32	富田林市	63.5%
33	貝塚市	63.4%
34	四條畷市	62.7%
35	泉佐野市	60.0%
36	松原市	58.3%
37	泉大津市	57.9%
38	河南町	57.1%
39	岬町	56.6%
40	和泉市	54.7%
41	島本町	46.0%

本市のインフラ・プラント系施設の老朽化率は、府内団体と比較して高い傾向にあり、府内の平均値と比較して 13.8%も高い数値となっています。

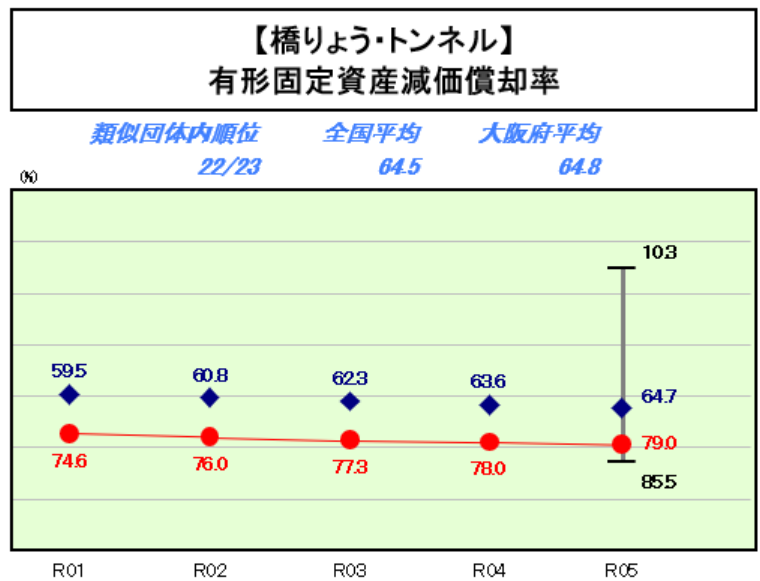
建築物系公共施設の老朽化率がおおむね府内の平均と同水準(本市 65.9%・府内平均 64.5%)であることから、本市では特にインフラ・プラント系施設の更新が追いついていない状況であるといえます。

中でも、橋梁・トンネルは、類似団体(人口や産業構造に基づいて分類された類似団体)の平均を大きく上回っており、適切な維持管理等の判断を早急に行う必要があります。

府内平均値 69.8%



【橋りょう・トンネル減価償却率の類似団体比較】



(引用：財政状況資料集)

(引用：総務省 HP R5 財務書類に関する情報)

2. 維持管理・更新等に係る費用

本市が保有するインフラ系、プラント系公共施設を対象に、向こう30年間における維持管理・修繕、改修・更新等に係る経費の見込みについて算定しました。

個別施設計画が策定されたこと、一定の対策実績が蓄積されたこと等を踏まえ、従来の算定方法である耐用年数経過時に単純更新する維持管理経費見込みに対し、長寿命化等の個別計画を踏まえた経費見込みとして見直しました。

算定条件は本算定結果の最終項に記載のとおりです。

【試算の前提条件】

- ・①インフラ・プラント系施設を耐用年数経過時に単純更新した場合（従来手法）
 - ・②インフラ・プラント系施設を長寿命化等の個別計画を踏まえた場合（計画的手法）
- の費用を算出し、比較します。
- ・下水道施設は、計画的手法の費用のみを試算

○更新費等のシミュレーションの定義

【維持管理・修繕】

施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

【改 修】

公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

【更 新】

老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

本試算において、予防保全等の維持修繕計画や更新計画、長寿命化が未策定の施設については総務省が推奨する「一般財団法人 地域総合整備財団<ふるさと財団>公共施設等更新費用試算ソフト」を準用し、以下の条件により試算しています。尚、本計画で想定する更新費等について個別の計画等を策定している施設については今回の改定で反映しています。また、下水道については管路施設、プラントともアセットマネジメントを実施し、実際の更新費等を算出しています。

【シミュレーション単価の考え方】

《改修・更新費用》

- (1) 舗装：岸和田市道路舗装修繕計画
- (2) 橋梁：岸和田市橋梁長寿命化修繕計画
- (3) 道路付属物、農林業用施設、し尿処理施設：直近5カ年の平均実績値
- (4) 公園：施設更新計画、「一般財団法人地域総合整備財団<ふるさと財団>公共施設等更新費用試算ソフト」での単価を準用
- (5) 河川・水路、消防水利施設：施設更新計画+直近5カ年の平均実績値
- (6) 下水道管渠・プラント：下水道ストックマネジメント計画

《維持管理・修繕費用》

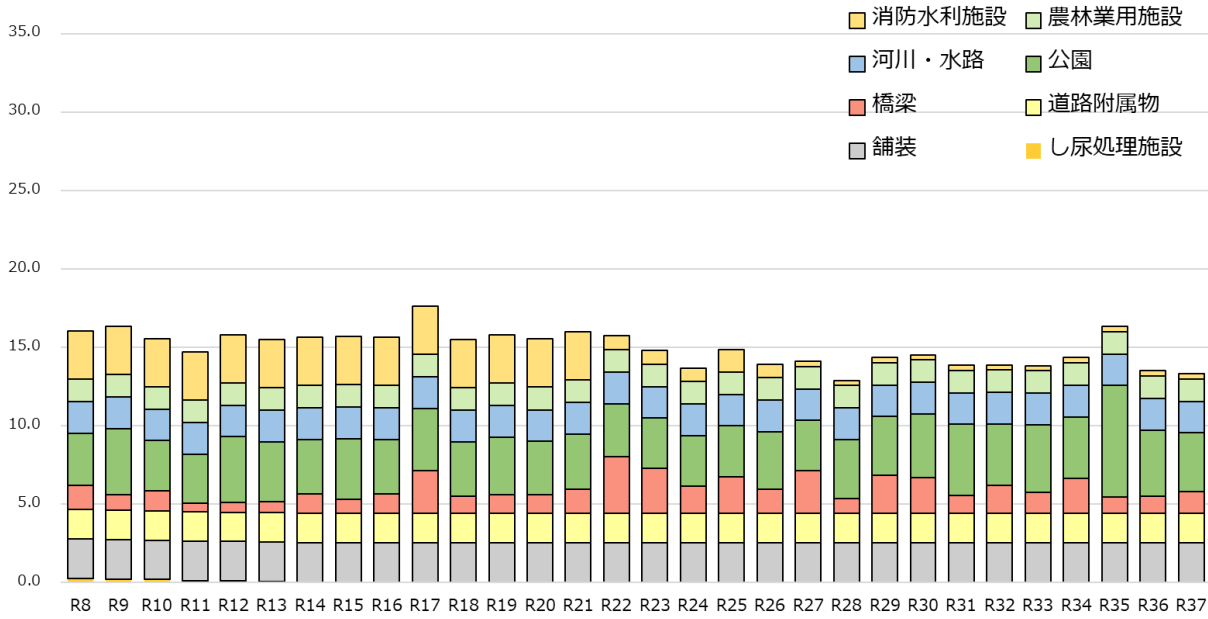
- (7) 舗装、橋梁、道路付属物、公園、河川・水路、農林業用施設、消防水利施設、し尿処理施設：直近5カ年の平均実績値
- (8) 下水道管渠・プラント：下水道ストックマネジメント計画
- (9) 維持管理費：直近5カ年（令和2年度～令和6年度）の平均実績値
- (10) 投資的経費：直近5カ年（令和2年度～令和6年度）の平均実績値

【試算結果】

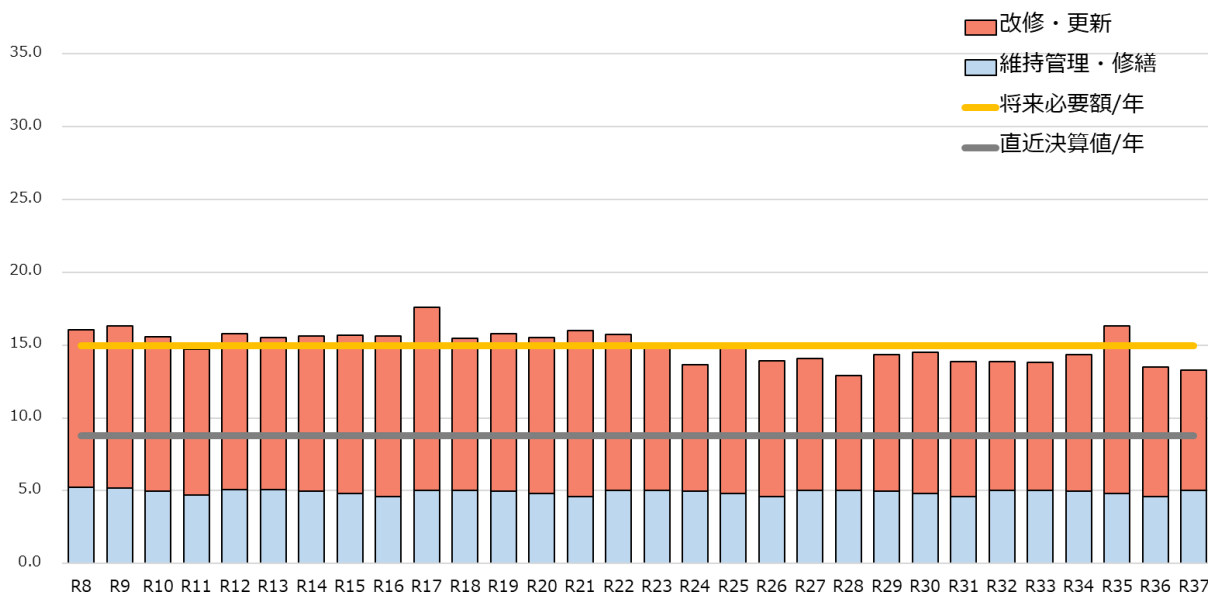
① 耐用年数経過時に単純更新した場合（従来手法）の維持管理経費の見込み（一般会計）

下水道関連施設を除くインフラ施設（一般会計）を維持するために必要な保全費用は、耐用年数経過時に単純更新した場合（従来手法）、今後30年間の合計が約449.1億円、1年あたり約15.0億円必要となる見通しです。

・施設分類別維持補修経費の見込み（総事業費）



・費用別維持補修経費の見込み（総事業費）



第三部 インフラ・プラント系施設編

3

施設の現状と維持管理に係る基本方針

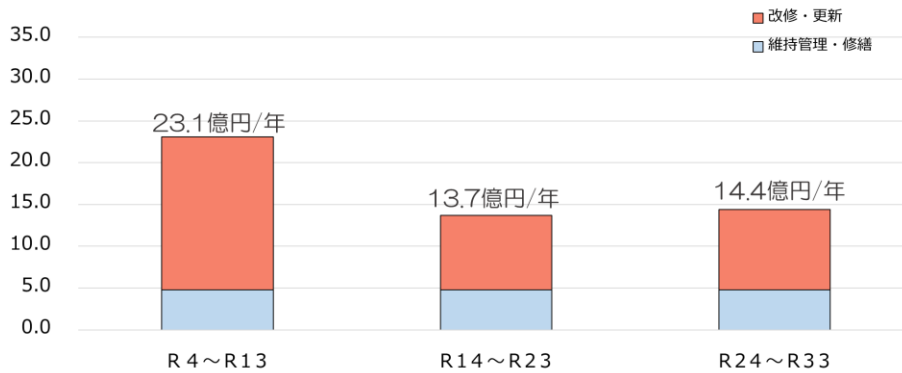
なお、従来手法によるインフラ施設（一般会計）の今後 30 年間の必要額において 10 年毎の経費の推移を見ると、当初 10 年間（令和 8 年度～令和 17 年度）では年平均約 15.9 億円を必要とします。その期間をピークとして、その後はコストが徐々に減少に向かい、30 年間の後期においては年平均約 14.1 億円から 15.0 億円で推移する見通しです。

令和 3 年度改定時の試算では、従来手法によるインフラ施設の直近 30 年間の必要額を、約 512.0 億円と試算していましたが、その後の個別施設計画や長寿命化計画の推進により、令和 7 年度時点の試算では、約 449.1 億円となりました。

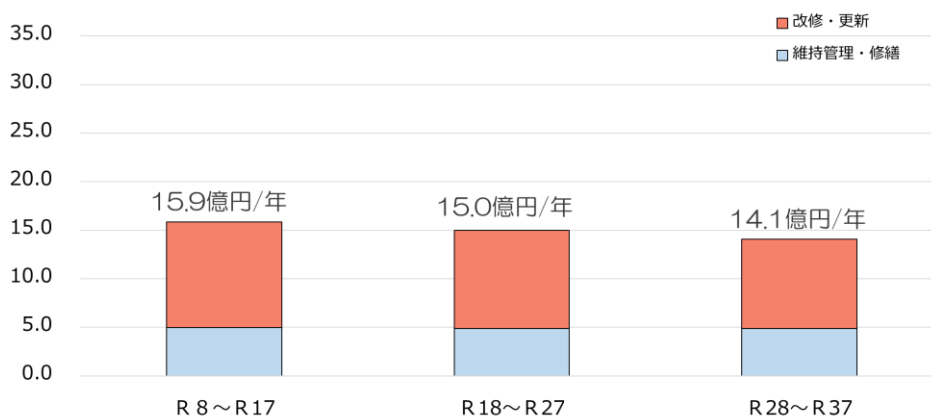
また、本市の保全費用の実績及び令和 7 年度財政計画に計上されている普通建設事業費と維持補修費の実質的な財政負担額より算出した、今後インフラ・プラント系施設の保全に充当できる財源の水準（6.4 億円/年）と比較すると、年平均で、5.6 億円/年不足するという試算となります。

・ 1 年あたりの維持管理経費平均必要額の推移（総事業費 10 年毎）

（参考：令和 3 年度改定時点）



（令和 7 年度改定時点）

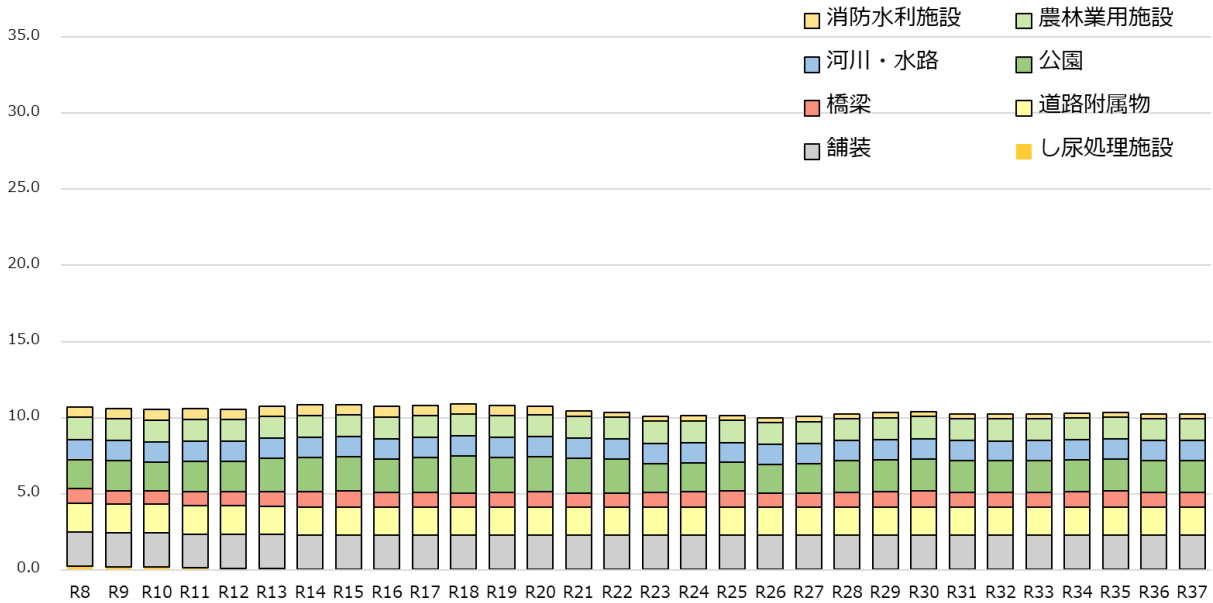


従来手法保全費用	うち、国・府の 特定財源除く	本市が負担できる財源規模水準	不足額
15.0 億円/年	12.0 億円/年	6.4 億円/年	5.6 億円/年

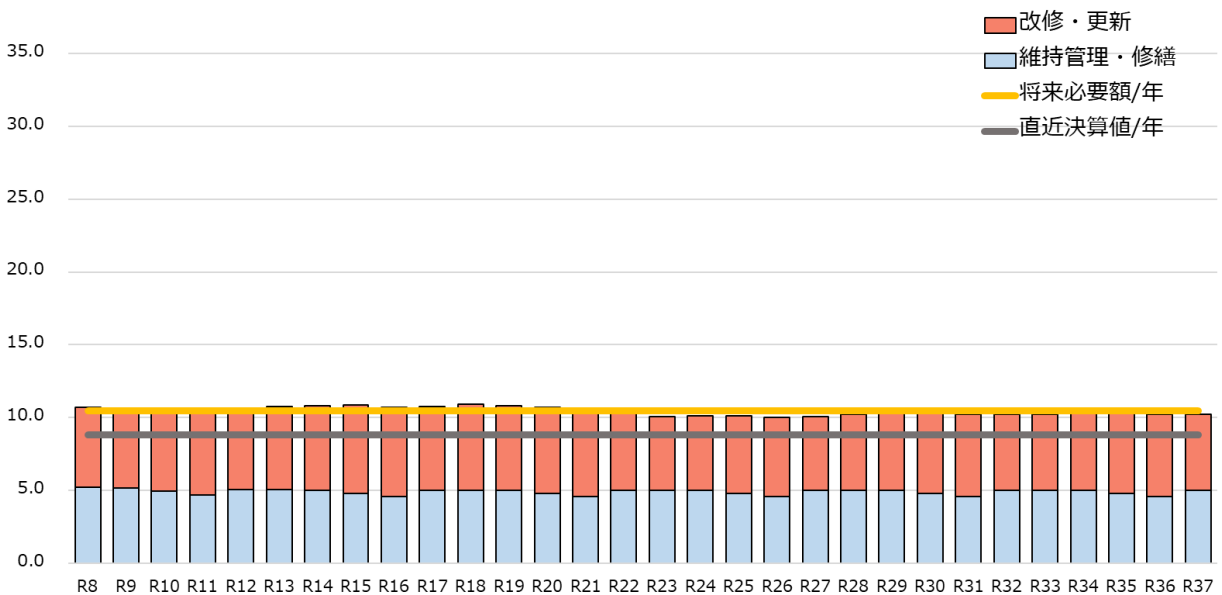
② 長寿命化等の個別計画を踏まえた場合（計画的手法）の維持管理経費の見込み（一般会計）

従来の単純更新の考え方に対し、長寿命化等の個別計画を踏まえた場合（計画的手法）は今後 30 年間の合計が約 313.3 億円、1 年あたり約 10.4 億円の維持管理経費となる見通しです。（維持修繕計画や更新計画、長寿命化が未策定もしくは従来手法による施設を一部含む）

・施設分類別維持補修経費の見込み（総事業費）



・費用別維持補修経費の見込み（総事業費）



第三部 インフラ・プラント系施設編

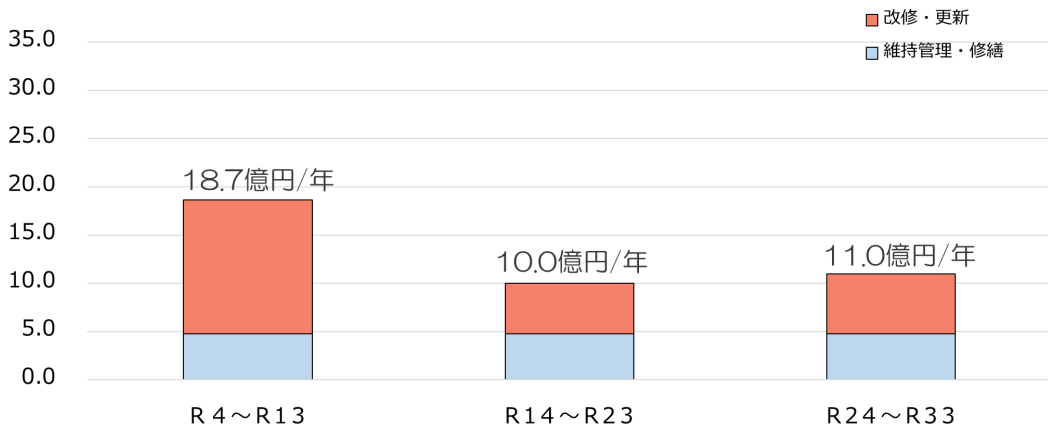
なお、計画的手法によるインフラ施設（一般会計）の今後30年間の必要額において10年毎の推移を見ると、当初10年間（令和8年度～令和17年度）では年平均約10.7億円必要とします。

その後もコストは横ばいの傾向であり、30年間の後期においては年平均約10億円で推移する見通しです。

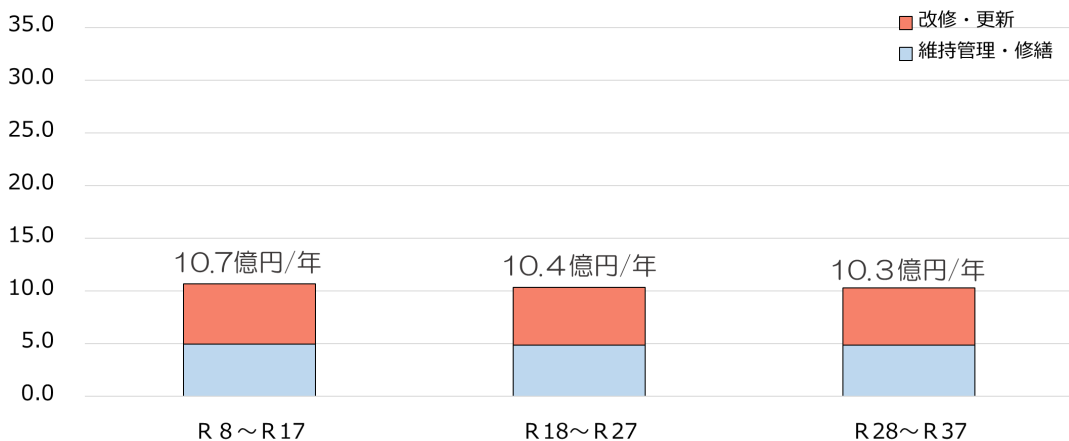
令和3年度改定時の試算では、計画的手法によるインフラ施設の直近30年間の必要額を、約396.9億円と試算していましたが、その後の個別施設計画や長寿命化計画の推進により、令和7年度時点の試算では、約313.3億円となりました。これまでの取り組みにより一定の費用削減効果が現れていますが、本市の保全費用の実績及び令和7年度財政計画に計上されている普通建設事業費と維持補修費の実質的な財政負担額より算出した、今後インフラ・プラント系施設の保全に充当できる財源の水準（6.4億円/年）と比較すると、年平均で、2.4億円/年不足するという試算となります。

・1年あたりの維持管理経費平均必要額の推移（総事業費10年毎）

（参考：令和3年度改定時点）



（令和7年度改定時点）



計画的手法	うち、国・府の 特定財源除く	本市が負担できる財源規模水準	不足額
10.4 億円/年	8.8 億円/年	6.4 億円/年	2.4 億円/年

【インフラ系施設の10年毎の維持管理経費必要額及び対策の効果額】

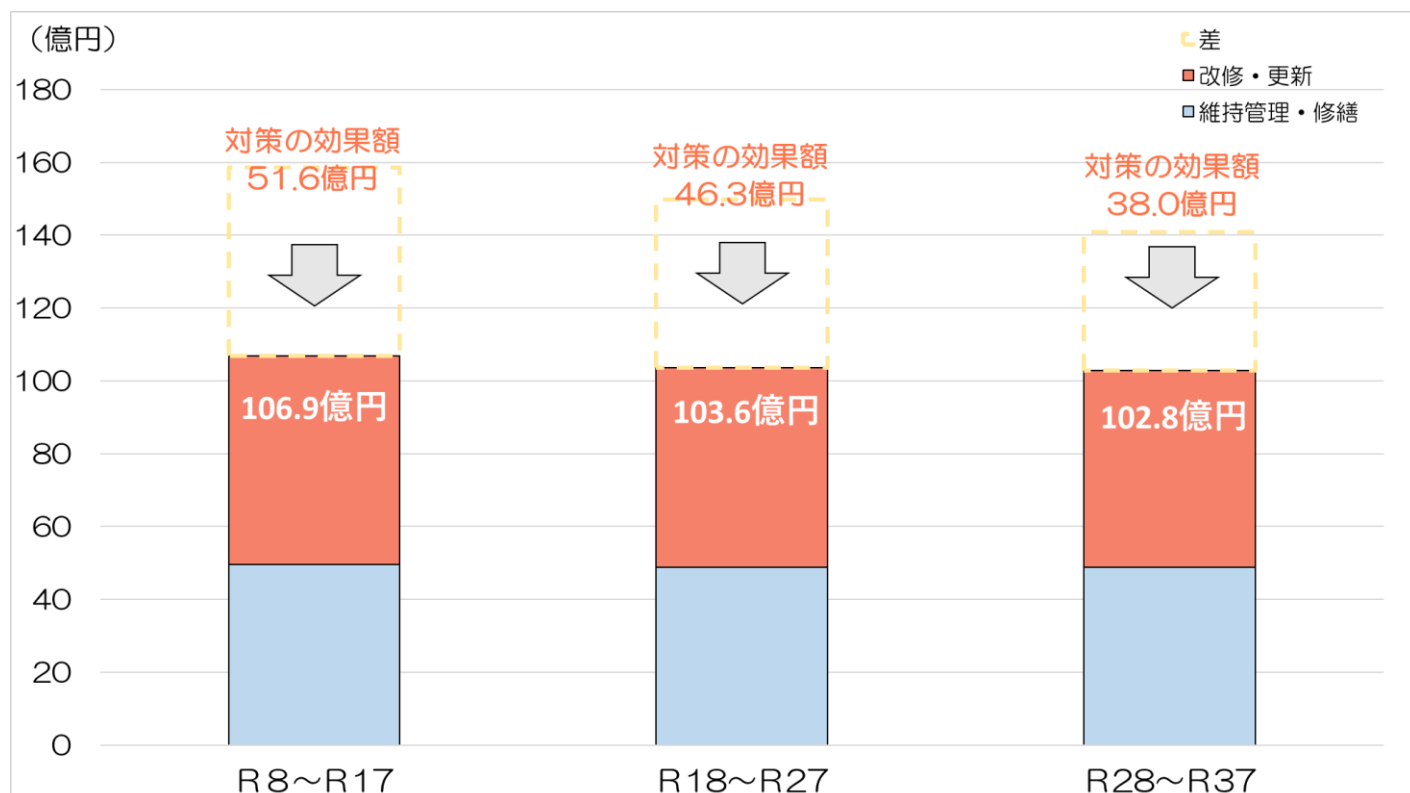
計画的な予防保全を踏まえた施設管理が推進されることにより、耐用年数経過時に単純更新した場合（従来手法）に比べ30年間で135.8億円のコスト縮減が図られる見込みです。

・従来手法と計画的手法の比較（総事業費）

（億円）

期間	単純更新（従来手法） ①	長寿命化（計画的手法） ②	効果額 ①-②
R8～R17	158.5	106.9	51.6
R18～R27	149.8	103.6	46.3
R28～R37	140.8	102.8	38.0
合計	449.1	313.3	135.8

※差引の差異は、四捨五入によるもの



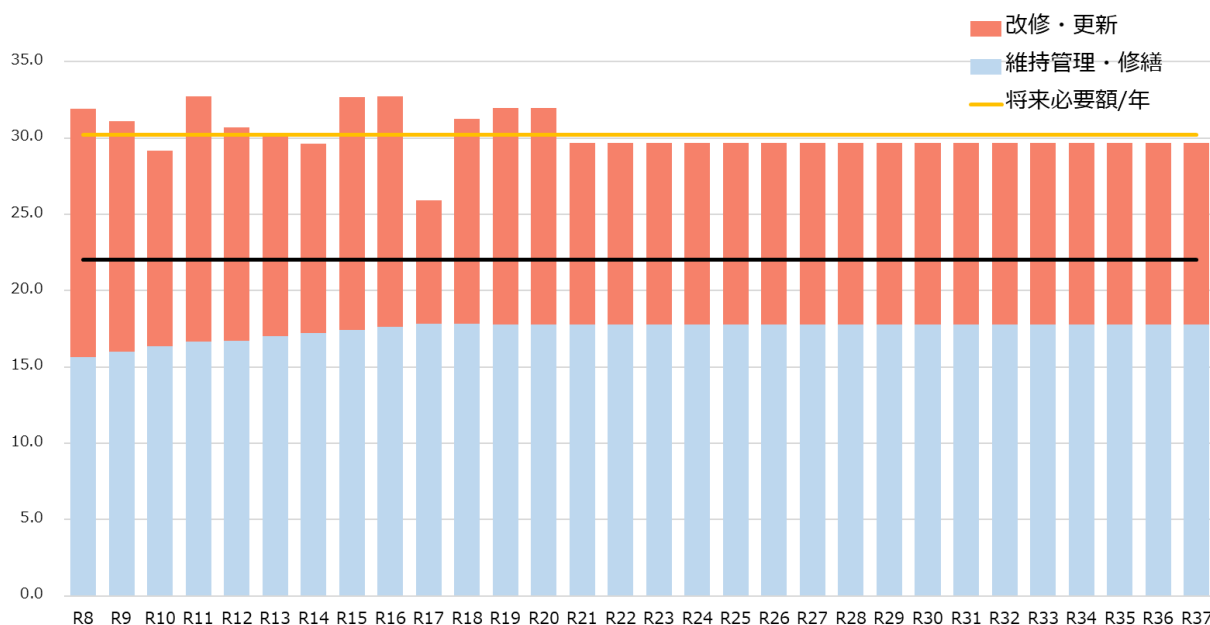
【下水道施設の維持管理経費の見込み】

一方、企業会計である下水道施設については、ストックマネジメントを導入し、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理しています。

また、下水道施設の全ての施設を維持するために必要な保全費用は、今後 30 年間の合計が 906.5 億円、年間 30.2 億円必要となります。

現在投じている下水道施設に係る維持管理経費と比べると、直近 5 年間の年平均決算値が約 22 億円となり、約 1.4 倍必要であるという算定となります。

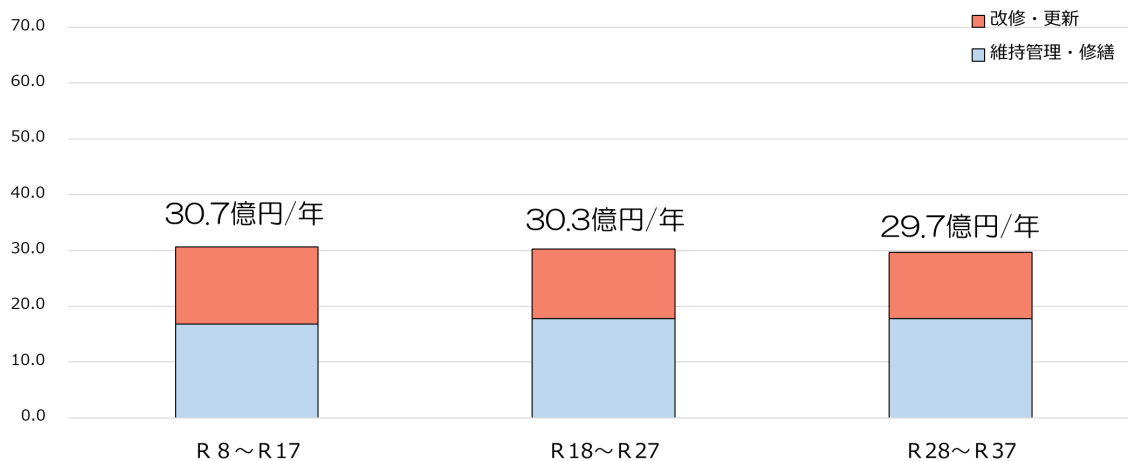
・下水道施設の維持管理経費の見込み



3 施設の現状と維持管理に係る基本方針

・1年あたりの維持管理経費平均必要額の推移（10年毎）

下水道施設（企業会計）の今後30年間の必要額において推移を見ると、中長期の更新計画に基づき平準化されているため、10年ごとの年平均額は約30億円前後で推移する見通しです。



以上により本市が保有する公共施設のうち、インフラ系、プラント系の全てを維持するのに現在、予防保全や更新計画を踏まえた計画的手法による場合の必要な保全費用として、今後30年間の合計が1,219.8億円、1年あたり約40.7億円必要となります。これに対し、直近5年間の決算状況のうち、インフラ系、プラント系に係る維持管理経費を見ると年平均約30.8億円です。現在投じている経費に比べ、年平均で約9.9億円不足し、約1.3倍必要であるという結果となります。

3. 維持管理に係る基本方針と展望

本市では、以下に掲げる3つの方針に沿って、インフラ・プラント系施設の適切な管理に長期的に取り組めます。

①計画的保全による長寿命化の推進

インフラ・プラント系の施設は、性質上、削減や集約できる施設は限定的であるため、保有量の削減目標は設定せず、技術的に効果の高い工法の採用や包括的な発注方式など効率的な維持管理手法の検討によりトータルコストの縮減、平準化への取り組みに努めます。

点検結果等に基づいた必要な対策を、適切な時期に着実かつ効率的・効果的な実施を目指すとともに、「メンテナンスサイクル」の構築を推進します。

②適切な財源活用の推進

インフラ系・プラント系においては、複合化・集約化や用途変更、廃止等が困難なことから、社会資本整備総合交付金等の財源確保により必要な老朽化対策や整備を行います。公営企業会計で運営されている施設は、今後も独立採算による健全性確保を基本に、老朽施設の更新や新規整備など必要な投資を実施します。

③効果的・効率的な維持管理・運営の実現

インフラ系・プラント系においては、土木工事等の減少による若手職員の経験不足に加え、退職によるベテラン職員の減少により技術力の低下が懸念されるため、府、市町村、大学等との連携による維持管理に関する情報及びノウハウの共有や研修等の積極的な参加によって、技術連携や人材育成に取り組めます。また、維持管理ノウハウのマニュアル化や施設状況に関するデータベース化等、組織としての知識や共有化により合理的で良好な維持管理を行う体制づくりを推進します。

今後の展望

限られた予算と人員の中で新設から維持管理まで一体的なインフラマネジメントを推進し、将来にわたり持続可能な都市基盤の形成を目指します。国が推進する地域インフラ群再生戦略マネジメント等の視点を踏まえ、庁内の多分野連携や府（県）等との垂直連携、近隣自治体等との広域連携など、新たな実施体制の検討を進めます。

第Ⅱ章 施設類型ごとの現状と今後の方針

1. 道路・橋梁

現状と課題

①施設概要

本市が管理（保有）する道路は、令和7年3月末現在で総延長約578km、総面積約349万㎡となっています。当初に整備された舗装は、寿命（耐用年数）が来るまでに下水道整備に伴い更新されましたが、令和8年になると舗装後30年以上経過するものが5割以上となります。一方、現在も新規道路整備が続いており、民間開発によって新設された道路の帰属など本市が管理する道路は年々増加しています。

道路橋は令和7年3月現在で橋梁数238橋、総延長2,598mとなっています。老朽化の現状として令和7年になると建設後50年以上経過するものが5割を超える状況です。（建設年度不明橋梁は推定で算入）

また、道路・橋梁・立体横断施設並びに道路照明、防護柵などの交通安全施設、街路樹等の管理も行っています。

②施設の維持・更新状況

道路舗装については平成25年度に主要路線78kmに対し、国土交通省総点検実施要領（案）に基づき、路面の状態を把握するため実施した路面性状調査の結果を踏まえ、補修路線および区間を抽出し、補修優先順位を定めた舗装修繕計画を策定しました。また5年に1度を目処として令和元年度に対象路線を従来の主要路線及びそれらを結ぶネットワーク路線89kmとし、同様に路面性状調査を実施し計画を更新しました。この更新計画に基づき、施設の維持・更新を実施しています。

橋梁については橋梁調査点検の結果をもとに主要橋梁に関して「橋梁長寿命化修繕計画」を平成25年度に策定しました。橋梁の重要度、劣化度を勘案した優先順位を定め、施設の維持・修繕を実施しています。

また平成26年7月の道路法施行規則の改正により5年に一度の近接目視点検が義務化されたことを受け、平成27年から30年に全233橋の定期点検・診断を実施し、その結果をもとに令和元年に全ての道路橋を対象に長寿命化修繕計画を更新しています。

その他の点検として、日常の巡視パトロールの他、道路総点検として平成25年度に照明・標識の点検を実施し、また平成26年度より道路反射鏡の点検も実施しており、診断の結果、損傷度が高く転倒の恐れのある施設から優先的に維持・更新を実施しています。

また、街路樹については適宜、剪定等の維持管理を行っています。

③施設台帳管理

施設管理台帳については、道路台帳・道路付属施設台帳及び橋梁台帳を整備し、現在は適宜、更新を行って

います。通報・事後保全記録については、管理台帳と地図を連動させた GIS を用いて管理しています。また、道路台帳、基準点管理、法定外明示、道路占用許可についても GIS を活用し、電子データでの管理を行っています。

④コスト対策

道路について、日常のパトロール業務を一括委託することで、コスト削減に努めています。橋梁については、長寿命化対策の実施により、今後 30 年間の LCC を約 9.4 億円削減することが可能であると試算されています。

⑤市民協働

平成 16 年度から、参加団体（地元自治会・企業等ボランティア等）が市管理道路の一部を活動区域として定め、本市と協力し美化活動に取り組む事業である「岸和田ファミリーロード・プログラム」を開始し、令和 7 年 3 月現在、60 団体が認定団体として道路の美化活動（清掃活動）や植樹・育樹を実施しています。

今後の方向性

道路を取り巻く環境は日々変化しており、本市についても必要に応じて各種計画を見直す等、将来の都市のあり方や社会情勢を考え、長期的な視点に基づいた道路整備を実施します。

○施設管理

- ・道路利用者の安全かつ円滑な交通を確保するため、道路施設毎に定期的に点検・診断を実施し、事故を防止すると共に施設の健全度を把握します。
- ・主要路線の舗装補修は、5 年に 1 回の見直しを基本とするため、路面性状調査の再調査を実施し、その結果を舗装修繕計画に反映していきます。また、主要路線以外の生活道路等の舗装については、補修の必要性、優先順位、時期等を判断した上で効率的な維持補修を実施します。
- ・橋梁については 5 年に 1 回の定期点検が省令化されたことを受け、本市においても近接目視による点検調査を継続的に行い、その結果を橋梁長寿命化修繕計画に反映し、その計画に基づき橋梁を補修します。また、長期にわたりその機能を維持し続けるためには、地震動等への対策も必要となることから、橋梁の重要度を勘案して耐震性能や事故に対する安全性能を向上させる取り組みも併せて進めます。
- ・新技術を活用した不可視部分の点検・調査（道路陥没を未然に防ぐための道路路面下の空洞調査など）の導入を検討します。
- ・「岸和田ファミリーロード・プログラム」の推進により地元自治会・企業等のボランティア団体と協力し、継続的な道路の美化活動の増進を図ります。

○コスト対策

- ・長寿命化や、予防保全型の管理を行う等、点検結果に基づいた計画的な施設管理を実施し、予算の平準化とともに、LCCの削減を行っていきます。
- ・新材料・工法等の新技术についての情報収集に努め、それらを導入することで、維持管理・更新等の費用の低減を図ります。

2. 河川

現状と課題

①施設概要

本市が管理している河川は、以下のとおりです。

	本数	延長 (km)
普通河川	19	28.56
準用河川	3	3.23

また、上記河川の他に水路（青線水路・用悪水路等）や、大規模出水に対応するための調整池（全9箇所。うち3箇所については排水ポンプあり。）の管理も行っています。

②施設の維持・更新状況

施設の劣化や疲労等の経年的な損傷に加えて、降雨・地震等の自然災害や、人的な事故等に起因する短期間に発生する損傷によってその健全性が左右されることから、当該損傷個所については点検等により現状を把握し、適切な機能を回復することを基本に施設維持を行っています。また日常管理にあたってはパトロールや住民からの通報により施設の点検をし、適宜改修を行っています。

③施設管理

住民からの通報、改修記録（内容・位置等）は、GISを利用し管理、蓄積を行っています。また、調整池の排水ポンプについては委託により施設点検を行っており、排水機能保全に努めています。

また今後、より適切な施設管理を行っていくために、河川台帳の整備・更新を実施します。

④コスト対策

各施設において軽微な破損が発見された場合は、破損が大きくならないうちに修繕を行う等、施設の長寿命化を行っています。また水路パトロール委託業務によって、維持管理費の縮減を図っています。

今後の方向性

○施設管理

・毎年、出水期前及び渇水期の適切な時期に点検を実施し、必要に応じて修繕等の措置を講じる予防保全型管理を行うことで、治水安全のより一層の確保を図ります。

- ・施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるコストの縮減効果が限定的である施設については、事後保全型維持管理を行い、経済性・効率性に鑑みながら、必要に応じて改修計画等を策定します。
- ・河道の確保および施設保全を図るため、河床の浚渫を適宜行います。

○コスト対策

- ・予防保全型の管理を行う等、点検結果に基づいた計画的な施設管理を実施し、予算の平準化とともに、LCCの削減を行っていきます。
- ・新材料・工法等の新技术についての情報収集に努め、それらを導入することで、維持管理・更新等の費用の低減を検討していきます。

3. 公園

現状と課題

①施設状況・整備状況

本市が条例に定める市民一人当たり公園敷地面積は 10 m²となっています。一方、令和 7 年 3 月末現在の岸和田市が管理する公園面積は、都市計画公園が 119.88ha、その他都市公園が 38.62ha であり、市民一人当たりの都市公園面積は 8.52 m²となっています。この値は、大阪府民一人当たりの都市公園面積を上回っておりますが、一人当たり公園面積の全国平均である 10.8 m²を下回っている状況です。

本市では、都市公園を補完する空間として、児童遊園が 4.88ha、ちびっこ広場が 1.97ha あります。また、民間開発によって新設された公園の帰属もあり、市の管理する公園面積は年々増加しています。老朽化状態については、既に 8 割以上の公園が開設後 30 年以上経過しており、遊具、施設の老朽化が進行しています。

②施設の維持・更新状況

市内の公園について、指定管理者制度を導入し、指定管理者による公園施設の点検を月に 1 回実施しています。その他、市民からの通報による事後保全型管理を行っている状況です。

③施設台帳管理

公園管理については「公園管理システム」の構築を進めています。一方、通報・事後保全記録は、紙媒体による記録・整備となっており、これらの電子化を検討中です。また、指定管理者が実施した作業記録の電子管理や、本市内部での維持管理情報の共有も考えており、それらシステムの確立が課題です。

④市民協働

公園の維持管理等は指定管理者制度を導入しています。加えて、地元町会・市民ボランティア等の地域コミュニティと協働することで、地域のニーズをくみ取りながら、ふれあいある公園づくりを実施するとともに、公園清掃や樹木の剪定、花の植付け等を行っています。

今後の方向性

将来の都市のあり方や、近年の健康志向の増加等の社会的ニーズ、その他災害時の一時避難場所といった公園の持つ複合的な機能を捉え、岸和田市みどりの基本計画に基づき社会情勢や利用状況など地域の実情に応じて公園及び公園施設の集約、再編、統廃合により機能分担を図り魅力ある都市緑地整備を実施します。

○施設管理

- ・定期的に、構造物、遊具等毎に点検・診断を実施し、事故を未然に防止すると共に、施設の健全性の把握により、事前の修繕・改修による長寿命化を実施します。
- ・公園美化ボランティア登録制度を推進し、市民と協働で公園管理を行うことにより、地域コミュニティの更なる活性化に寄与します。

○コスト対策

- ・長寿命化や、予防保全型の管理を行う等、点検結果に基づいた計画的な施設管理を実施し、予算の平準化とともに、LCCの削減を行います。
- ・耐久性の高い素材等、施設の長寿命化が実現できる新たな技術、材料、製品の活用を検討し、LCCの削減を図ります。
- ・地域の実情に応じた公園機能の再編等により、施設の集約、更新等を進めます。

4. 農林業用施設（ため池、林道等）

現状と課題

①施設概要

本市に存在する農業用ため池は、令和7年3月末現在で、344箇所（内防災重点農業用ため池185箇所（令和7年3月31日現在）、林道は全23路線、32.9kmとなっています。その他、農道施設、農業用水路等の整備も行っています。

②施設の維持・更新状況

施設について、所有者、管理者並びに機能診断、補修及び更新を行う対策事業実施者が異なることが多いという特徴があります。

【ため池】

・点検

多くは地域の水利組合等により管理されているため、日常管理について基本的な考え方を示した大阪府の「ため池管理の手引き」を使用し、適切な管理・点検の活動を推進しています。また、水利組合や集落のため池管理者は、高齢化が進み適正な点検を行う技術力や労働力が低下している現状です。

・診断

定期的な点検により施設の劣化・損傷の程度や原因を把握し、改修の必要性を判定します。

・補修・更新

点検により確認された劣化・損傷の程度が小さい場合は管理団体で損傷部分の補修を行い、老朽化により堤体の安全性能が低下し、改修の必要性があると判断された場合は、国及び府の補助事業により改修を促進します。

・多面的機能の維持

ため池は、本来、農業水利や地域防災としての役割を果たす施設ですが、他にも、生物の生息・成育の場の保全、住民の憩いの場の提供など、多面的な機能を有しています。多面的機能を維持するためには農業水利の受益者以外が管理へ参加することが求められています。

・耐震診断・ため池ハザードマップの活用

下流への影響の大きいため池について耐震診断を行うとともにハザードマップの作成を進め、令和6年度に完成しました。耐震診断の結果や地域の危険箇所の分布を掲載したハザードマップの作成により、防災機能向上のための施設整備を検討します。

【林道、農道】

・点検・診断

橋梁の点検は定期的を実施していますが、その他の施設については定期的な点検・診断が実施されていないものが多く、また、施設の点検について、法令等では定められていないため、正確な施設状況の把握がされていない状況です。

・補修、更新

不具合が発生した箇所について、本市や受益者団体などの管理者の判断で、随時補修や更新を行っています。

③施設管理

・防災重点ため池点検調査

梅雨期を前に、大阪府と市町村が合同で防災上重要なため池の点検調査を実施しています。ため池からの漏水の有無や草刈りがされているかなど管理の状態を点検し、災害の未然防止を図っています。

・施設台帳整備

農林業用施設（農道・水路・林道）台帳の整備を実施中です。

④コスト対策

補修については、使用の実態に即した構造とし、過大な施設とならないようにすることでコスト削減を行っています。

今後の方向性

○施設管理

- ・重要な構造物毎に、定期的に点検・診断を実施し、事故を防止すると共に、施設の健全度を把握し、耐震診断等でNGとなったため池については低水位管理を行い、場合によっては改修を実施します。また、主要林道については側溝等の詰まりによる逸水から路肩崩壊を引き起こさないよう維持管理を行います。

- ・構造物の点検や診断が、非破壊検査等によって、より容易に実施可能となった場合は導入を検討します。

- ・引き続き施設管理を行う地元組織への援助を行います。

○コスト対策

- ・長寿命化や、予防保全型の管理を行う等、点検結果に基づいた計画的な施設管理を実施し、予算の平準化とともに、LCCの削減を行っていきます。

第三部 インフラ・プラント系施設編

- ・新材料・工法等の新技术についての情報収集に努め、それらを導入することで、維持管理・更新等の費用の低減を図ります。
- ・新設や改修、修繕等の際には、LCC の概念を基準に、より長期利用できる材料や工法の選択など、トータルコストの削減に努めます

3

5. 消防水利施設

現状と課題

① 施設状況・整備状況

岸和田市が管理、所有する消防水利施設は、公設防火水槽が 176 基、公設消火栓が 5,404 栓（令和 7 年 11 月末時点）となっています。

②施設の維持・更新状況

消火栓については、岸和田市水道センターが行う配水管敷設替工事等に併せて更新及び新規設置を実施し、適正配置に努めています。また、設置から 30 年以上経過し老朽化が著しい消火栓については、別途計画により修繕を実施しています。

大規模地震の発生が懸念されるなかで、地震発生時には、消火栓の断水も予想されることから、既存の防火水槽の長寿命化を図っています。

③施設管理

各消防水利施設については、定期点検を実施するとともに、消防 OA システム等を活用することで、効率的に消防本部内の情報共有を行い、消防水利施設を有効に活用できるよう管理しています。

※定期点検：消火栓は、毎年度全消火栓を目視及び動作確認を実施しています。また、全消火栓を 10 年掛けて放水量の点検も実施しています。防火水槽は、毎年度全基の漏水の有無について目視での点検を実施しています。また、非耐震性のものについては、計画的に専門業者にて、調査を実施しています。

④コスト対策

消火栓の新設及び更新については、岸和田市水道センターが行う配水管敷設替工事等と併せて実施しており、消火栓単独での施工に比べ経費の低廉化を図っています。

また、老朽化した防火水槽についても、漏水防止工事等により、施設の長寿命化を図っています。

今後の方向性

消防水利施設は、火災時の被害の軽減を図るため、市域に適正に配置する必要のある施設であることから、消防水利の基準を充足するよう、引き続き整備と維持管理に努めます。

○施設管理

・消火栓は、毎年度全消火栓を目視及び動作確認を実施しています。また、全消火栓を10年掛けて放水量の点検も実施しています。

・防火水槽の点検については、経過年数や耐震性に応じて、計画的に専門業者への委託調査を実施しています。

○コスト対策

・長寿命化や、予防保全型の管理を行う等、点検結果に基づいた計画的な施設管理を実施し、予算の平準化とともに、LCCの削減に努めます。

・新材料・工法等の新技术についての情報収集に努め、維持管理・更新等の費用の低廉化について検討します。

・消防水利施設毎に統合・廃止についても検討し、コスト削減に努めます。

6. 下水道

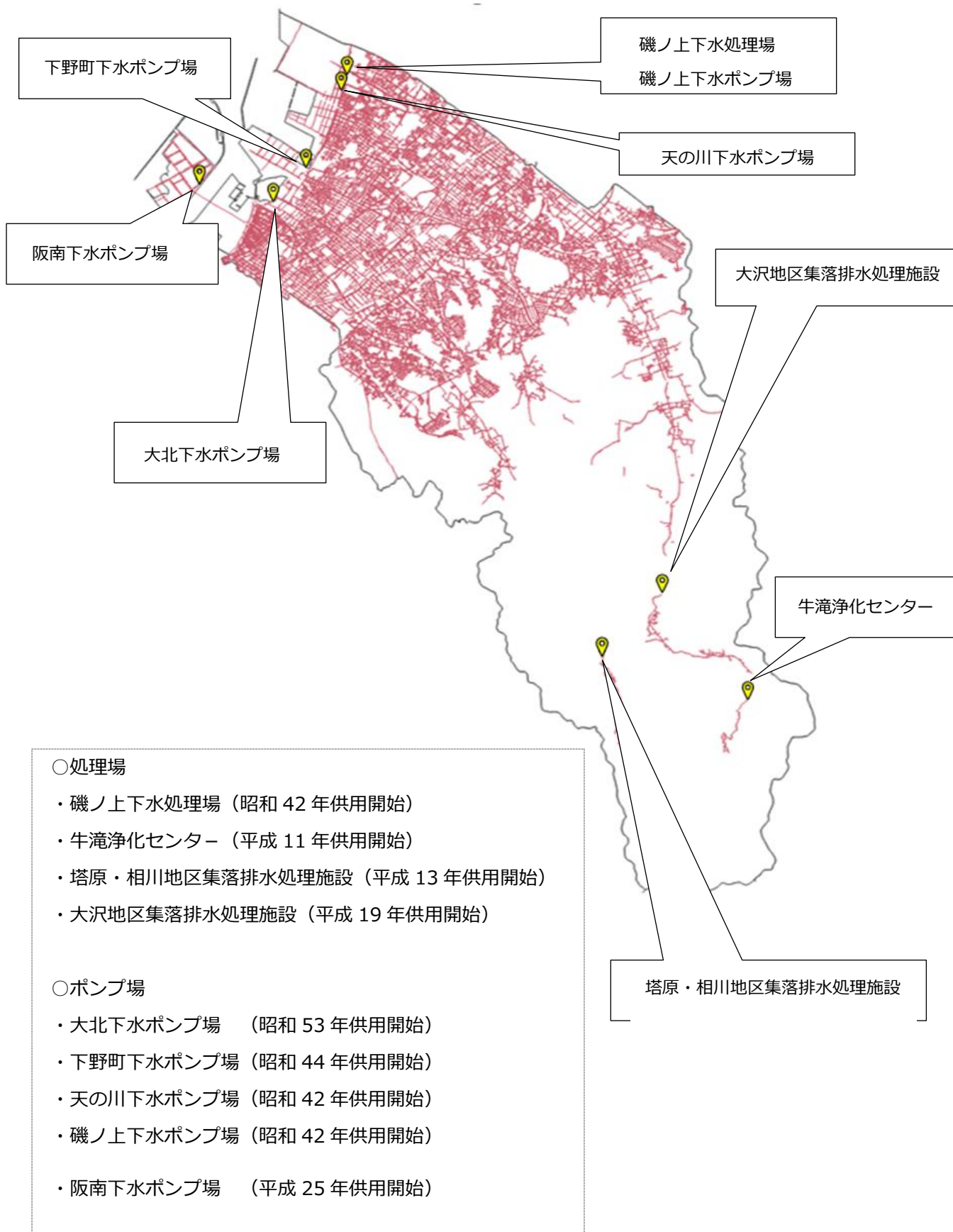
現状と課題

①施設状況・整備状況

本市の下水道は、単独公共下水道として昭和 27 年より浸水対策を目的に事業開始し、昭和 42 年には合流式の磯ノ上下水処理場が供用開始しました。その後、大阪府施行の「南大阪湾岸流域下水道事業計画」に包含され、昭和 51 年以降は分流式で整備を進めています。

また、平成 8 年に「特定環境保全公共下水道牛滝処理区」、平成 9 年より「農業集落排水事業」により整備区域を拡大しています。令和 7 年 3 月現在、汚水整備率は 96.7%、雨水整備率は 50.2%であり、管路の管理延長は 931km（汚水管 618km、雨水管 265km、合流管 48km）です。また、処理場 4 施設、ポンプ場 5 施設を有しています。

【管路・処理場・ポンプ場配置図】



②施設の維持・更新状況

【管 渠】

- ・下水道管路のうち、腐食の恐れの高い箇所は5年に1回以上の頻度で点検していますが、その他の施設は、老朽化の著しい地域に限り随時点検、調査している現状です。
- ・初期に布設した管路の老朽化が進行しており、特に布設後40年以上経過した陶管、コンクリート管の損傷が著しく、これにより管閉塞、陥没、不明水などの発生を招いています。
- ・管路の改築は平成28年よりストックマネジメント計画に着手し、同時に耐震化を進めています。現状の改築計画の範囲は限定的ですが順次拡大していきます。
- ・平成5年度から平成17年度に集中的に整備された管路が多いため、今後、経年劣化による改築更新時期の集中が予測されます。

【処理場、ポンプ場】

- ・施設の運転管理については包括的民間委託を導入することで業務の効率化を図っています。
- ・耐用年数が短い機械・電気設備機器を多数有しており、限られた予算内での対応のため、小修繕対応事案が増加しています。
- ・膨大な設備のストックを抱える中、供用開始から約50年を経過する施設も多く、施設の老朽化が進み、修繕、改築対象施設が増加しています。また、施設の耐震化、津波対策も急務であり、多大な更新費用が想定されるため、予算の平準化を含めた効率的な維持修繕計画の策定が重要課題です。

③施設台帳管理

【管 路】

- ・施設管理や点検調査等の維持管理履歴について、公共下水道管路台帳システムを導入し効率化を図っています。

【処理場、ポンプ場】

- ・更新工事等については設備台帳システムを導入しています。修繕、故障履歴は対象機器点数が多く、処理件数も膨大であるため、紙媒体で管理しています。

④コスト対策

- ・節水意識の定着、節水機器の普及など、水に対する意識やライフスタイルの変化により、ここ数年の水道需要の減少に伴う使用料収入の減少傾向もあり、厳しい局面を迎えています。このため、更なる費用の削減について努力をするとともに、使用料金関連業務のシステム化や、料金徴収業務、処理場・ポンプ場の運転等の業

務を民間に包括委託することにより経費の削減を図っています。

今後の方向性

持続可能な下水道事業の実施を図るため、ストックマネジメント計画に基づき、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理します。

また、特定環境保全公共下水道（牛滝処理区）、農業集落排水（塔原・相川地区、大沢地区）の3処理場を廃止し流域関連公共下水道への統合を進めてまいります。

○施設管理

【管 路】

- ・ストックマネジメント計画に基づいた施設管理を実施します。
- ・管路管理台帳システムの導入により、維持管理履歴をデータベース化により一元管理し、蓄積された情報を分析し日常業務や計画策定等に活用します。
- ・予防保全型の維持管理計画を実行するため、点検・調査、改築・修繕に関する事業の効果目標および事業量の目標を設定します。

【処理場、ポンプ場】

- ・ストックマネジメント計画に基づいた施設管理を実施します。
- ・予防保全型維持管理による施設の点検、調査、改築更新、維持修繕を効率的に実施します。
- ・耐震化計画、津波対策計画等が未策定の施設については、今後、計画を策定します。
- ・施設の耐震化等による防災機能の強化を図ります。
- ・各種計画を適宜見直し、効率的な更新事業を推進します。

○コスト対策

- ・ストックマネジメント計画に基づき、計画的な管理を行いLCCの縮減、財政負担の平準化を図ります。
- ・コスト縮減のため民間活力の利用や国庫補助制度の有効活用を進めます。

7. し尿処理施設

現状と課題

①施設状況・整備状況

天の川浄苑は、市域から収集されたし尿・浄化槽汚泥を処理する施設です。天の川浄苑で前処理を行ったし尿等は、磯ノ上下水処理場及び北部水みらいセンターへ排水し、処理をしています。

昭和 35 年に共用を開始した天の川浄苑は、65 年を経過し、経年劣化及び老朽化が著しい状況となっています。

②施設の維持・更新状況

施設の維持管理業務及び運転管理業務、し尿搬入受付業務は包括民間委託により行い、修繕業務は市で行っています。

③施設管理

毎年、設備や水質などの定期点検を実施し、経年劣化などの不具合が認められた設備機器については、適宜、小修繕を行ってきたものの施設の老朽化が顕在化している状況です。

年々し尿等の収集量は減少していますが、今後も適正かつ安定的なし尿処理のためには、施設の更新に向けた検討が急務となっています。

④コスト対策

施設の維持管理については、包括民間委託により業務の効率化を図っています。

今後の方向性

施設更新の検討に向け、令和 7 年度に新し尿処理施設基本構想の策定し、課題の整理とともに検討を進めます。

併せて、天の川浄苑の移転までは、定期点検結果に基づいた計画的・効率的な施設修繕を実施します。

第Ⅲ章 計画の推進（インフラ・プラント系施設）

1. 庁内体制の整備

これまで、インフラ・プラント系では、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係課連絡会議」にて維持管理に関する調査・研究・情報共有と、「岸和田市インフラメンテナンスマネジメント委員会」にて維持管理行動計画の検証、評価、改善検討を進めてきました。

着実に取り組んでいくには、引き続き必要に応じて 庁内横断的な検討体制を維持・再編し、新設を含めたインフラ・プラント系施設マネジメントの取り組みの重要性をしっかりと認識し、全庁的に進めていきます。

2. 民間事業者との連携の推進

取り組みを進めるには、行政だけでなく、民間事業者と連携し、必要なサービスを提供していくことが不可欠です。インフラ・プラント系施設の整備および維持管理においては民間活力を導入することにより、コストの削減が期待できます。

民間事業者との連携を進めるためには、適切に情報を提供し、民間のアイデアやノウハウを取り入れるなど新しい公共と民間の連携のかたちを構築する必要があります。

3. 多様な連携の推進

これまでも、岸和田市貝塚市清掃施設組合や南大阪湾岸流域下水道など、他の自治体と連携し、サービスの提供を行っていましたが、新たに令和7年度に、水道事業の大阪広域水道企業団との統合を行い、より一層広域連携を進めているところです。また、その他、垂直連携、多分野連携についても検討します。

4. 取り組みスケジュール

維持管理目標（方針）を明確化し、PDCA サイクルを設定することで、施設の維持管理業務を効率的かつ持続的・継続的に向上させていくよう取り組みます。

【発行】 岸和田市

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

電話番号 072(423)9553

FAX番号 072(423)4894

【編集】 建設部公共建築マネジメント課